

堺市中心市街地活性化基本計画

平成 27 年 4 月

(平成 27 年 3 月 27 日認定)

(平成 29 年 3 月 24 日変更)

(平成 30 年 3 月 23 日変更)

(平成 31 年 3 月 26 日変更)

(令和 2 年 3 月 30 日変更)

目次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
〔1〕 堺市における中心市街地の位置付け	1
〔2〕 中心市街地の現状分析	5
〔3〕 中心市街地活性化の課題とその要因	42
〔4〕 中心市街地活性化の基本方針	44
2. 中心市街地の位置及び区域	48
〔1〕 位置	48
〔2〕 区域	49
〔3〕 中心市街地要件に適合していることの説明	50
3. 中心市街地の活性化の目標	58
〔1〕 中心市街地活性化の目標	58
〔2〕 計画期間	58
〔3〕 数値目標設定の考え方	59
〔4〕 数値目標の設定	60
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に 供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	69
〔1〕 市街地の整備改善の必要性	69
〔2〕 具体的事業の内容	70
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	79
〔1〕 都市福利施設の整備の必要性	79
〔2〕 具体的事業の内容	79
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給 のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に 関する事項	84
〔1〕 まちなか居住の推進の必要性	84
〔2〕 具体的事業の内容	84
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化 事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業 及び措置に関する事項	88
〔1〕 経済活力の向上の必要性	88
〔2〕 具体的事業の内容	88

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項・・・	102
〔1〕公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性……………	102
〔2〕具体的事業の内容……………	102
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項・・・	113
〔1〕市町村の推進体制の整備等……………	113
〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項……………	114
〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等……………	141
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項・	145
〔1〕都市機能の集積の促進の考え方……………	145
〔2〕都市計画手法の活用……………	146
〔3〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等……………	146
〔4〕都市機能の集積のための事業等……………	147
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項……………	150
〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項……………	150
〔2〕都市計画との調和等……………	151
〔3〕その他の事項……………	154
12. 認定基準に適合していることの説明……………	158

- 基本計画の名称：堺市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：大阪府堺市
- 計画期間：平成 27 年 4 月から令和 3 年 3 月まで

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

〔1〕堺市における中心市街地の位置付け

(1)堺市の概況

本市は、大阪府の中央部西寄り、大和川を隔てて大阪市の南に位置し、西は大阪湾を望み、地形は西部海浜寄りの平坦地と東南部丘陵地帯からなる、人口約 84 万人、市域面積 149.82 k m²の都市で、南大阪の産業・経済・文化の中心として歩みつづけている。

本市の発展の経過は、歴史に培われ今に残る様々な都市の姿を通して知ることができる。古くは 4 世紀後葉から 5 世紀後葉に百舌鳥古墳群が造られて、内外に国威を示す場として重要な役割を果たしたとされ、平安時代には、この地が摂津・和泉の 2 国の境に位置しているところから「さかい」と呼ばれるようになった。良港を擁したことから、朱印船貿易等海外貿易の物資集散地の拠点として栄え、防衛のため濠を巡らせた環濠都市が形成された堺は、近世初頭まで自治都市として繁栄し、日本の歴史を彩る都市像をかたちづかった。

近代以降は、鉄道網の発達や市街地の拡大に合わせ、臨海工業地帯の造成や泉北ニュータウンの開発等、計画的な土地利用・都市基盤整備により現在の市街地の骨格が形づくられるとともに、鉄道網・道路網等の都市軸で都市と拠点を相互に結ぶ一体性のある多軸多核型の都市構造が形成されている。

平成 17 年の美原町との合併をきっかけとして、平成 18 年に政令指定都市に移行したことを推進力に、「新しい自由都市・堺」としてさらなる飛躍と発展を目指した都市づくりを進めている。

また、近年においては、世界最大級の墳墓である仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録に向けた取組みなど、歴史・文化都市にふさわしいまちづくりを推進している。



図-1.1 堺市の位置

【市域の変遷】

本市は、明治 22 年 4 月 1 日市制施行後、明治 27 年の大鳥郡向井村大字七道との第 1 次合併に始まり、以降 14 次にわたり 22 町村を編入することで、現在の堺市が形成された。

	年月日	編入合併等の内容
	慶応 4 年 (1868) 6 月 22 日	堺県の創設
	明治 9 年 (1876) 4 月 18 日	奈良県を合併
	明治 14 年 (1881) 2 月 7 日	堺県廃止、大阪府に編入
	明治 22 年 (1889) 4 月 1 日	市制・施行（日本で最初の 31 市のうちのひとつ）
第 1 次	明治 27 年 (1894) 2 月 10 日	大鳥郡向井村大字七道編入
第 2 次	大正 9 年 (1920) 4 月 1 日	泉北郡向井町・湊町編入
第 3 次	大正 14 年 (1925) 10 月 1 日	泉北郡舩松村編入
第 4 次	大正 15 年 (1926) 10 月 1 日	泉北郡三宝村編入
第 5 次	昭和 13 年 (1938) 2 月 11 日	泉北郡神石村編入
第 6 次	昭和 13 年 (1938) 9 月 1 日	泉北郡五箇荘村・百舌鳥村、南河内郡金岡村編入
第 7 次	昭和 17 年 (1942) 7 月 1 日	泉北郡浜寺町・鳳町・踞尾村・八田荘村・深井村・東百舌鳥村編入
第 8 次	昭和 32 年 (1957) 10 月 15 日	南河内郡北八下村編入（松原市に帰属した一部を除く）
第 9 次	昭和 33 年 (1958) 7 月 1 日	南河内郡南八下村編入（美原町に帰属した一部を除く）
第 10 次	昭和 33 年 (1958) 10 月 20 日	南河内郡日置荘町編入
第 11 次	昭和 34 年 (1959) 5 月 3 日	泉北郡泉ヶ丘町編入
第 12 次	昭和 36 年 (1961) 3 月 1 日	泉北郡福泉町編入
第 13 次	昭和 37 年 (1962) 4 月 1 日	南河内郡登美丘町編入
第 14 次	平成 17 年 (2005) 2 月 1 日	南河内郡美原町編入

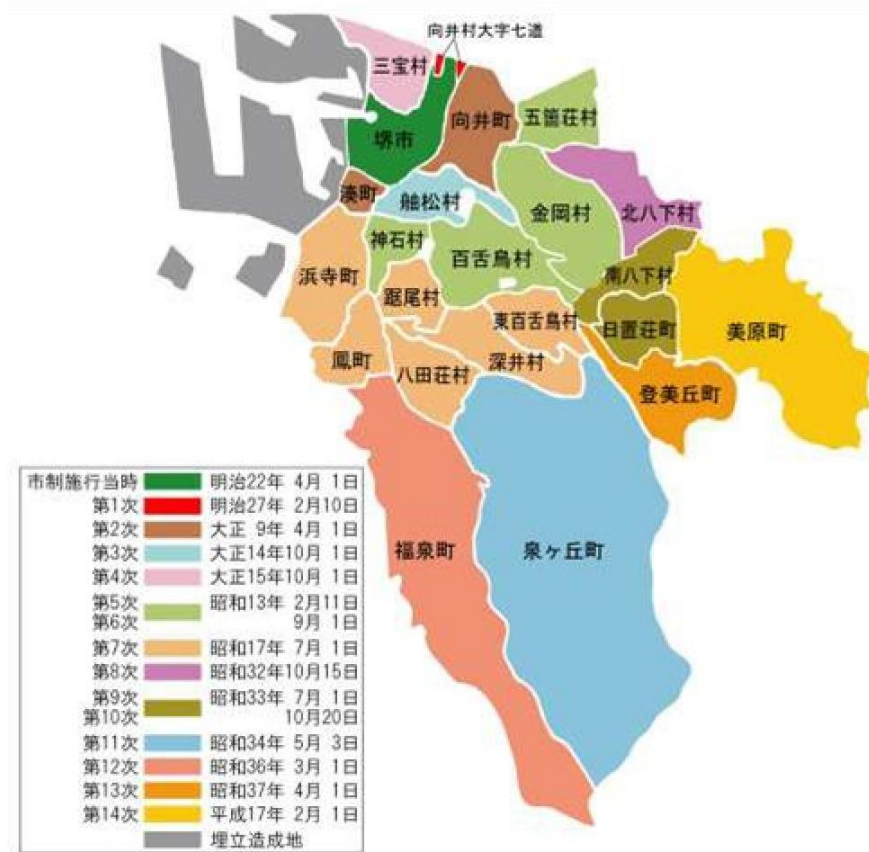


図-1.2 市域の変遷

(2) 中心市街地の概況と位置付け

本市の中心的拠点である南海高野線堺東駅周辺地域は、昭和 19 年の市役所の移転後、その周辺にさまざまな行政機能が立地し行政ゾーンを形成するとともに、百貨店や商店街等の商業機能や各種業務機能が集積し、本市及び周辺地域における行政サービス、商業・業務機能の中枢をなしてきた。

平成 11 年に策定した旧中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画は、堺東駅西側の約 27ha を対象区域としており、平成 16 年 5 月にはこれとほぼ同じ区域が都市再生緊急整備地域に指定される等、本市ではこれまで堺東駅周辺地域を中心市街地として位置付け、まちづくりを進めてきた。

しかしながら、少子高齢化の進行や、人口減少社会の到来等、都市を取り巻く社会環境が大きく変化する中、モータリゼーションの進展や郊外型ショッピングセンターの立地等の影響により、堺東駅周辺地域においても都市活力が衰退しており、今後は、都市拠点を中心とした都市機能の集積による集約型の都市づくり等、新たな時代に対応した持続可能なまちづくりを進めていく必要がある。

そのような中、本市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」では、堺東駅周辺地域と堺駅周辺地域を都心地域の核として位置づけ、商業・業務・行政・文化・居住等の複合的な都市機能の集積を図るとともに、旧市街地周辺地域を中心に、地域の歴史・文化資源を活かした集客・交流機能の向上に加え、趣きの感じられる都市景観を形成し、国内外から人が集まり、賑わい、交流できる拠点づくりを進めるとしている。

これを踏まえ、平成 24 年 7 月に策定した「堺 都心のまちづくりプラン」では、都心及びその周辺地域において、都市機能のさらなる集積による拠点性の向上、快適に暮らせる都心のライフスタイル創出による定住人口の増加、本市固有の歴史・文化資源を活かした新たな都市魅力の創出による交流人口の増加をめざし、これらの相乗効果による経済活動の活発化と、これに伴う賑わいと活力の創出を図っている。

都心地域は、市内各拠点と連携しながら都市の発展を牽引する役割を担う地域であり、活性化の効果が市域全域及び周辺市町村まで波及することが期待できるため、本計画では、堺東駅周辺地域及び堺駅周辺地域と、それらを接続する旧市街地周辺地域で形成される区域約 190ha を新たに中心市街地として位置付ける。

なお、中心市街地を形成する各地域においては、それぞれの特性を活かしたまちづくりの計画を策定し、地域の個性を活かした取組みを進めているところである。これらの取組み状況を踏まえ、本計画では、これまでも中心市街地として活性化に取り組む、都市再生緊急整備地域にも指定されている堺東駅周辺地域について、引き続き重点的にまちづくりを推進していくこととする。

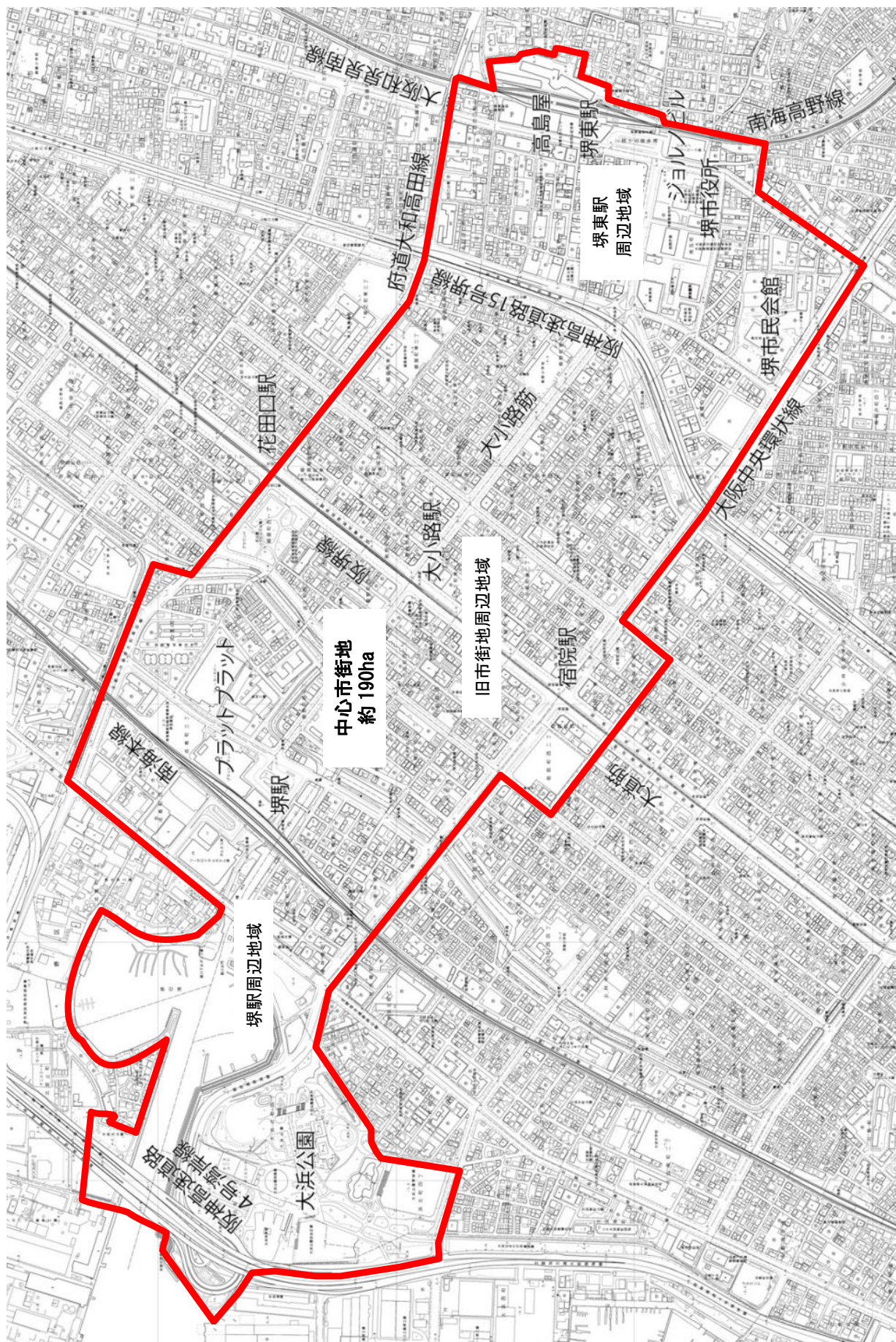


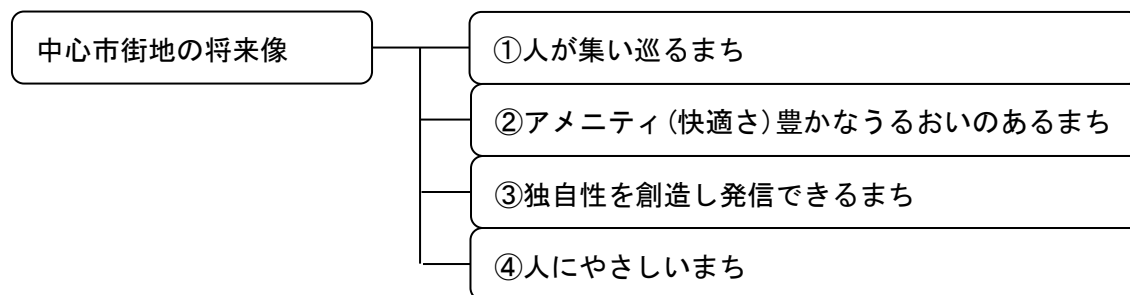
图-1.3 位置图

[2] 中心市街地の現状分析

(1) これまでの中心市街地活性化への取り組み

1) 事業の実施状況

本市では、平成 11 年 3 月に南海高野線堺東駅周辺地域を対象に、(旧)堺市中心市街地活性化基本計画を策定し、『堺の「顔」としての魅力と風格あるまちの創造』というコンセプトにもとづき、次の 4 つの将来像を定め、事業を実施してきた。



現在までの事業の進捗は、表-1.1、-1.2 のとおり全 25 事業のうち、12 事業が完了、6 事業に着手し、実施率は 72.0%である。

表-1.1 (旧)基本計画で位置付けた事業の進捗状況一覧

	事業数	完了	着手	未着手・廃止	実施率
市街地の整備改善のための事業	9	2	1	6	33.3%
商業活性化のための事業	12	7	5	0	100.0%
一体的に推進する事業	4	3	0	1	75.0%
合 計	25	12	6	7	72.0%

表-1.2 (旧)基本計画で位置付けた事業別進捗状況

市街地の整備改善のための事業		商業活性化のための事業	
大型空き店舗活用事業	完了	中小小売商業高度化事業構想策定事業	完了
堺東中瓦町二丁地区第一種市街地再開発事業	廃止	大型空き店舗活用事業	完了
商店街パティオ事業	未着	魅力拠点整備推進支援事業	着手
歩行者動線整備事業	未着	商店街イメージアップ推進事業	着手
快適歩行空間整備事業	未着	商店街共通駐車券事業	完了
市庁舎 2 期整備事業	完了	共同イベント事業	完了
合同庁舎整備事業	着手	空き店舗の活用促進	完了
都心居住型総合設計制度	未着	地域情報提供事業	完了
優良建築物等整備事業	未着	商店街カード発行事業	完了
		商店街共同整備事業	着手
一体的に推進する事業		共同駐車場整備事業	着手
堺東駅舎バリアフリー化事業	完了	タウンマネジメント事業	着手
バス走行環境改善システム整備事業	完了		
超低床ノンステップバス導入事業	完了		
タウンモビリティ事業	未着		

2)各事業の評価

①市街地の整備改善のための事業

<成果>

- ・「市庁舎２期整備事業」が平成１６年２月に完了し、１期庁舎とともに地域のランドマークとなっている。
- ・「合同庁舎整備事業」については、周辺関連事業とともに合同庁舎整備事業を含む行政ゾーン整備を進めるため、平成１８年６月に「堺市シビックコア地区整備計画」を策定し、国の同意を得た。平成２０年１２月には裁判所の新庁舎、平成２５年３月には堺地方合同庁舎が完成し、堺拘置支所、堺東年金事務所の建替えが未着手である。

<評価と今後の展望>

- ・市街地整備の先導的事业として予定していた「堺東中瓦町二丁地区第一種市街地再開発事業」については、平成１９年に市街地再開発事業等の都市計画を決定し、事業の推進を図っていたが、事業化が見込めないことから平成２３年１２月に都市計画を廃止した。
- ・未着手である「歩行者動線整備事業」については、堺東駅周辺地域の回遊性を高めるため、ジョルノビル建替えに伴うペDESTリアンデッキの改修・再整備及び市民交流広場の整備を行う予定としている。
- ・「商店街パティオ事業」、「快適歩行空間整備事業」については、事業に対する合意形成の不足等のため、実施に至っていない。
- ・「都心居住型総合設計制度」、「優良建築物等整備事業」については、実績を残せなかったものの、区域内において低・未利用地を活用したマンションの建設が進み、民間主導による都心居住が推進されたといえる。引き続き、居住環境改善に向けた具体的な施策展開の検討が必要である。



堺市庁舎と堺地方合同庁舎

②商業活性化のための事業

＜成果＞

- ・「中小小売商業高度化事業構想策定事業」として、平成 12 年 5 月に堺商工会議所がTMO構想を策定した。それを受け、堺商工会議所を堺TMOに認定した。
- ・「大型空き店舗活用事業」として堺TMOが拠点整備を行い、チャレンジショップの運営や観光案内所、ヤングJOBステーションの誘致を行った。チャレンジショップでは出店者 28 名のうち中心市街地で 9 店舗、その他で 6 店舗が独立開業し、魅力ある物販店の創出が図られた。現在は観光案内所を拡充し、堺の名品の販売、レンタサイクルの貸し出し等を行っている。
- ・堺TMOにおいて、商店街共通駐車券の発行、イルミネーション等の共同イベントの実施、情報提供事業としての機関紙や商店街MAPの発行等のソフト施策を実施してきた。
- ・平成 19 年 11 月には、商業者・市民・事業者等の創意を活かした中心市街地活性化を推進するため、堺市中心市街地活性化協議会が設立され、同年度からイルミネーション事業の実施主体となるとともに、賑わいを創出するイベントの実施等に取り組んでいる。平成 23 年度からはタウンマネージャーを配置し、地域主体のソフト事業の推進を支援している。

＜評価と今後の展望＞

- ・イベント等のソフト事業中心であったため、目に見える形で活性化の効果を確認することは困難であるが、イベントの連携を図り、回数を重ねることにより地域の意識向上が図られつつある。
- ・「魅力拠点整備推進支援事業」、「商店街イメージアップ推進事業」、「商店街共同整備事業」、「共同駐車場整備事業」については着手したが、共同駐車場については、コインパーキングの増加により需要が低下している。
- ・今後もタウンマネージャーを配置し、イルミネーションやまちなか逸品バル等のイベントを継続実施するとともに、市街地整備のハード事業と併せ、賑わいの創出に寄与する事業メニュー（商業施設の更新や空き店舗の活用等）の検討が必要である。



堺東観光案内所



堺東イルミネーション

③一体的に推進する事業

<成果>

- ・計画した事業のうち、「堺東駅舎バリアフリー化事業」、バス優先レーン・優先信号制御等の「バス走行環境改善システム整備事業」、「超低床ノンステップバス導入事業」の3事業が実施済みであり、公共交通の利用に係る環境改善が図られた。

<評価と今後の展望>

- ・「タウンモビリティ事業」については、歩行空間の整備が未着手であり、実施に至らなかった。
- ・公共交通に関する事業は予定通り完了した。今後は、公共交通の安全性・利便性及び歩行者の回遊性のさらなる向上を図る必要がある。



堺東駅バリアフリー化（エレベーター）



大阪和泉泉南線バス優先レーン

④まとめ

（旧）堺市中心市街地活性化基本計画に基づき、本市の玄関口である堺東駅周辺地域のまちづくりを推進し、行政ゾーンの整備や民間主導による都心居住の推進、商業の活性化に向けたソフト面の取組みなど、活性化に向けて一定の成果が得られた。その一方、商店街においては、主要事業であった堺東中瓦町二丁地区市街地再開発事業が廃止となり、社会経済情勢の変化による影響などもあることから、より一層の活性化が求められる状況となっている。

こうした状況を踏まえ、引き続き堺東駅周辺地域における取組みを継続しながら、周辺地域における、堺固有の歴史・文化を活かした事業等とも連携し、一体的なまちづくりにより中心市街地の賑わい創出を図っていく必要がある。

(2) 中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況の分析とその有効活用の方法の検討

1) 社会資本、産業資源等

本市の中心市街地は、南海高野線堺東駅周辺地域を中心に、人・モノ・情報等の中枢機能が集積する拠点として発展してきた。東西方向の大小路、大阪中央環状線、堺大和高田線及び南北方向の大道筋、国道 26 号、大阪和泉泉南線等幹線道路網が格子状に地域の骨格を形成し、南海高野線、南海本線、J R 阪和線のほか、路面電車である阪堺線の 4 本の鉄軌道により市内の各拠点や大阪市、南大阪地域と結ばれる等、非常に交通利便性が良く、市内外からのアクセス性に優れ、通勤・通学、観光に対して良好な交通基盤を備えている。さらに市民の身近な移動手段であるバス交通においても、南海高野線堺東駅や南海本線堺駅を中心にバス路線が充実し多くの発着がある。

公共公益施設としては、堺東駅周辺地域を中心に、堺市役所をはじめ、堺地方合同庁舎（大阪国税局堺税務署、大阪法務局堺市局、大阪労働局堺労働基準監督署、ハローワーク堺、大阪地方検察庁堺支部、堺区検察庁）、裁判所（大阪地方裁判所堺支部、堺簡易裁判所、大阪家庭裁判所堺支部）、堺拘置支所、堺市総合福祉会館等の多くの施設が立地し行政ゾーンを形成している。大阪中央環状線に面して、本市の文化芸術の拠点である堺市民会館が位置している。その他、中心市街地の区域には、ベトナム総領事館、堺警察署、堺消防署、キッズサポートセンターさかいなどの施設が位置している。

商業・業務施設としては、堺東駅周辺地域において、高島屋堺店や駅前商店街など市内最大規模の商業集積が見られ、大阪和泉泉南線に沿っては業務施設の集積が見られる。また、堺駅周辺地域においては、プラットプラット、市街地再開発事業により整備されたホテル・業務施設や魚市場などの商業・業務施設が集積している。

また、堺には、伝統的工芸品に指定されプロの料理人からも高い評価を受ける刃物や、鉄砲鍛冶の技術をルーツにもつ自転車をはじめ、昆布、線香、敷物、注染・和ざらし等、世界に誇る伝統産業が今も息づいており、中心市街地内外に跨る、旧市街地周辺地域を中心に刃物や線香の事業所が集積している。

これらの既存ストックを活用しながら、地域への来訪者を増やすための取組みとして、市民会館建替え事業、堺市文化観光拠点（さかい利品の杜）運営事業などを実施しているところである。



堺銀座通り 商店街



伝統工芸品 刃物

2) 歴史的・文化的資源、景観資源

中心市街地内外に跨る旧市街地周辺地域は、江戸時代に行われた「元和の町割」が今も街区構成の基本となっている貴重な地域である。南北方向には紀州街道である大道筋が通り、その周辺には、江戸時代初期の町家として全国的にも貴重な堺市立町家歴史館山口家住宅（重要文化財）、江戸時代の鉄砲鍛冶屋敷の面影を残す国内唯一の建築物である井上家住宅（市指定有形文化財）といった町家や、市内最大の木造建築である本願寺堺別院、妙國寺といった寺社群など、歴史的建造物による古いまちなみが今も残っている。これらは、自由自治都市・貿易都市として発展してきた本市の歴史を色濃く表すものであり、その意義と重要性を認識し、歴史・文化資源、景観資源として、適切な保全・活用を行う必要がある。また、かつての環濠都市としての魅力を活用した賑わいの拠点づくりなどにも取り組む。



山口家住宅



本願寺堺別院

大道筋には路面電車である阪堺線が通り、趣のある景観を形成するとともに、低床式車両（LRV）導入、文化観光拠点の整備や大道筋（紀州街道）の整備などの取組みと連携して、周辺の観光資源活用と回遊性向上を図っている。

中心市街地の東側周辺地区には、世界最大級の墳墓である仁徳天皇陵古墳に代表される 44 基の古墳が点在しており、百舌鳥古墳群を形成している。百舌鳥古墳群は、日本の古代史を物語る貴重な歴史・文化資源となっている。



堺トラム（LRV）



仁徳天皇陵古墳

鎌倉時代からの伝統といわれる「堺大魚夜市」は、住吉大社の夏越祓の神事に合わせ豊魚と安全を祈願したのが起源で、毎年7月31日の夜、大浜公園で開催されている。

また、昭和49年から毎年10月第3日曜日とその前日に「堺まつり」を開催しており、中心市街地を貫く大小路筋において、中世の南蛮衣装や時代衣装の行列、火縄銃隊の祝砲等、安土桃山時代の文化を中心とした“堺らしさ”を演出した大パレードを実施しており、多くの集客がある。



堺まつり



堺大魚夜市

平成27年3月には、本市の特色ある歴史文化を振興し、観光集客を図るため、千利休茶の湯館、与謝野晶子記念館をはじめとする文化施設や飲食などを提供する来訪者サービス施設、観光バスにも対応した駐車場などからなる堺市文化観光拠点（愛称：さかい利晶の杜）を開設し、まちの賑わい創出と都市魅力の向上に取り組んでいる。

堺東駅周辺地域においては、現在も行政ゾーンにおいて国施設の整備が続いており、これに併せて、堺市役所前の広場及び国施設更新により発生する国有地を一体的に活用した市民交流広場を整備することにより、堺市庁舎・堺地方合同庁舎・裁判所等と一体となって本市の玄関口にふさわしいランドマークを形成し、賑わいを併せ持った、より良好な街並みの形成をめざしている。



堺市文化観光拠点
(愛称：さかい利晶の杜)



市民交流広場

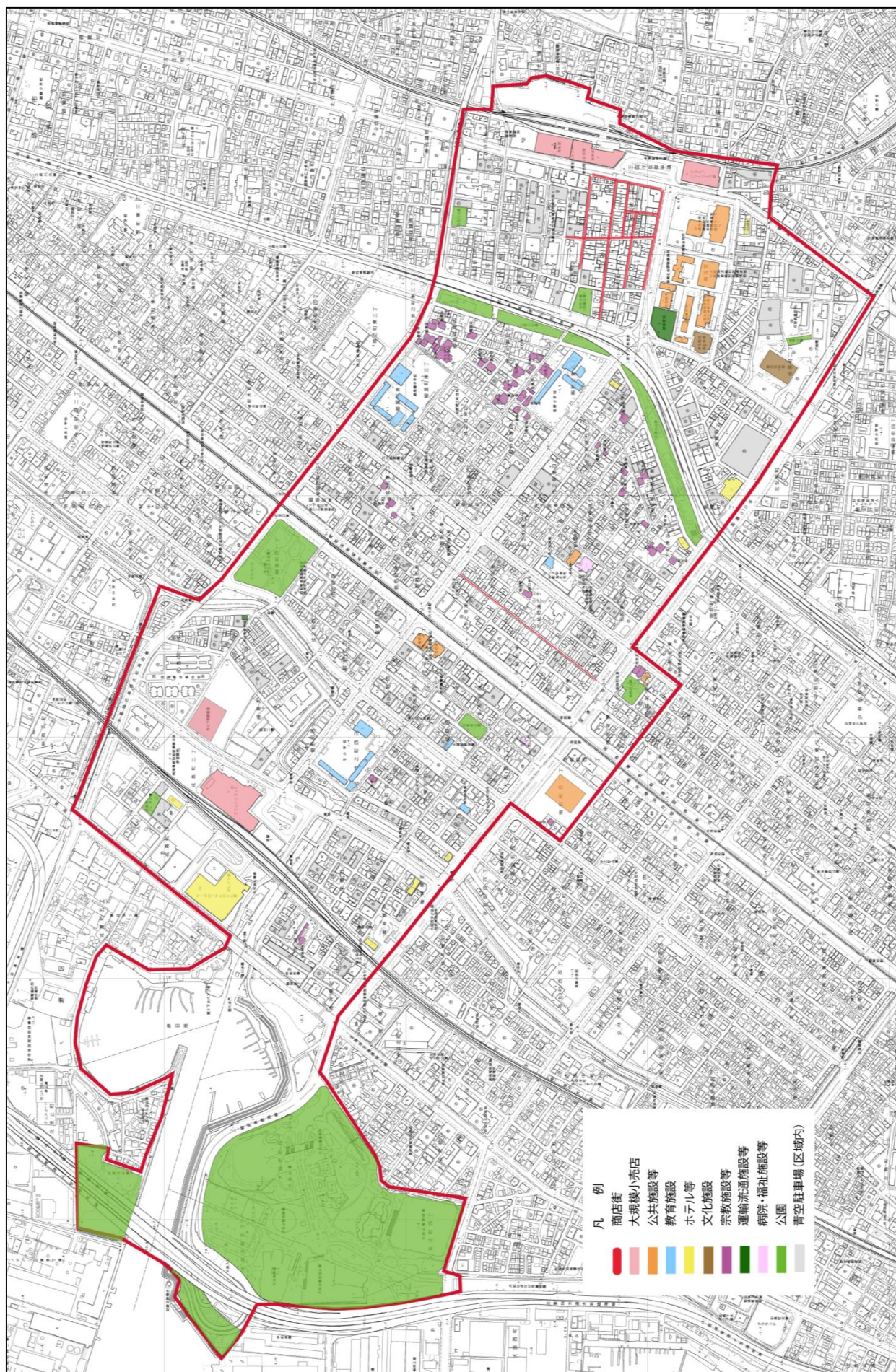


図-1.4 資源分布図

(3) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

1) 賑わい及び都市機能に関する現状分析

① 堺東駅周辺地区の歩行者通行量

主要動線での歩行者通行量が減少

堺東駅周辺地区の歩行者通行量について、下図 6 地点平均における平成 9 年から平成 24 年までの推移をみると、平日では直近は回復傾向にあるものの、平日で約 17%、休日で約 54%の減少となっており、特に休日の減少が大きくなっている。

平日通行量：平成 9 年 5,177 人/日(1.00) ⇒ 平成 24 年 4,227 人/日(0.82)

休日通行量：平成 9 年 5,479 人/日(1.00) ⇒ 平成 24 年 2,529 人/日(0.46)

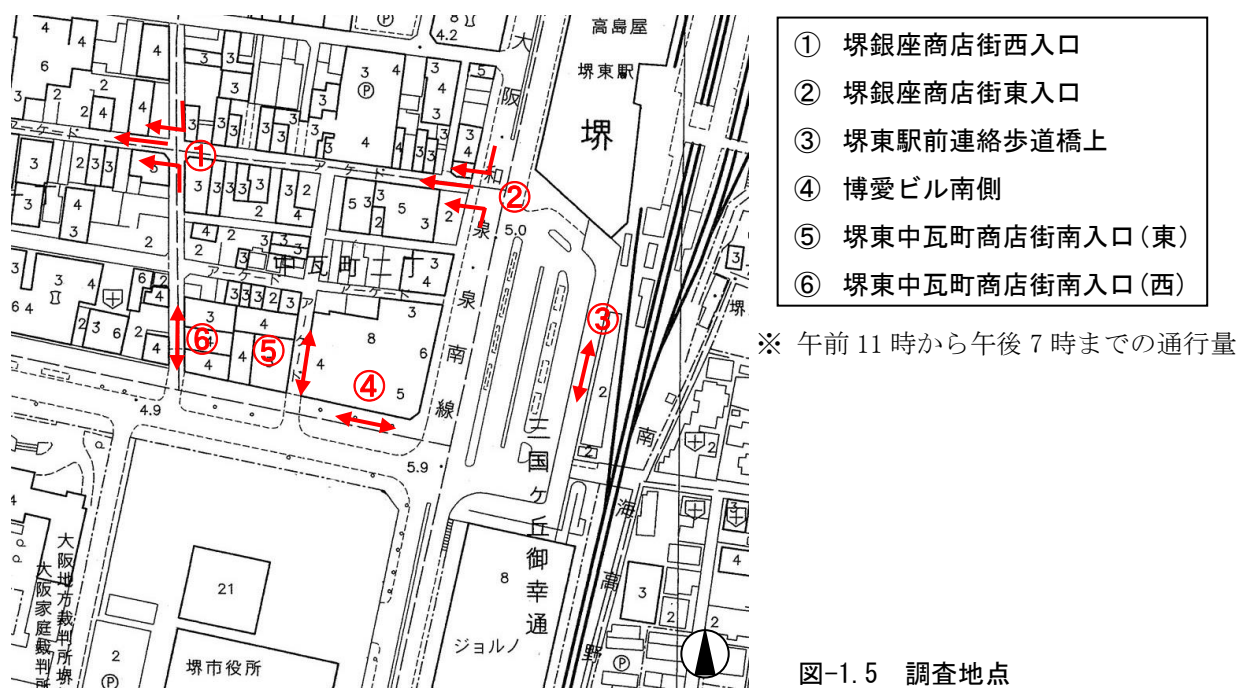


図-1.5 調査地点

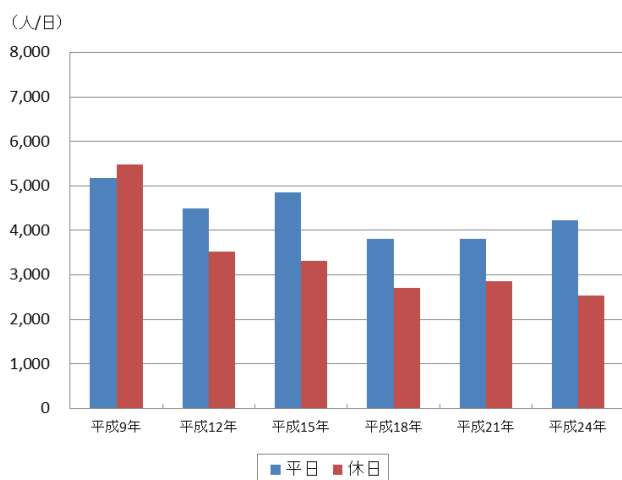


図-1.6 歩行者通行量の推移 (地点平均)

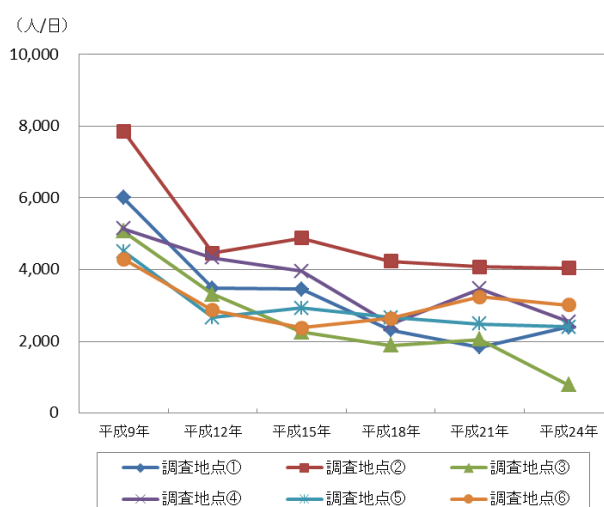


図-1.7 地点別歩行者通行量の推移 (休日)

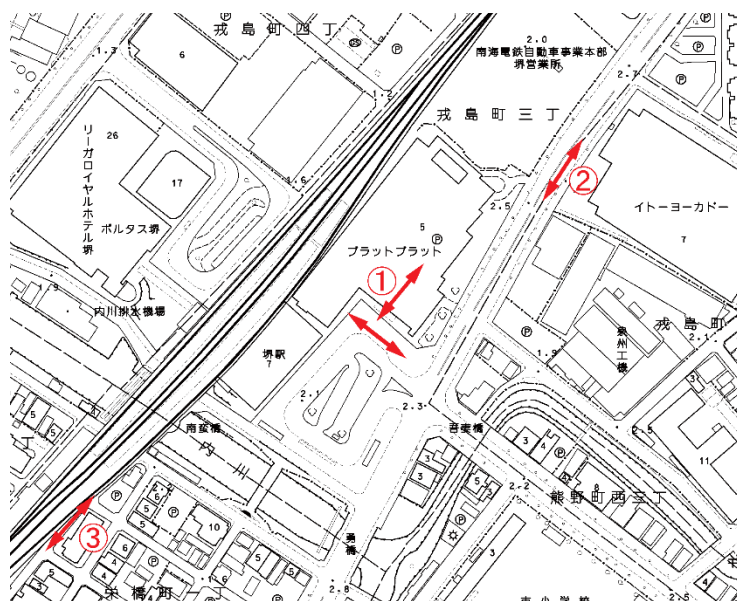
②堺駅周辺地区の歩行者通行量

大規模小売店舗の開店と閉店により通行量に変化

堺駅周辺地区の歩行者通行量について、平成12年はプラットプラットの開店直後であったため、特に休日の通行量が一時的に増加している。その後、平成15年には減少したものの、直近は横ばいの傾向にある。また、平成9年と21年を比較すると概ね横ばいの数値となっている。平成23年2月にイトーヨーカドー堺店が閉店し、平成26年3月にはライフ堺駅前店がオープンしたため、歩行者通行量の状況は変化していると想定される。

平日通行量：平成9年 7,790 人/日 (1.00) ⇒ 平成21年 7,381 人/日 (0.95)

休日通行量：平成9年 11,220 人/日 (1.00) ⇒ 平成21年 11,334 人/日 (1.01)



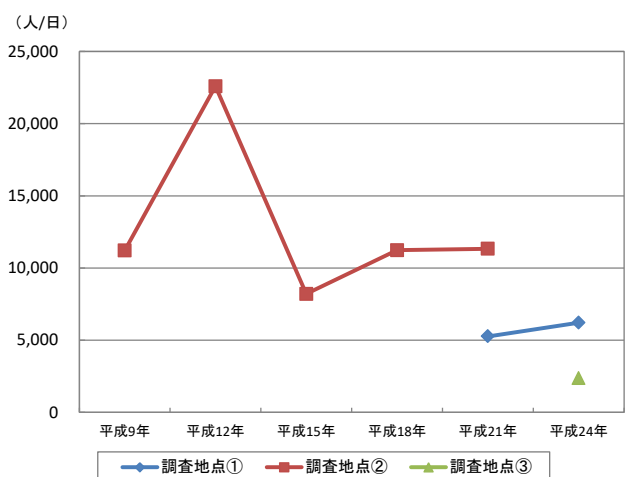
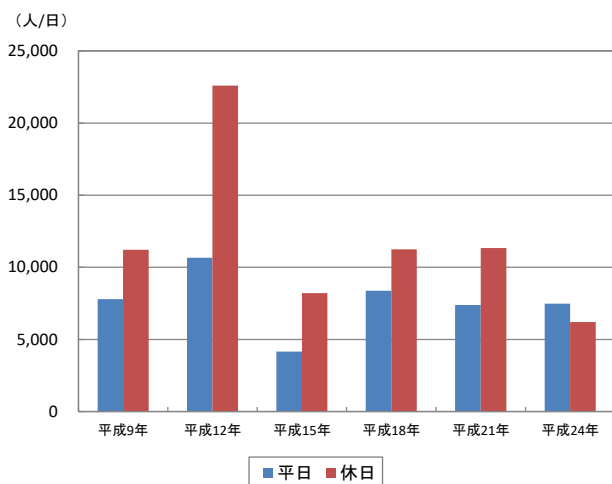
- ① プラットプラット南側出入口
- ② イトーヨーカドー西側
- ③ 堺駅南口東側

※ 午前11時から午後7時までの通行量

※ 調査地点：

- ①平成21年、24年のみ
- ②平成9年～21年のみ
- ③平成24年のみ

図-1.8 調査地点



出典：平成21年度堺市全小売商業商圈動態調査、平成24年度堺市商圈実態調査

図-1.9 歩行者通行量の推移（地点平均）（調査地点②）

図-1.10 地点別歩行者通行量の推移（休日）

※調査地点②について、平成24年は調査を実施していないため、調査地点①の数値を代用した。

③山之口・宿院地区の歩行者通行量

山之口・宿院地区の通行量は緩やかな減少傾向にある

山之口・宿院地区の通行量は平成9年以降ほぼ横ばいで推移していたが、平成24年調査では減少している。平成9年から平成24年までの推移をみると、平日で約13%、休日で約38%の減少となっている。

平日通行量：平成9年 2,914 人/日(1.00) ⇒ 平成24年 2,533 人/日(0.87)

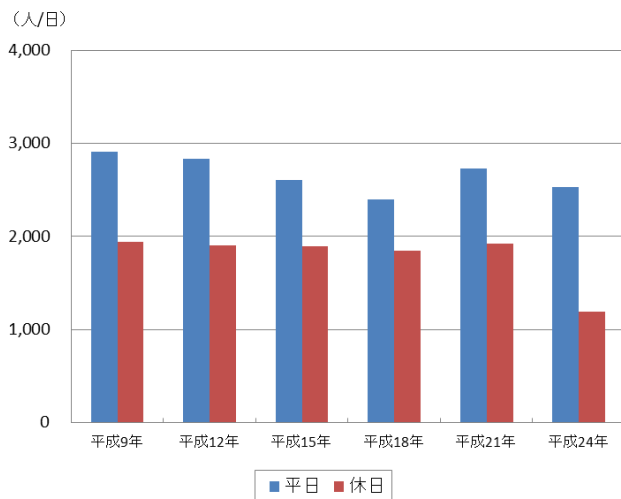
休日通行量：平成9年 1,946 人/日(1.00) ⇒ 平成24年 1,196 人/日(0.61)



① 開口神社西側

※ 午前11時から午後7時までの通行量

図-1.11 調査地点



出典：平成21年度堺市全小売商業商圈動態調査、平成24年度堺市商圈実態調査

図-1.12 歩行者通行量の推移（地点平均）

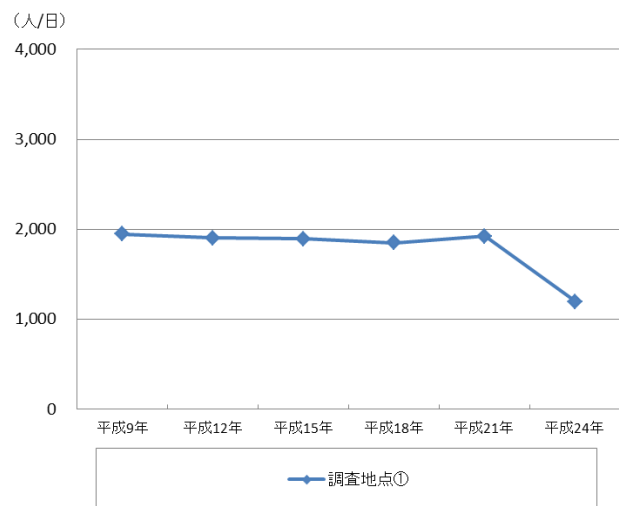


図-1.13 地点別歩行者通行量の推移（休日）

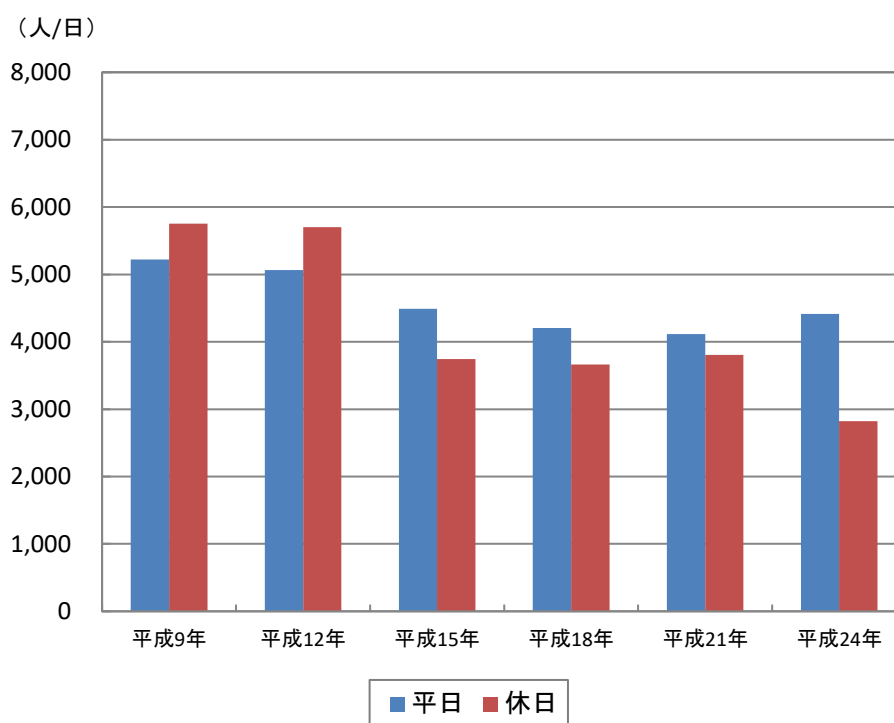
④全体の歩行者通行量（全地点平均）

全体の歩行者通行量（全地点平均）は減少傾向

堺東駅周辺地区、堺駅周辺地区、山之口・宿院地区の各地点の平均における平成9年から平成24年までの推移をみると、平日で約15%、休日で約51%の減少となっており、各地点での傾向と同様に、特に休日の減少が大きくなっている。

平日通行量：平成9年 5,220 人/日 (1.00) ⇒ 平成24年 4,416 人/日 (0.85)

休日通行量：平成9年 5,755 人/日 (1.00) ⇒ 平成24年 2,822 人/日 (0.49)



出典：平成21年度堺市全小売商業商圈動態調査、平成24年度堺市商圈実態調査

※堺駅周辺地区については、調査実施年の影響を踏まえ、平成9年～21年までを「調査地点②：イトーヨーカドー西側」の1地点、平成24年を「調査地点①：プラットプラット南側出入り口」の1地点として平均を算出した。

図-1.14 歩行者通行量の推移（全地点平均）

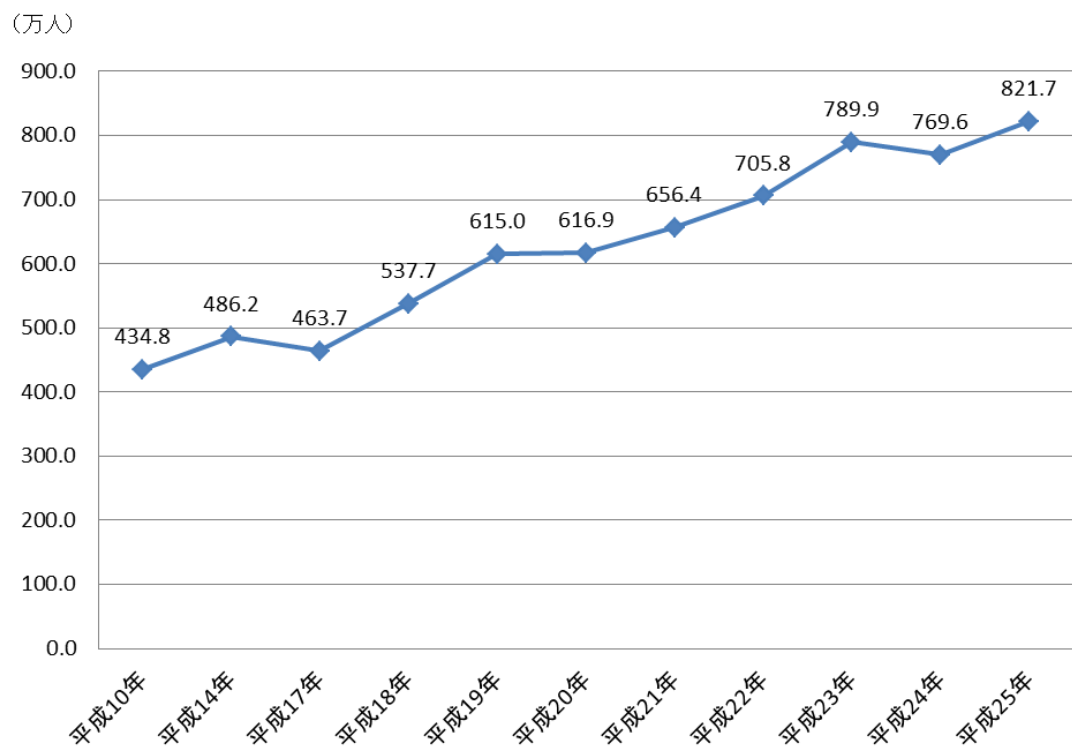
2) 観光に関する現状分析

① 観光ビジター数

本市の観光ビジター数は増加傾向

本市の観光ビジター数は、増加傾向にある。

観光ビジター数：平成10年 434.8 万人(1.00) ⇒ 平成25年 821.7 万人(1.89)



出典：堺市ビジター実態調査

図-1.15 観光ビジター数の推移

3) 交通に関する現状分析

① 堺東駅乗降客数とバス乗車人員

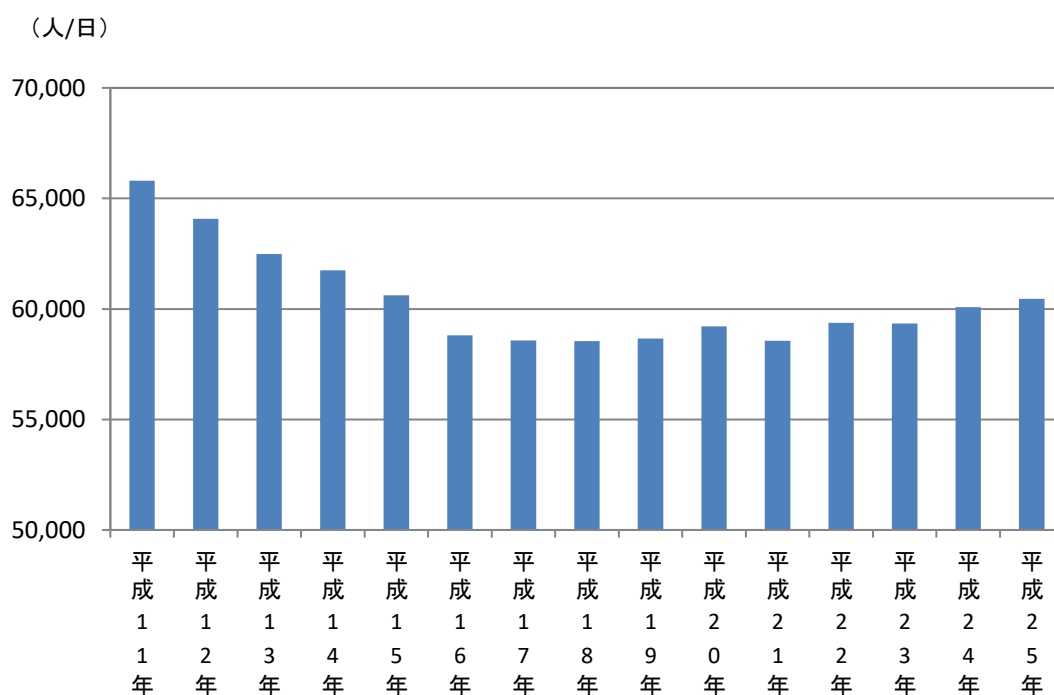
南海高野線堺東駅の乗降客数は減少傾向

南海高野線堺東駅の1日あたりの乗降客数は平成11年以降減少していたが、平成16年頃には下げ止まり、平成11年と平成25年の比較では約8%の減少となっている。

一方で、定期比率は増加傾向にあることから、通勤や通学以外での中心市街地への来街者数が減少傾向にあると考えられる。

乗降客数：平成11年 65,799 人/日 (1.00) ⇒ 平成25年 60,460 人/日 (0.92)

定期比率：平成19年 52.8% (1.00) ⇒ 平成24年 54.5% (1.03)



出典：南海電気鉄道㈱

図-1.16 堺東駅乗降客数

表-1.3 堺東駅の定期比率の推移

(単位：1,000人)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
a 定期	5,618	5,699	5,695	5,781	5,799	5,934
b a×2	11,236	11,398	11,390	11,562	11,598	11,868
c 定期外乗車	4,653	4,690	4,597	4,664	4,666	4,644
d 定期外降車	5,394	5,363	5,234	5,282	5,266	5,251
e = b+c+d 乗降計	21,283	21,451	21,221	21,508	21,530	21,763
定期比率 b/e	52.8%	53.1%	53.7%	53.8%	53.9%	54.5%

出典：堺市統計書

「堺東駅前」バスの乗車人員は減少傾向

南海バス「堺東駅前」の乗降人員（OD 調査による）は、平成 18 年に増加に転じたものの、近年はやや減少傾向にある。

乗降人員：平成 14 年 17,311 千人(1.00) ⇒ 平成 24 年 13,774 千人(0.80)

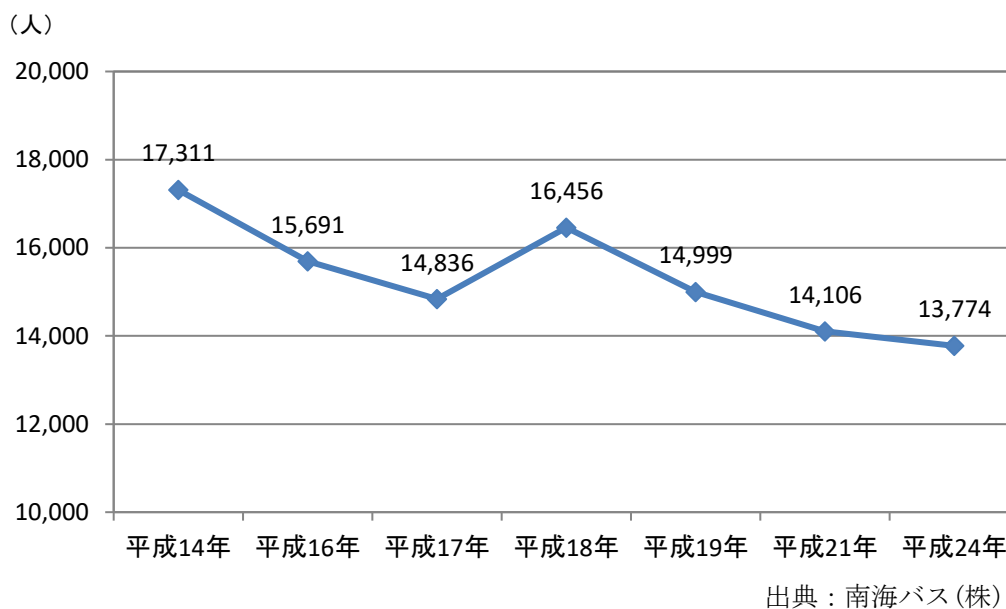


図-1.17 バス乗降人員（OD 調査）

②堺駅乗降客数とバス乗員人数

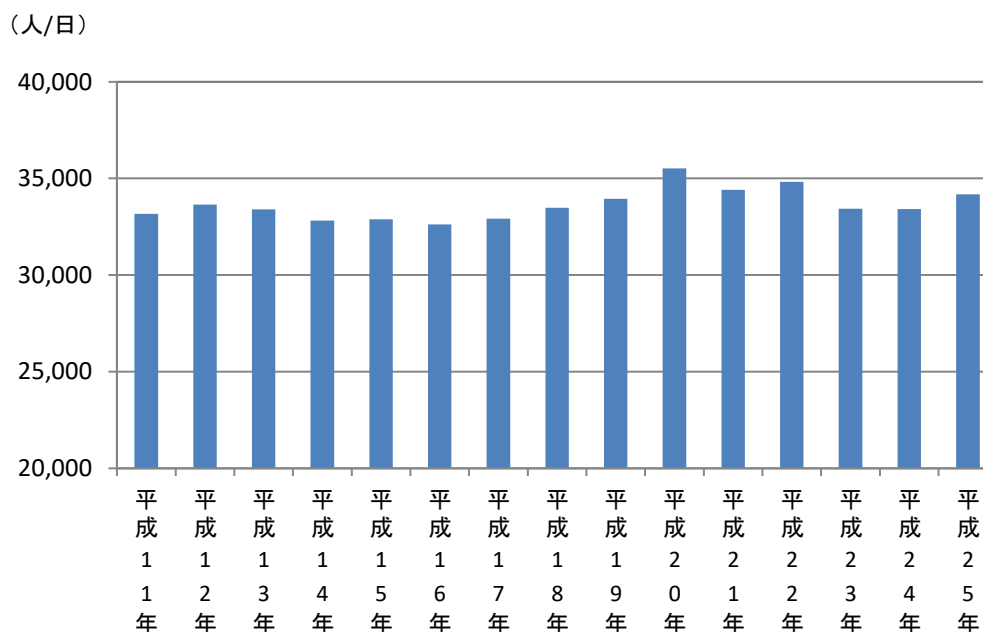
南海本線堺駅の乗降客数は横ばい傾向

南海本線堺駅の1日あたりの乗降客数は、平成17年から平成20年までは微増していたが、現在は横ばい傾向である。

一方で、定期比率は平成24年で54.9%あり、通勤、通学の利用者が多いといえる。

乗降客数：平成11年33,166人/日(1.00) ⇒ 平成25年34,183人/日(1.03)

定期比率：平成19年53.6%(1.00) ⇒ 平成24年54.9%(1.02)



出典：南海電気鉄道(株)

図-1.18 堺駅乗降客数

表-1.4 堺駅の定期比率の推移

(単位:1,000人)

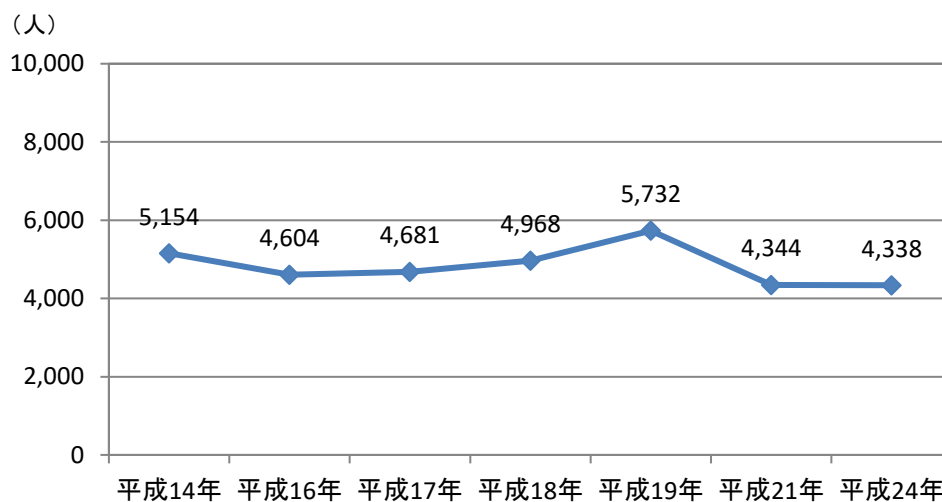
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
a 定期	3,302	3,486	3,415	3,430	3,336	3,325
b a×2	6,604	6,972	6,830	6,860	6,672	6,650
c 定期外乗車	2,995	3,110	2,940	2,996	2,822	2,807
d 定期外降車	2,717	2,791	2,692	2,760	2,627	2,646
e= b+c+d 乗降計	12,316	12,873	12,462	12,616	12,121	12,103
定期比率 b/e	53.6%	54.2%	54.8%	54.4%	55.0%	54.9%

出典：堺市統計書

堺駅発着バスの乗車人員は横ばい傾向

南海バス「堺駅」の乗降人員（OD 調査による）は、平成 16 年から平成 19 年までは微増傾向にあったが、平成 21 年に減少に転じ、現在は横ばい傾向にある。

乗降人員：平成 14 年 5,154 千人(1.00) ⇒ 平成 24 年 4,338 千人(0.84)



出典：南海バス(株)

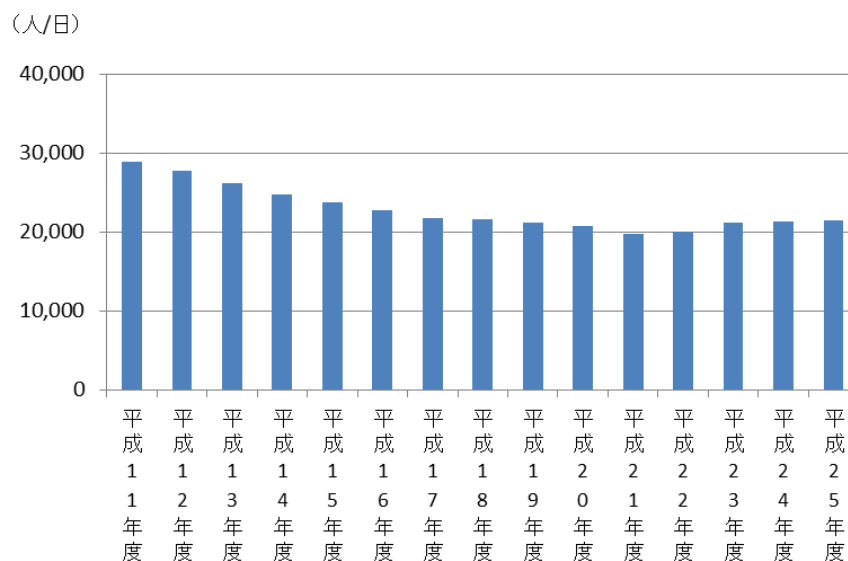
図-1.19 バス乗降人員（OD 調査）※堺駅東口発着の路線

③阪堺線利用者数（全線）

阪堺線の利用者数は減少から増加に転じる

阪堺線の利用者数については、平成 21 年度まで減少傾向にあったが、堺市の支援策の実施等により増加に転じ、平成 25 年度の利用者数は平成 19 年度利用者数と同等まで回復している。

利用者数：平成 11 年度 28,863 人/日(1.00) ⇒ 平成 25 年度 21,505 人/日(0.75)



出典：阪堺電気軌道(株)

図-1.20 阪堺線利用者数（全線）

4) 商業・業務に関する現状分析

① 小売業の動向

中心市街地の小売業商店数は減少

中心市街地の小売業商店数は減少を続けており、平成9年から平成24年の間に約44%の減少となっている。

これにより、全市に対するシェアは平成9年の10.7%から9.2%に減少している。

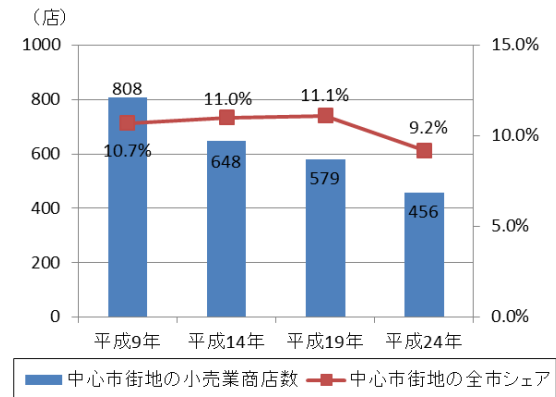


図-1.21 小売業商店数

小売業商店数：平成9年 808 店(1.00) ⇒ 平成24年 456 店(0.56)

全市シェア：平成9年 10.7%(1.00) ⇒ 平成24年 9.2%(0.86)

中心市街地の小売業従業者数は減少

中心市街地の小売業従業員数は、平成9年から24年の間に、本市全域においては約3%の減少であるが、中心市街地においては約26%の減少となっている。

これにより、全市に対するシェアは平成9年の9.5%から7.3%に減少している。

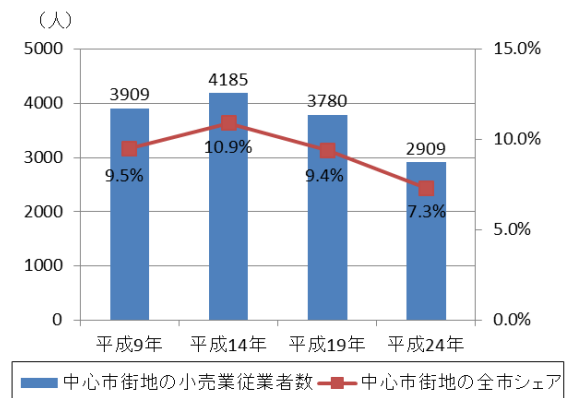


図-1.22 小売業従業者数

小売業従業者数：平成9年 3,909 人(1.00) ⇒ 平成24年 2,909 人(0.74)

全市シェア：平成9年 9.5%(1.00) ⇒ 平成24年 7.3%(0.77)

中心市街地の小売業年間販売額は減少

中心市街地の小売業年間販売額は平成9年から24年の間に、本市全域においては約25%減少しているが、中心市街地においては約59%の減少となっている。

これにより、全市に対するシェアは平成9年の11.8%から6.5%に減少している。

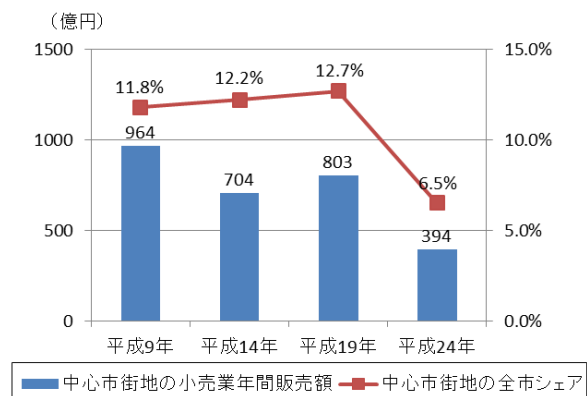


図-1.23 小売業年間販売額

小売業年間販売額：平成9年 964 億円(1.00) ⇒ 平成24年 394 億円(0.41)

全市シェア：平成9年 11.8%(1.00) ⇒ 平成24年 6.5%(0.55)

中心市街地の小売業売場面積は減少

小売業売場面積について、本市全域においては平成9年から平成24年にかけて増加しているが、中心市街地においては約47%の減少となっている。

全市に対するシェアも減少を続け、平成9年の15.5%から平成24年には7.7%となっている。

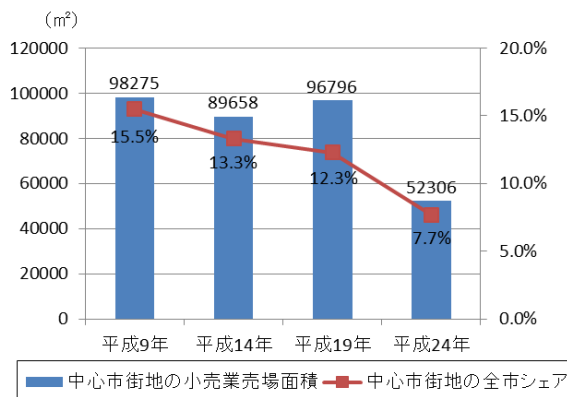


図-1.24 小売業売場面積

小売業売場面積：平成9年 98,275 m²(1.00) ⇒ 平成24年 52,306 m²(0.53)

全市シェア：平成9年 15.5%(1.00) ⇒ 平成24年 7.7%(0.50)

表-1.5 小売業の動向

小売業		平成9年 ア	平成14年 イ	平成19年 ウ	平成24年 エ	エーア
商店数(店)	中心市街地 a	808	648	579	456	-352
	全市 b	7,577	5,877	5,200	4,971	-2,606
	a÷b	10.7%	11.0%	11.1%	9.2%	
従業者数(人)	中心市街地 a	3,909	4,185	3,780	2,909	-1,000
	全市 b	41,023	38,464	40,039	39,663	-1,360
	a÷b	9.5%	10.9%	9.4%	7.3%	
年間販売額(億円)	中心市街地 a	964	704	803	394	-570
	全市 b	8,146	5,747	6,318	6,087	-2,059
	a÷b	11.8%	12.2%	12.7%	6.5%	
売場面積(m²)	中心市街地 a	98,275	89,658	96,796	52,306	-46,419
	全市 b	632,543	672,745	785,458	680,696	48,153
	a÷b	15.5%	13.3%	12.3%	7.7%	

出典：商業統計調査（平成9年～19年）経済センサス活動調査（平成24年）

空き店舗率は増加

商店街等の空き店舗率について、堺東駅前商店街においては平成 13 年から平成 19 年にかけて増加しているが、その後は横ばい傾向となっている。

また、平成 26 年に実施した調査によると、中心市街地における商店街等の空き店舗率（堺東駅前商店街・ジョルノビル・堺駅前商店街・堺山之口商店街の合計）は 17.8%である。

表-1.6 堺東駅前商店街の空き店舗率

堺東駅前商店街	平成 13 年	平成 19 年	平成 26 年
事業所数 a	472	494	498
空き店舗数 b	42	65	64
$b \div a$	8.9%	13.2%	12.9%

※北瓦町 1 丁・2 丁、中瓦町 1 丁・2 丁の 1 階及び 2 階部分を対象として調査

②事業所の動向

中心市街地の事業所数は減少

中心市街地の事業所数は減少傾向にあり、平成8年から平成24年の間に約35%の減少となっている。また全市に対するシェアは、平成8年に約11.7%であったが、平成24年は約9.0%に減少している。

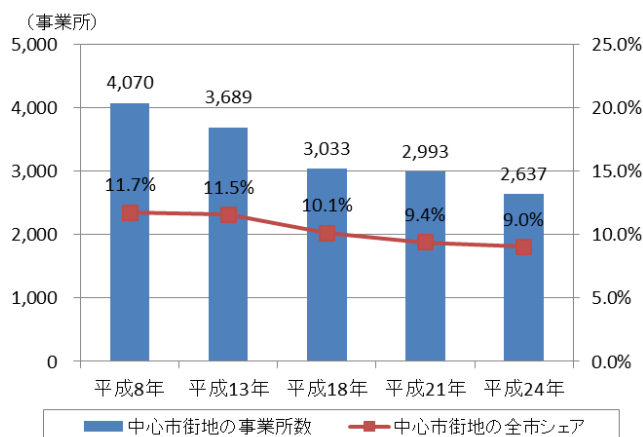


図-1.25 事業所数

事業所数：平成8年 4,070 事業所(1.00) ⇒ 平成24年 2,637 事業所(0.65)

全市シェア：平成8年 11.7%(1.00) ⇒ 平成24年 9.0%(0.77)

中心市街地の事業所従業者は減少

事業所に勤務する従業者数も減少しており、平成8年から平成24年の間に約36%の減少となっている。また全市に対するシェアは、平成8年に約11.7%であったが、平成24年は約8.0%に減少している。

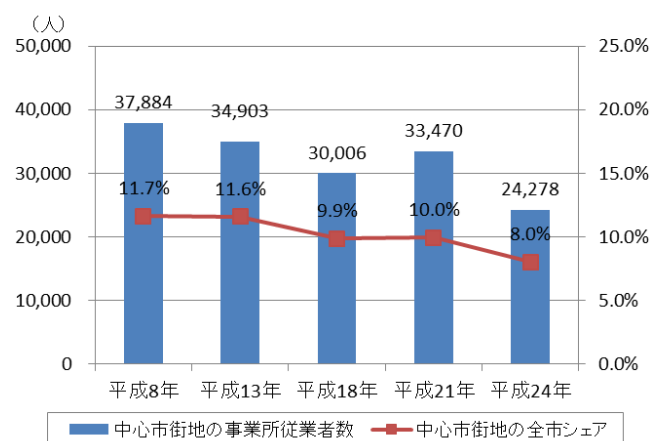


図-1.26 事業所従業者数

従業者数：平成8年 37,884 人(1.00) ⇒ 平成24年 24,278 人(0.64)

全市シェア：平成8年 11.7%(1.00) ⇒ 平成24年 8.0%(0.68)

表-1.7 事業所の動向

		平成8年 ア	平成13年 イ	平成18年 ウ	平成21年 エ	平成24年 オ	オーア
事業所数 (事業所)	中心市街地 a	4,070	3,689	3,033	2,993	2,637	-1,433
	全市 b	34,684	31,948	29,978	31,953	29,198	-5,486
	a÷b	11.7%	11.5%	10.1%	9.4%	9.0%	
従業者数 (人)	中心市街地 a	37,884	34,903	30,006	33,470	24,278	-13,606
	全市 b	325,068	300,529	304,005	336,095	302,156	-22,912
	a÷b	11.7%	11.6%	9.9%	10.0%	8.0%	

出典：事業所・企業統計調査、経済センサス

③中心市街地の商業低迷の要因分析

＜外的要因＞

商業低迷の外的要因としては、全国的な景気低迷に伴う消費不振や価格の低下等による、小売業の年間販売額の減少が挙げられる。

また、テレビショッピングやインターネットを通じた通信販売等の伸張があり、店舗による販売額シェアが縮小されたこと、さらに、周辺での大型店の立地進行により、中心市街地への吸引力が低下したことも要因であると考えられる。

表-1.8 堺市内の大規模小売店舗（10,000㎡以上）

名 称	所在地	開店年月	店舗面積 (㎡)	業 態
南海堺東ビル※	堺区	昭和 39 年 10 月	26,452	百貨店
パンジョ	南区	昭和 49 年 11 月	41,078	百貨店
おおとりウィングス	西区	昭和 55 年 10 月	18,693	集合店舗
ジョルノ※	堺区	昭和 56 年 5 月	19,271	集合店舗
ショッピングセンターエブリー	北区	昭和 58 年 4 月	15,150	集合店舗
ダイエー北野田店	東区	昭和 58 年 9 月	10,010	スーパー
クロスモール	南区	平成 11 年 3 月	13,087	集合店舗
ベルマージュ堺	堺区	平成 11 年 3 月	13,386	集合店舗
南海堺コミュニティセンター※	堺区	平成 12 年 6 月	18,228	集合店舗
ジョイパーク泉ヶ丘	南区	平成 12 年 11 月	11,519	集合店舗
ベスパ堺インター	西区	—	17,441	集合店舗
イズミヤ泉北店	中区	平成 14 年 11 月	13,014	スーパー
レインボープラザ金岡	北区	平成 15 年 7 月	13,349	集合店舗
イトーヨーカドー津久野店	西区	平成 16 年 4 月	19,500	スーパー
イオンモール堺北花田	北区	平成 16 年 10 月	55,000	集合店舗
アリオ鳳	西区	平成 19 年 9 月	40,000	集合店舗
			計 345,178	

※は中心市街地内に立地している店舗

出典：堺市小売商業地図（平成26年3月）

＜内的要因＞

商業低迷の内的要因としては、昭和 63 年にニチイ堺店、平成 2 年に長崎屋堺東店、平成 9 年にイズミヤ堺東店が商店街から撤退し、再開発ビル「ジョルノ」の核テナントであったダイエー堺東店も平成 13 年に退店、平成 23 年にはイトーヨーカドー堺店が閉店する等、中心市街地内から集客核が失われたことが挙げられる。

また、中心市街地の商業に関する市政モニターアンケート（P34 参照）の結果をみると、満足度はあまり高くなく、消費者の価値観やライフスタイルが変化している中で、消費者ニーズに対応した店舗、業種・業態等の不足が要因の一つとして考えられる。

さらに、中心市街地において大型マンションの建設があり、居住者は増加（P28 参照）しているものの、平均世帯人員は減少し、単身世帯が増加したことから、地域での消費が少ないものと考えられる。

＜まとめ＞

全国的な景気低迷等の社会経済情勢の影響を受け、中心市街地内においても核となる集客施設の撤退や、消費者ニーズの変化に対応した商業展開が少ないこと等により、小売業販売額等の指標は減少傾向にある。

今後は、これまでの事業の評価を適切に踏まえ、地域と連携しながら、社会の変化や消費者ニーズの変化・多様化等に対応した都市機能の更新・増進及び環境向上等を図る取り組みを進めていくとともに、引き続き都心居住の促進を図り、居住人口の増加を経済活力の回復に確実に結びつけていくことが必要であると考えられる。

5)人口に関する現状分析

①人口及び世帯数

中心市街地の人口及び世帯数は増加傾向

中心市街地においては、近年のマンション開発の影響を受け、人口及び世帯数は増加に転じている。但し、1世帯あたり人口は市全体を下回っており、単身世帯又は核家族世帯が増加していると考えられる。

平成10年10月「ライオンズマンション堺東」	108戸
平成15年1月「堺東シティータワー」	89戸
平成15年8月「堺駅前アーバンコンフォート」	227戸
平成16年9月「ペルル堺ウイングタワー」	203戸
平成17年1月「メゾンドール堺・大小路」	63戸
平成19年1月「エスリード堺市役所前」	68戸
平成19年11月「エイジングコート堺東」	89戸
平成20年3月「フェニックスレジデンス堺東」	336戸
平成21年12月「堺東ビューモ」	330戸
平成23年2月「パークシティ堺東タワーズブライト」	290戸

人 口 : 平成10年度 12,462人(1.00) ⇒ 平成25年度 16,906人(1.36)
世 帯 数 : 平成10年度 5,861世帯(1.00) ⇒ 平成25年度 9,512世帯(1.62)
1世帯あたり人口 : 平成10年度 2.13人(1.00) ⇒ 平成25年度 1.78人(0.84)

表-1.9 人口の動向

中心市街地	(各年12月末現在)	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度
	人口(人)	12,462	14,108	15,223	16,906
	世帯数(世帯)	5,861	7,221	8,393	9,512
	1世帯あたり人口(人/世帯)	2.13	1.95	1.81	1.78
堺市	(各年1月初現在)	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度
	人口(人)	796,725	793,400	836,581	841,012
	世帯数(世帯)	294,973	309,850	339,424	351,139
	1世帯あたり人口(人/世帯)	2.70	2.59	2.46	2.40

※平成17年2月に美原町を編入合併

出典：住民基本台帳

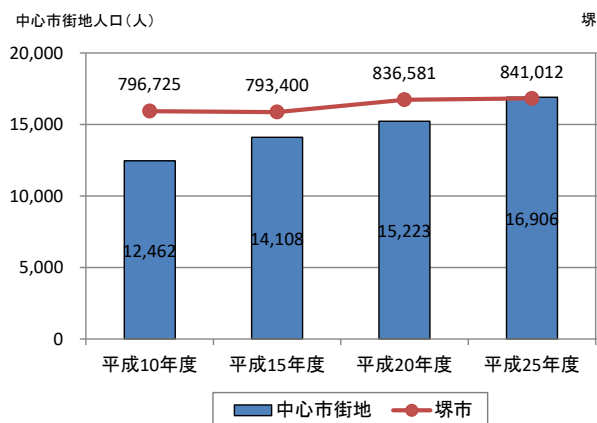


図-1.27 人口

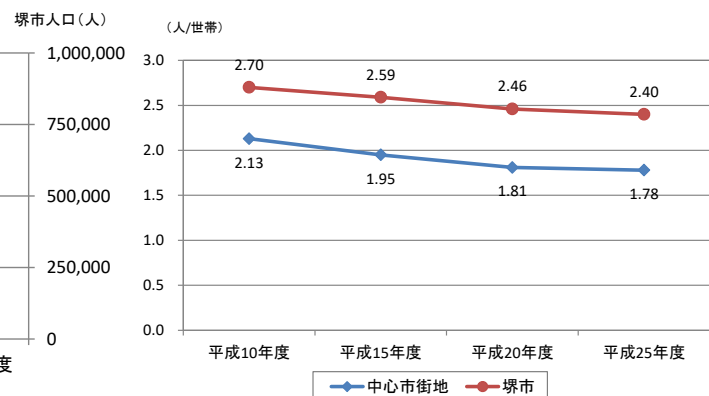
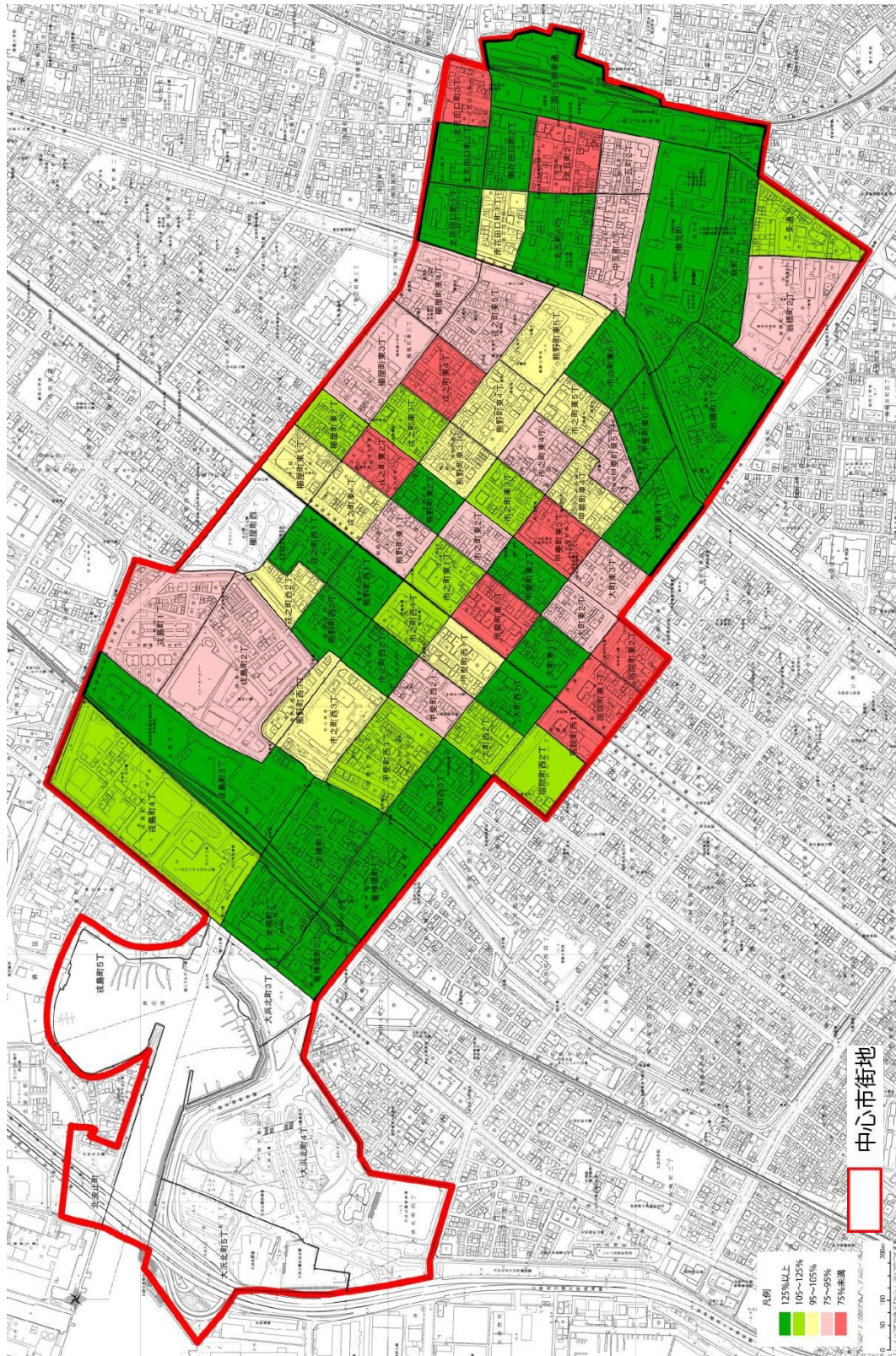


図-1.28 1世帯あたり人口

②町丁別の人口増減比率

平成10年から平成25年における町丁別の人口増減の割合をみると、堺東駅及び堺駅周辺等の大規模なマンションが建設された区域を中心に人口が増加しているが、その他の区域においては減少が目立つ状況となっている。



出典：住民基本台帳

図-1.29 町丁別の人口増減比率

③年齢別 3 区分別人口

中心市街地の少子高齢化が進行

本市全域と同様に中心市街地の少子高齢化が進んでいる。本市全域では平成 12 年から平成 22 年の 10 年間で老年人口が 11.4%から 22.5%と 11.1 ポイントの増加であるが、中心市街地では平成 15 年から平成 25 年の 10 年間で 18.4%から 23.0%と 4.6 ポイントの増加にとどまっており、これは近年の中心市街地でのマンション開発により若年層の人口が増加した影響と考えられるが、老年人口の割合は高く、今後も中心市街地において少子高齢化が進むと予想される。

年少人口 : 平成 10 年 1,491 人(10.9%) ⇒ 平成 25 年 1,794 人(10.5%)

生産年齢人口 : 平成 10 年 9,942 人(72.8%) ⇒ 平成 25 年 11,418 人(66.5%)

老年人口 : 平成 10 年 2,218 人(16.2%) ⇒ 平成 25 年 3,955 人(23.0%)

表-1.10 年齢 3 区分別人口の推移

		年少人口 (0～14)		生産年齢人口 (15～64)		老年人口 (65～)		総数	
		(人)	構成比率	(人)	構成比率	(人)	構成比率	(人)	構成比率
中心市街地	平成10年	1,491	10.9%	9,942	72.8%	2,218	16.2%	13,651	100.0%
	平成15年	1,532	10.5%	10,329	71.0%	2,678	18.4%	14,539	100.0%
	平成20年	1,671	10.6%	10,737	68.2%	3,333	21.2%	15,741	100.0%
	平成25年	1,794	10.5%	11,418	66.5%	3,955	23.0%	17,167	100.0%

出典：住民基本台帳

※ H10は、年齢別人口(町別等)のH11年3月末のデータ

※ H15及びH20は、年齢別人口(町丁別)のH16年3月末及びH21年3月末のデータ

※ H25年は、住民基本台帳H25年12月末のデータ

		年少人口 (0～14)		生産年齢人口 (15～64)		老年人口 (65～)		総数	
		(人)	構成比率	(人)	構成比率	(人)	構成比率	(人)	構成比率
堺市	平成12年	122,605	15.3%	578,200	72.0%	91,509	11.4%	802,993	100.0%
	平成17年	117,321	14.1%	553,460	66.6%	154,857	18.6%	830,966	100.0%
	平成22年	117,750	14.0%	531,324	63.1%	189,318	22.5%	841,966	100.0%

出典：国勢調査

※ 総数は年齢不詳を含む

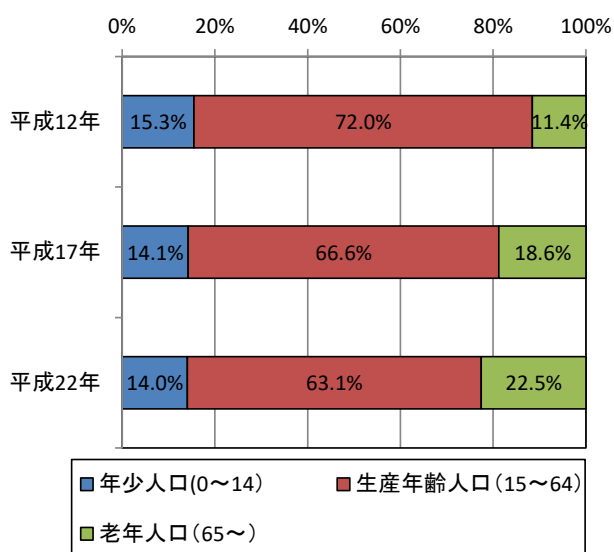


図-1.30 堺市の年齢 3 区分別構成比率

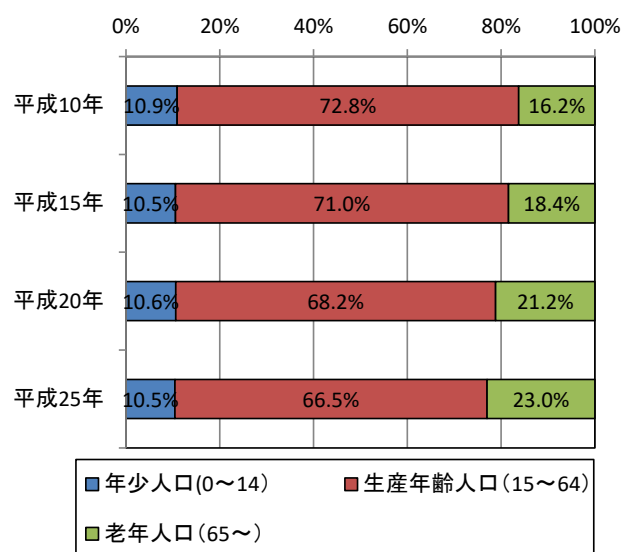


図-1.31 中心市街地の年齢 3 区分別構成比率

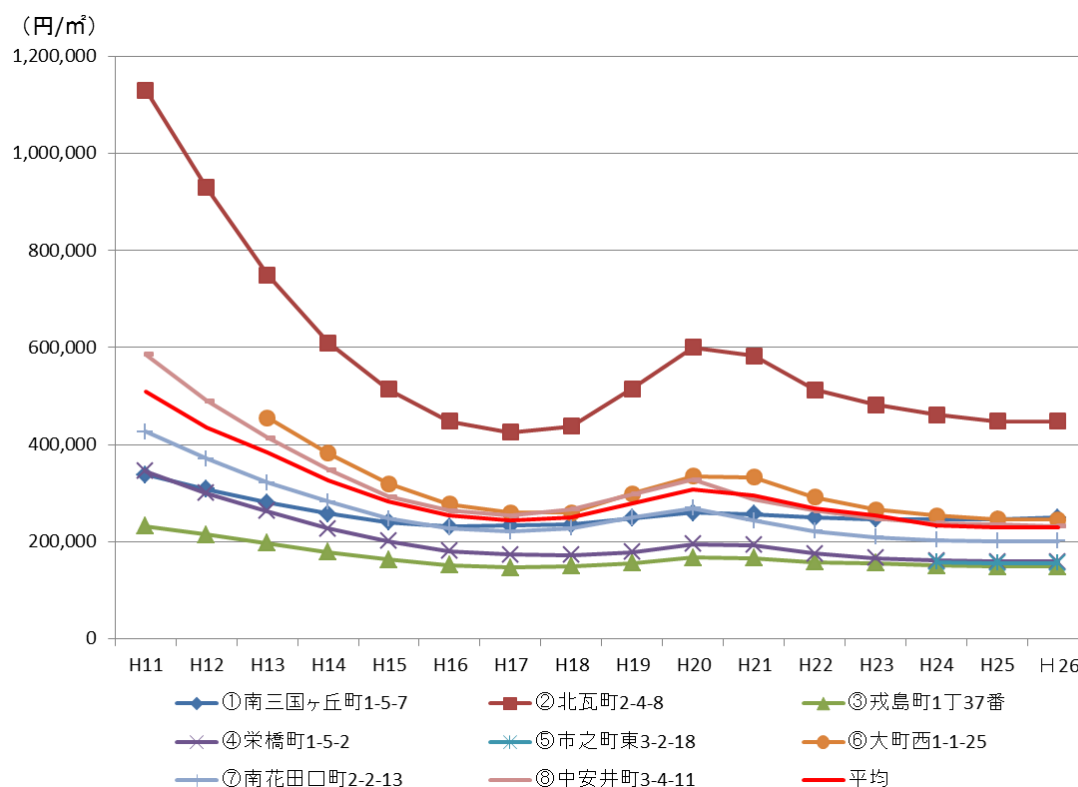
6) 土地利用及び市街地整備に関する現状分析

①地価の推移

中心市街地の地価は近年、下げ止まりの兆し

中心市街地の地価は、平成 17 年まで下落を続け、その後上昇に転じたものの、平成 20 年のリーマンショック以降再び下落した。しかし、平成 26 年の調査では 1 地点が上昇に転じるなど、下げ止まりの傾向を見せており、平成 26 年の 8 地点の平均公示地価は 230,000 円/㎡となっている。

平均公示地価：平成 13 年 383,000 円/㎡(1.00) ⇒ 平成 26 年 230,000 円/㎡(0.60)



番号	住居表示	用途地域	周辺の土地の利用状況
①	南三国ヶ丘町 1-5-7	第二種中高層住居専用地域	中規模住宅の多い既存住宅地域
②	北瓦町 2-4-18	商業地域	中高層の店舗、事務所棟が建ち並ぶ駅前商業地域
③	戎島町 1 丁 37 番	第二種住居地域	中規模住宅、店舗併用住宅等が混在する住宅地域
④	栄橋町 1-5-2	商業地域	事務所、店舗、共同住宅等の混在する商業地域
⑤	市之町東 3-2-18	商業地域	事務所、店舗、共同住宅等の混在する商業地域
⑥	大町西 1-1-25	商業地域	中高層の事務所ビル、銀行等が建ち並ぶ商業地域
⑦	南花田口町 2-2-13	商業地域	
⑧	中安井町 3-4-11	商業地域	

出典：国土交通省土地総合情報システム

図-1.32 中心市街地の地価の推移

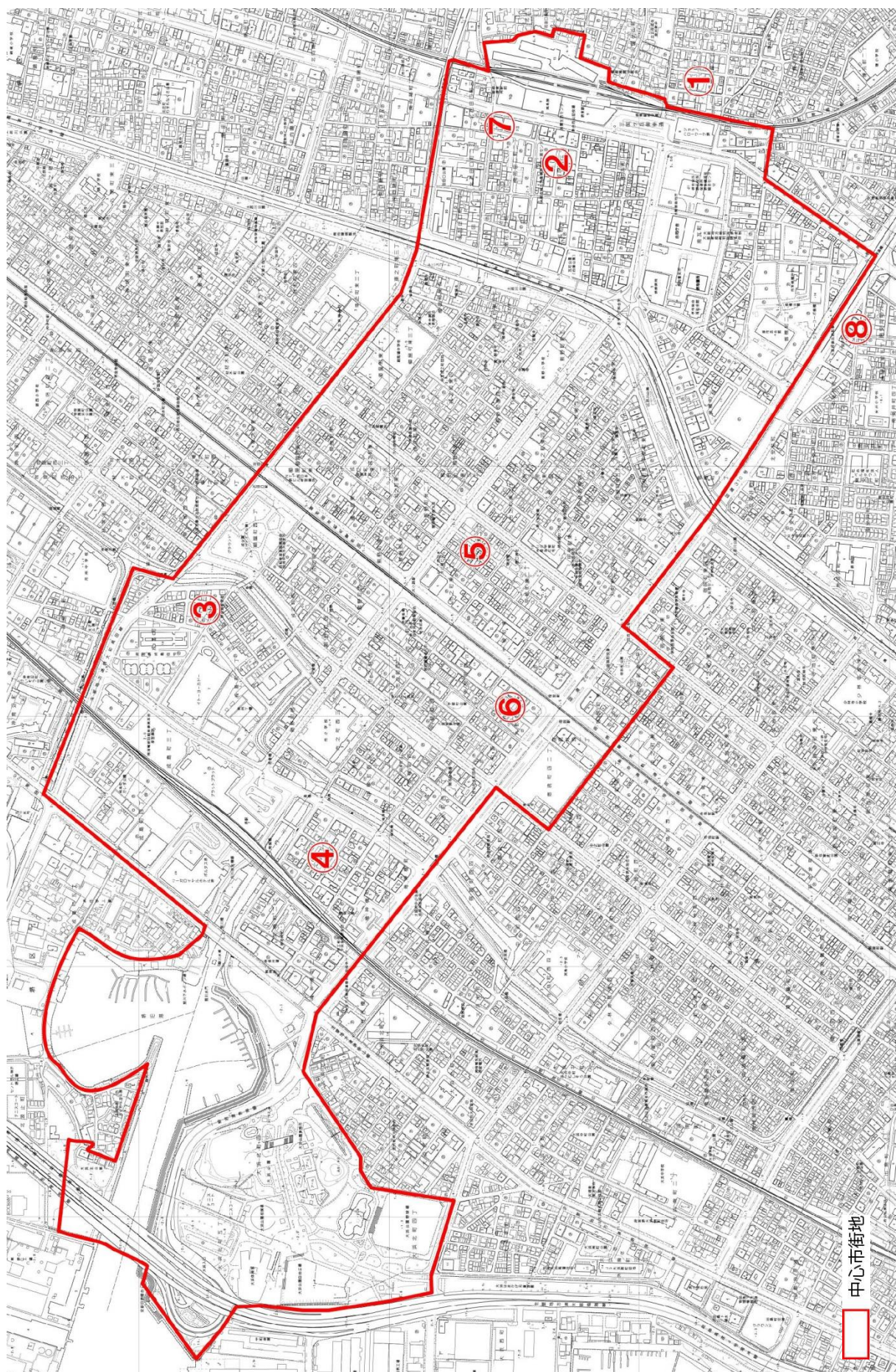
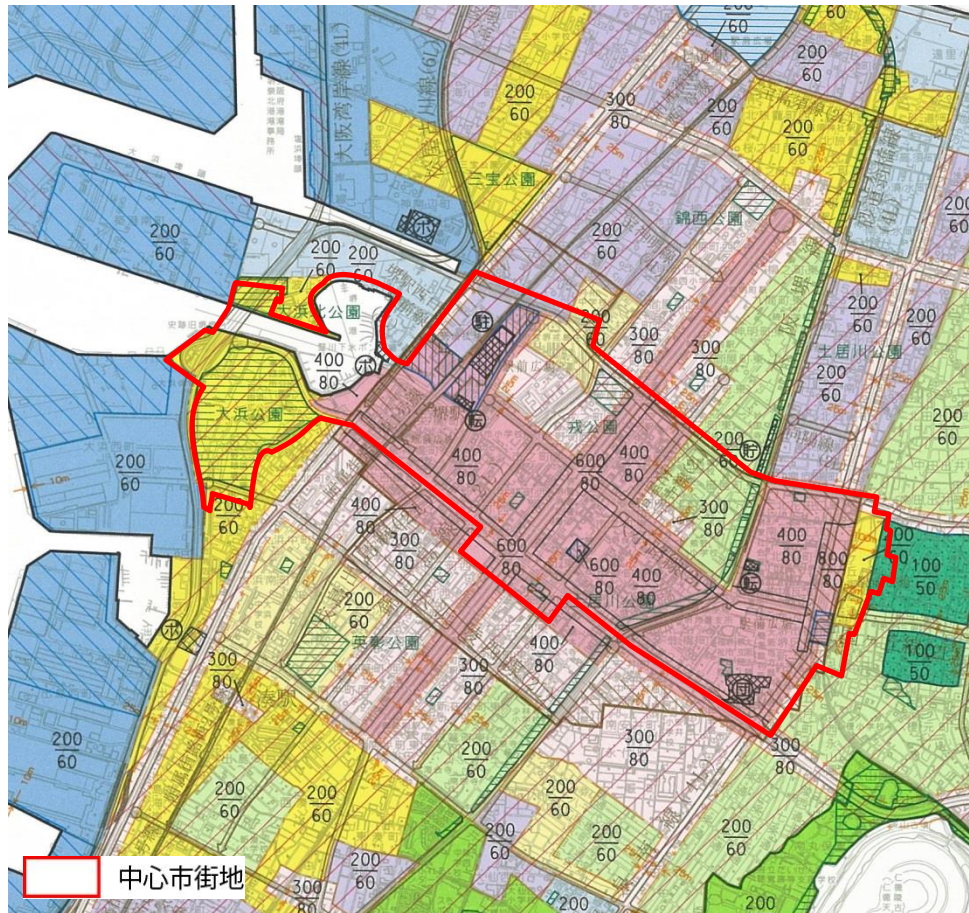


图-1.33 基準地位置図

②都市計画の状況

商業地域が大半を占める

本市の中心市街地は、区域の大部分が商業系の用途地域に指定されている。その他は、臨海部を除いて、住居系の用途地域となっている。



出典：南部大阪都市計画（堺市）地域地区図（平成 26 年 2 月 12 日現在）

図-1.34 都市計画の状況

③低・未利用地の状況

中心市街地の土地利用転換は停滞

中心市街地の低・未利用地は対象区域の約 4%を占めており、土地利用転換が停滞し、青空駐車場等による低利用が多く見られる。

表-1.11 低・未利用地の状況

低・未利用地※	面積(㎡)	81,394
	割合(%)	4.3
	対象区域面積(㎡)	1,893,000

※青空駐車場等の空地

出典：住宅地図及び現地調査等により判断（平成 26 年 3 月）

(4) 地域住民のニーズ等の把握・分析

1) 市政モニターアンケート（平成 25 年 8 月）

①調査目的

中心市街地（堺東駅周辺地域）について市民の意見を聞き、中心市街地活性化基本計画策定の参考とする。

②調査概要

対象：市内在住・在勤・在学の 18 歳以上の男女

手法：郵送及びインターネットによる配布・回答

期間：平成 25 年 8 月 15 日～26 日

表-1.12 回収状況

郵送・配布数	回答数	回答率
500	496	99.2%

③調査結果

- ・「中心市街地（堺東駅周辺地域）を訪れる（住んでいる）」との回答は 84.1%と大半を占める。
- ・来訪目的としては「市役所等の公共施設」の割合が最も高く、次いで「買い物（食料品・日用品等）」、「買い物（衣料品・ブランド品等）」、「飲食」等となっている。
- ・中心市街地（堺東駅周辺地域）の商業（飲食店含む）等に関する満足度を 5 段階評価で調査したところ、その平均値は 2.535 であり、中央値である 3.000 を下回っている。
- ・どのような商業施設等があれば、あるいは充実すれば、中心市街地（堺東駅周辺地域）を訪れる機会が増えるか、という問いに対し、最も要望が高かったのは「レストラン・カフェ」で 42.5%、次いで「映画館、劇場」が 40.9%となっている。
- ・中心市街地（堺東駅周辺地域）にどのようなまちの姿を望みますか、という問いに対し、「買い物や飲食等魅力的な店舗が多いまち」との割合が 64.5%と最も高くなっている。



中心市街地（堺東駅周辺地域）を訪れる目的としては、公共施設の利用や買い物、飲食の割合が高い。しかし、買い物や飲食に関しては、満足度はあまり高くなく、充実させてほしいという要望が多い。

2) 堺市ビジター実態調査（平成 25 年）

①調査目的

観光・交通・宿泊施設利用者に対して調査を実施することにより、本市を訪れた方々の市内での行動を把握し、域外からの集客に向けた施策の企画立案のための基礎資料を得ることを目的とする。

②調査概要

表-1.13 調査概要

種別	実施日	回収数	手法
観光拠点 16 施設	平成 25 年 11 月 21 日、23 日	1,162	聞き取り
交通拠点 8 箇所	平成 25 年 11 月 21 日、23 日	1,323	聞き取り
宿泊拠点 16 施設	平成 25 年 11 月 21 日～12 月 4 日	216	留置アンケート

③調査結果

○ビジターの経由地、宿泊、交通手段

- ・観光拠点調査、宿泊拠点調査ともに「直接来た」と「直接帰る」が多く、立ち寄りがある場合、立ち寄り先は「大阪」が多い。
- ・観光拠点調査、交通拠点調査で、堺市内に「宿泊した」ビジターは、それぞれ 15.1%、23.1%である（平成 24 年度調査結果はそれぞれ 13.2%、32.1%）
- ・交通手段について、堺市の前、後ともに、「鉄道」が最も多く、「自家用車」を加えると 80%超となっている。
- ・堺市内において、観光拠点調査では「自家用車（40.0%）」、宿泊拠点調査では「鉄道」（47.2%）が最も多い。

○ビジターの施設・イベントの訪問経験

- ・観光拠点調査では順に、「大仙公園（52.9%）」「仁徳陵などの古墳（51.2%）」「ハーベストの丘（48.8%）」となっている。
- ・交通拠点調査では順に、「浜寺公園（60.3%）」「大仙公園（50.1%）」「大泉緑地（48.0%）」となっている。
- ・宿泊拠点調査では順に、「仁徳陵などの古墳（44.0%）」「大仙公園（30.0%）」「千利休屋敷跡（29.8%）」となっている。

○ビジターの堺市への訪問経験

- ・観光拠点調査は、「訪問経験あり」が 72.6%で、2012 年度調査（74.9%）と比較し 2.3%減少している。
- ・交通拠点調査は、「訪問経験あり」が 90.8%で、2012 年度調査（83.8%）と比較し 7.0%増加している。
- ・宿泊拠点調査は、「訪問経験あり」が 50.5%で、2012 年度調査（69.3%）と比較し 18.8%減少している。

○ビジターの堺市への再訪希望

- ・宿泊拠点調査において、ビジターの堺市への再訪問希望は 90.4%で、2012 年度と比較してやや増加（0.9%）している。

○堺市のイメージ

- ・肯定的な回答が多いのは、「歴史や伝統が息づいている都市」「ビジネスや産業の盛んな都市」で、それぞれ「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を足した割合は、それぞれ 68.2%、59.7%となっている。
- ・否定的な回答が多いのは、「国際的なイメージのある都市」「買い物やグルメ等が楽しめる都市」で、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」を足した割合は、それぞれ 49.5%、46.3%となっている。



ビジターにおける本市への再訪希望は高く、「歴史や伝統が息づいている都市」のイメージをまちづくり・賑わいの創出へ活かすことが必要である。

3) 堺市商圈実態調査（平成 24 年）

（来街者アンケート調査）

①調査目的

堺市内の主要商業地の発展に資する基礎資料を得るため、来街者の買い物行動や対象商業地が現状どのように利用されているのか、どのような特性を有するのか、また来街者の商品やサービスに対するニーズや対象商業地に不足するものを把握する。

②調査内容

対象：通行量調査を実施する堺東地区を含む 12 地区における来街者

手法：聞き取り

実施日：平成 24 年 7 月 1 日(日)、2 日(月)各日 11 時 00 分～20 時 00 分

③調査結果

(1) 堺東地区

○買物する店舗の形態

大型百貨店があるため、平日・休日ともに 8～9 割の人が百貨店を利用している。

○まちの印象（良い面）

「まちまでが通いやすく便利である」が平日・休日ともに平均を上回っているが、「憩い、癒しがある」「安全で、安心して利用できる」が大きく下回っている。

○まちの印象（悪い面）

「まちのつくりが、買物がしにくく便利でない」「賑わい、楽しさが無い」が平日で 3～4 割となり最も多い。

○まちに対する不足・不満

「お店の数」「お店の種類」「魅力的なお店の数」に対しての不満が多い。

○このまちにどういったお店があるといいか【物販】

平日・休日ともに「食料品」の割合が平均を上回っていることから既存店に満足できていないことが伺われる。

○このまちにどういったお店があるといいか【飲食・サービス】

「レストラン・喫茶店」との回答が多い。



堺東地区の印象として、便利さは評価されているが、憩いや癒し、安全、賑わい、楽しさ等の評価が低い。

特に、他の市内の商業地と比較して、電車での来訪者が多く、買物理由として「自宅から近い」が少ないことから、依然として広域的な集客力のあることがうかがえ、その維持・向上が必要と考えられる。

(2) 堺地区

○買物する店舗の形態

スーパーマーケットが7割から8割となっている。

○まちの印象（良い面）

「まちまでが通いやすく便利である」が平均を上回っているが、「憩い、癒しがある」が大きく下回っている。

○まちの印象（悪い面）

「まちのつくりが、買物がしにくく便利でない」が圧倒的に多く、平均を上回っている。

○まちに対する不足・不満

「お店の数」「お店の種類」「駐輪スペース」に対して不満が多い。

○このまちにどういったお店があるといいか【物販】

「衣料品・靴・アクセサリ・雑貨」が平均を大きく上回る。「食料品」「生活用品」でも平均をやや上回っている。

○このまちにどういったお店があるといいか【飲食・サービス】

「レストラン・喫茶店」の意見が平日・休日ともに多い。



堺地区の印象として、通いやすさは評価されているが、憩いや癒し等の評価が低く、まちのつくりが買い物がしにくいとの意見も多い。

(3) 山之口・宿院地区

○買物する店舗の形態

スーパーマーケットや個人商店、コンビニエンスストアを利用する割合が平日・休日ともに多い。

○まちの印象（良い面）

「安全で、安心して利用できる」が全体を大きく上回る一方、「にぎわい、楽しさがある」との回答がなかった。

○まちの印象（悪い面）

「にぎわい、楽しさがない」が平均を大きく上回り、平日で7割を超える。

○まちに対する不足・不満

「お店の数」が少ないという意見が多い。

○このまちにどういったお店があるといいか【物販】

平日・休日ともに「食料品」「生活用品」「書籍・文具・CD・DVDなど」が平均を上回っている。

○このまちにどういったお店があるといいか【飲食・サービス】

「レストラン・喫茶店」の意見が平均を上回っている。次いで平日の意見で「居酒屋」となっている。



山之口・宿院地区の印象として、にぎわい・楽しさへの評価が極めて低く、お店の数が少ないという意見が多くなっている。

（買物動向アンケート調査）

①調査目的

堺市内の主要商業地の発展に資する基礎資料を得るため、市民の買物調査（価値意識やニーズ）・日頃の買物行動及び、堺市における小売商業の方向性について、市民の意見を把握することを目的として買物動向アンケートを実施した。

②調査内容

対象：市内在住の18歳以上の男女

手法：郵送配布・郵送回収による調査

実施日：平成24年8月20日（月）～31日（金）

表-1.14 回収状況

郵送・配布数	回答数	回答率
5,000	1,706	34.1%

③調査結果

- ・堺市内の駅前商業施設や商店街が衰退することについて、個人的にどう考えますか、という問いに対し、「問題である」との割合が68.6%となっている。
- ・堺の魅力的なまちづくりのため商店街にどんなことを期待しますか、という問いに対し、「堺の名所となるような特色ある商店街にして欲しい」との割合が42.7%と最も高くなっている。

⇒ 市民の大多数が、商店街の衰退を問題としており、特色ある商店街づくりを考えていくことが必要である。

4)平成 25 年度市民意識調査（平成 26 年 3 月）

①調査目的

平成 23 年 3 月に策定した堺市マスタープランの進捗管理にあたり、市民の日常生活における行動や意識などを把握する。

②調査概要

対象：平成 25 年 5 月時点で、20 歳以上の市民 1 万人

手法：郵送による配布・回収

期間：平成 25 年 7 月 10 日～26 日

表-1.15 回収状況

発送数	未着数	実発送数	有効回答数	有効回答率
10,000	27	9,973	5,379	53.9%

③調査結果

○魅力交流（全市）

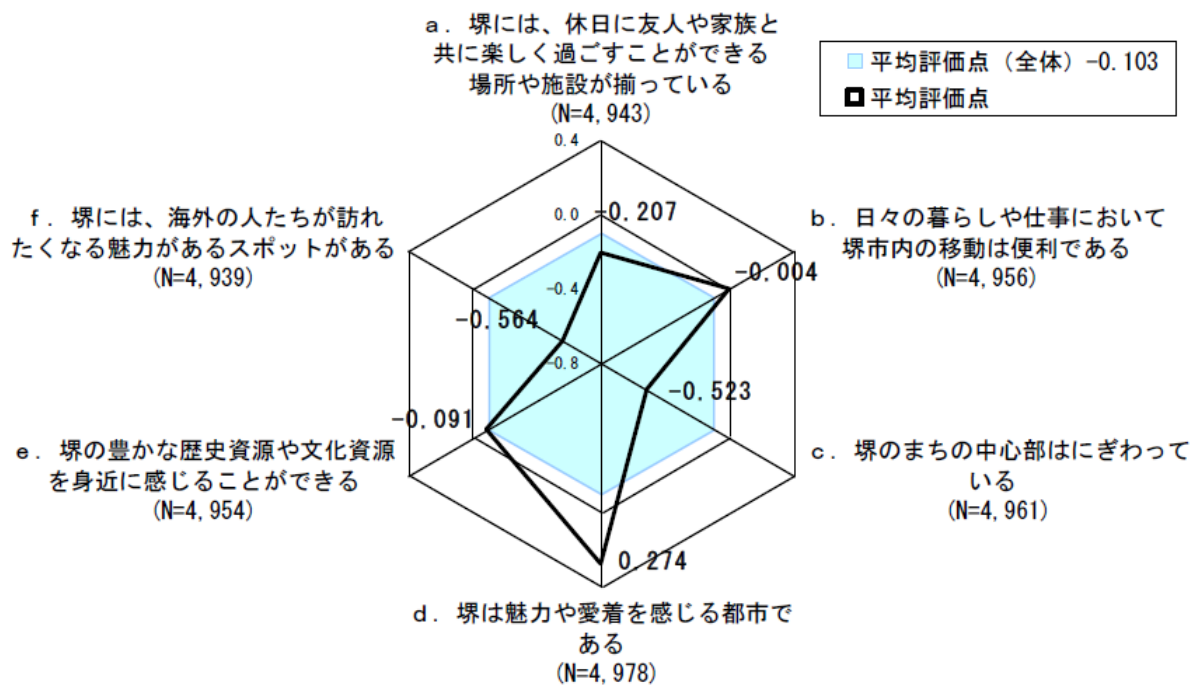


図-1.35 まちの魅力や交流に関する意識 平均評価点



堺市民の「堺のまちの中心部はにぎわっている」と思っている率は低い。賑わいの創出につながる施策等の展開が必要と考えられる。

○今後の定住意向

- ・今後の定住意向については、「今のところ住み続けたい」と「市内のほかのところに引っ越したい」を合計した「堺市内に住み続けたい」割合が7割を超えている。
- ・区域別でみると、いずれの区域も「今のところ住み続けたい」が高く、中心市街地の位置する堺区においては67.3%となっている。

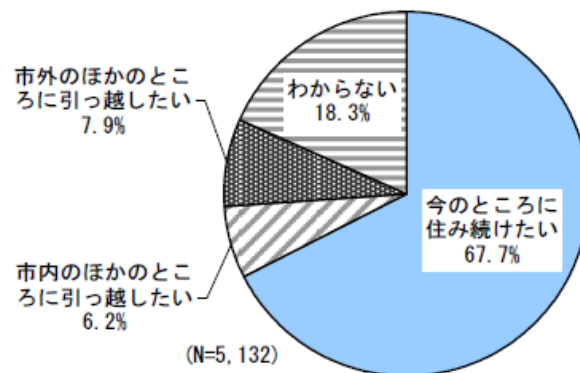


図-1.36 今後の定住意向

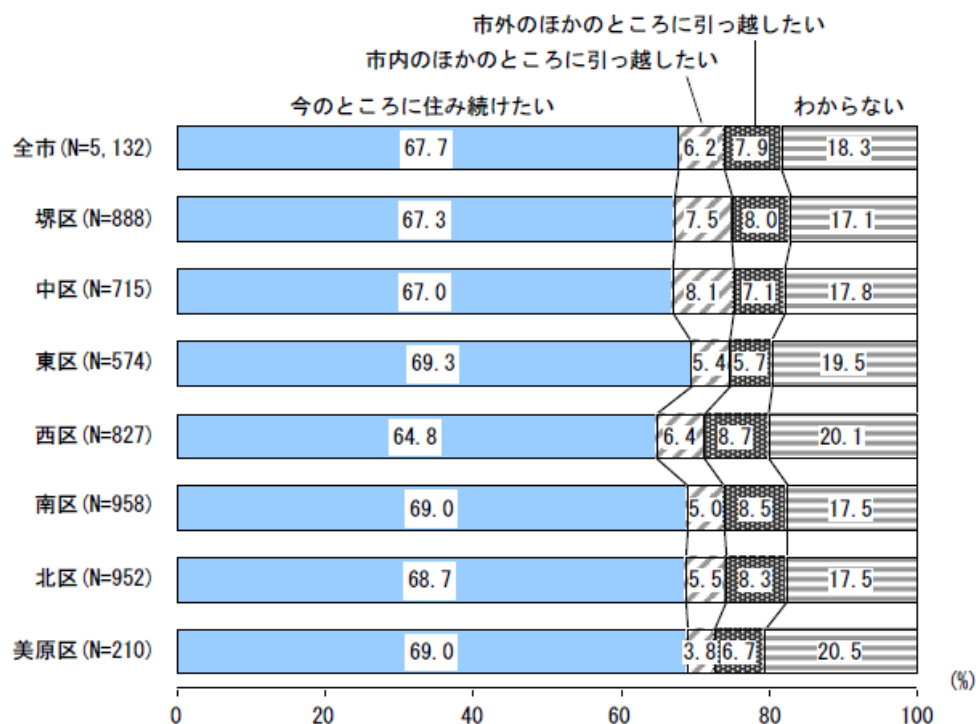


図-1.37 区域別 今後の定住意向

[3] 中心市街地活性化の課題とその要因

これまでの現状分析をまとめると、中心市街地において以下のような状況が確認できる。

- ・ 堺東駅及び堺駅周辺を中心にマンション開発が進んだ影響により、中心市街地においては居住人口が増加している。
- ・ 本市を訪れる観光ビジター数は増加傾向にあり、昨年度やや減少したが再び増加に転じている。
- ・ その一方、中心市街地における小売業商店数・年間販売額・売場面積等の商業関係の指標は減少傾向にある。
- ・ まちの賑わいの指標となる歩行者通行量も減少傾向にあり、特に、これまで中心市街地として位置づけてきた堺東駅周辺地域においては、減少が大きくなっている。
- ・ 堺東駅や堺駅の乗降客数は、横ばい傾向であり伸び悩んでいる。
- ・ 中心市街地の位置する堺区においては、定住意向を持つ人が約 7 割となっており、公共交通や日常の買い物利便性については評価が高くなっているが、買い物・飲食等の魅力や賑わい・楽しさに対する評価は低い。
- ・ ビジターによる堺市のイメージとしては「歴史や伝統が息づいているまち」「ビジネスや産業の盛んな都市」が多く、ビジターのうち約 9 割が堺市への再訪を希望している。

また、中心市街地の区域について、本市の上位計画における位置づけ及び関連計画等は下記のようにになっている。

- ・ 本市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」においては、堺東駅から堺駅に至る都心地域のまちづくりの方向性として、「堺東駅周辺と堺駅周辺を核に、商業・業務・行政・文化・居住などの複合的な都市機能の集積を図るとともに、大小路線（大小路シンボルロード）や大阪中央環状線（フェニックス通り）、堺大和高田線などを軸とした東西方向の連携を強化」し、「あわせて、旧市街地を貫く南北の中心軸である阪堺線を活用して、地域の歴史・文化資源を活かした集客・交流機能の向上に加え、堺らしい趣きの感じられる都市景観を形成することにより、国内外から人が集まり、賑わい、交流できる拠点づくり」を進めるとしている。
- ・ 中心市街地の内外に跨る環濠都市区域及び中心市街地の東に位置する百舌鳥古墳群及び周辺区域を重点区域とする「堺市歴史的風致維持向上計画」の認定を平成 25 年 11 月に受け、歴史・文化を活かしたまちづくりの推進を図っている。また、平成 24 年 7 月には堺臨海部の将来像や施策の方向性を示す「堺臨海部再生・創造ビジョン」を策定し、市民の財産である「堺の海・浜」の再興・発展・継承をめざしている。

現状分析及び上位計画・関連計画等を踏まえ、本市の中心市街地活性化に向けた課題を以下のように整理する。

課題①：豊かな歴史・文化を活かした賑わいの創出

本市は、各時代に先進し、さまざまな歴史資源や新たな文化を生み出した歴史・文化都市であり、平成 25 年 11 月には、中心市街地の内外に跨る旧市街地を含む「環濠都市区域」及び中心市街地の周辺に位置する「百舌鳥古墳群及び周辺区域」を重点区域とする「堺市歴史的風致維持向上計画」の認定を受け、歴史・文化を活かしたまちづくりの推進を図っている。

中心市街地においては、区域内及び周辺地域に位置する歴史・文化資源を活用したさまざまな取組みと連携しながら、新たな都市魅力を創出し、観光等を目的とした来街者の増加を図るとともに、これを中心市街地の賑わいにつなげていくことが必要である。

課題②：本市の玄関口にふさわしいまちの顔づくり

本市は、平成 18 年に政令指定都市に移行した南大阪地域の拠点都市であり、中心市街地は市域全体の発展を牽引する本市の中心的拠点である。本市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」における都心地域のまちづくりの方向性及びこれを踏まえて平成 24 年 7 月に都心及びその周辺地域のまちづくりの指針として策定した「堺 都心のまちづくりプラン」におけるまちづくりの目標・基本方針に基づき、堺東駅周辺と堺駅周辺を核に、商業・業務・行政・文化・居住などの複合的な都市機能の集積を図ることにより、さまざまな目的を持った人々が集い、交流し、賑わいと活力あふれる本市を代表するまちの顔づくりを進める必要がある。

課題③：住環境の向上によるまちなか居住の促進

中心市街地においては、堺東駅・堺駅の周辺や大道筋の沿道などを中心として、近年のマンション開発の影響等により居住人口が増加しているものの、本市の総人口は今後減少していくものと予想されており、人口減少・少子高齢化が急激に進展する中で、コンパクトなまちづくりを推進し、引き続き中心市街地における交流の促進や賑わいの確保を図っていくためには、居住人口の増加や住環境の向上、既存ストックの有効活用など、まちなか居住を促進することが必要である。

課題④：多様な賑わいにつながる都市魅力の向上

中心市街地の居住人口は増加し、市内を訪れる観光ビジター数や再訪希望、観光案内所への来訪者数等も増加傾向にあるが、それにも関わらず、小売業販売額等の商業関係の指標や歩行者通行量などは減少傾向にあり、居住人口や観光に訪れる人の増加をまちの活性化につなげることができていない。

市民ニーズの調査によると、中心市街地においては物販・飲食等の魅力的な店舗が不足しているとの意見が多く、多様なニーズへの対応や各店舗の付加価値向上など、商業の魅力向上により来街者の滞留時間増加を図ることが課題である。

あわせて、阪堺線やバスなどの公共交通による交通ネットワークの形成や安全で快適な歩行者・自転車空間の確保などによる回遊性の向上、魅力的で快適に過ごせる市街地空間の形成等により、多様な目的をもった来街者が、楽しみながらまちを回遊できるような交流機能の強化を図る必要がある。

[4] 中心市街地活性化の基本方針

本市の中心市街地活性化の課題を踏まえ、中心市街地活性化の意義・目的を整理し、基本方針を次のように定める。

(1) 中心市街地活性化の意義・目的

少子高齢社会の進展や人口減少時代の到来等により、今後、税収が減少し、財政状況が益々厳しくなっていくことが懸念されるが、本市が持続的に発展していくためには、都市経営基盤の強化、環境との調和、産業育成を図るとともに、都市の魅力や活力向上に向けた施策を重点的に推進する必要がある。なかでも、広域的役割を担う拠点である中心市街地においては、より一層、高次の都市機能の集積を図り、商業・文化・交流等の拠点性を高めていくことが必要である。

本市の主要な交通結節点である南海高野線堺東駅周辺地域は、堺市役所や大阪地方裁判所堺支部、堺法務合同庁舎等の公共サービス機能や、百貨店・商店街等の商業機能が集積することから、本市の玄関口としての役割を担ってきた地域であるが、近年のモータリゼーションの進展や郊外型ショッピングセンターの立地等に伴うスーパーマーケットの撤退や商店街の空き店舗の増加等、市街地の空洞化が進み、市内における求心力が低下している。

そのため、平成 11 年 3 月に、堺東駅周辺地域を中心市街地の区域として「堺市中心市街地活性化基本計画（旧法 平成 10 年 7 月施行）」を策定した。平成 12 年 5 月には堺商工会議所を「堺 TMO」に認定、平成 16 年 4 月には(財)堺市都市整備公社を「中心市街地整備推進機構」に指定、平成 16 年 5 月には「堺東駅西地域」が都市再生特別措置法による都市再生緊急整備地域の指定を受ける等、活性化に向けた取り組みを進めてきた。平成 18 年 4 月には、本市が政令指定都市に移行したことから、本市を中心とした広域的な都市圏の中核としてのポテンシャルを高めることも求められている。

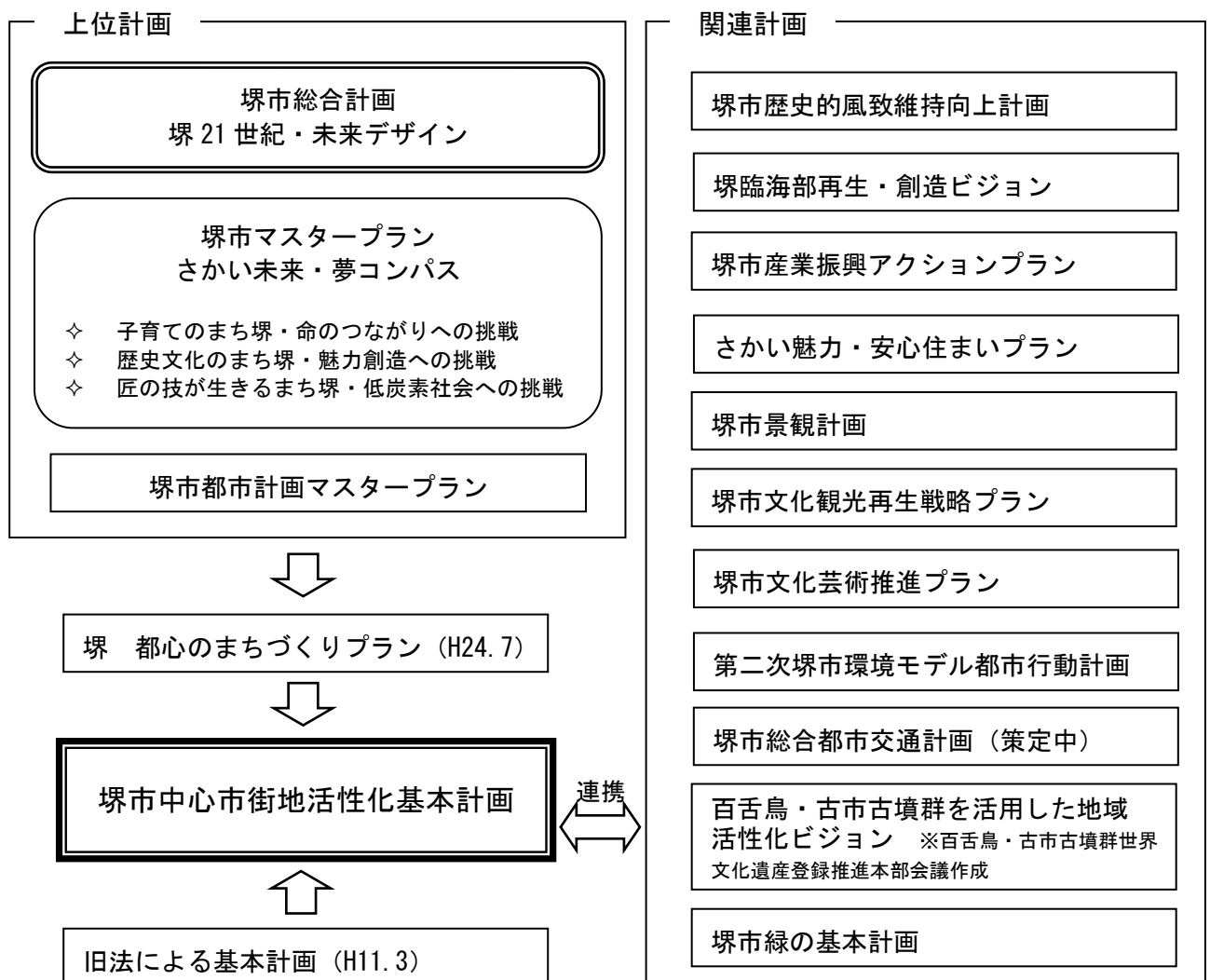
また、平成 18 年に中心市街地活性化法が改正されたことを受け、平成 19 年 11 月 30 日に(財)堺市都市整備公社（中心市街地整備推進機構）及び堺商工会議所が共同設置者となり「堺市中心市街地活性化協議会」が設立、その後、(財)堺市都市整備公社が平成 24 年度末に解散したため、平成 25 年 4 月 1 日からは堺市住宅供給公社が中心市街地整備推進機構を引き継いでいる。その間、中心市街地の活性化に向け、賑わいを創出するイベントの実施や地域の課題解決に向けた協議等を行ってきたが、商業機能の低下や歩行者通行量の減少等、活性化には至っていない状況にある。

そこで本市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」において、都心地域の核として位置づけられている堺東駅周辺地域及び堺駅周辺地域を中心とした区域を新たに中心市街地として、区域の一体的なまちづくりを推進することにより地域の活性化をめざすこととする。中心市街地を含む都心及びその周辺地域のまちづくりの方針として、平成 24 年 7 月に策定した「堺 都心まちづくりプラン」においては、まちづくりの目標を「人が集い、交流し、賑わいと活力のあふれる都心」として、本市固有の歴史・文化を活かしてまちの個性を発揮しながら、都心における賑わいと活力の再生をめざすとともに、本市の新しい都市魅力を創造し、市民がまちに誇りと愛着を感じ、来訪者が堺らしさを楽しめるまちづくりをめざすとしている。

これを踏まえ、平成 25 年 11 月に認定された「堺市歴史的風致維持向上計画」や、平成 24 年 7 月に策定した「堺臨海部再生・創造ビジョン」などとも整合を図りながら、商業・業務・文化・交流等の都市機能集積や交通機能の強化、都心居住の促進などにより、都市整備と経済活力の向上を図り、政令指定都市・堺の玄関口にふさわしい中心市街地の活性化と市域全体の発展をめざして、「堺 都心のまちづくりプラン」の実現に向け、新たな「堺市中心市街地活性化基本計画」を策定するものである。

- 平成 11 年 旧法による基本計画の策定
- 平成 12 年 堺商工会議所を「堺TMO」に認定
- 平成 16 年 都市再生特別措置法による都市再生緊急整備地域指定（堺東駅西地域）
- 平成 18 年 中心市街地活性化法の改正
- 平成 19 年 堺市中心市街地活性化協議会設立

【計画の位置付け】



(2) 全体のテーマと基本方針

1) 全体のテーマ

人が集い 賑わいと魅力あふれる 「歴史文化のまち・堺」の玄関づくり

政令指定都市・堺の中心的拠点として、堺東駅周辺地域と堺駅周辺地域を中心に、商業・業務・行政・文化・居住等の多様な都市機能を充実させることによって拠点性の向上を図り、快適な暮らしとまちの賑わいが持続する中心市街地の再生をめざすとともに、旧市街地周辺地域や百舌鳥古墳群周辺の歴史・文化資源を活かしたまちづくりと連携しながら新たな都市魅力を創出し、本市の玄関口にふさわしいまちの顔づくりを推進する。

2) 基本方針

①新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり

中心市街地の拠点となる堺東駅周辺地域及び堺駅周辺地域を中心として、多様な都市機能の集積やまちなか居住の促進により、さまざまな目的をもった来街者の増加を図るとともに、中心市街地の内外にわたって点在する歴史・文化資源を活用した新たな都市魅力の創出により、本市の玄関口にふさわしい賑わいと風格の感じられるまちの顔づくりを推進する。

②楽しく回遊できる中心市街地の形成

中心市街地においては、阪堺線やバスによる面的な公共交通ネットワークの形成や、歩行環境や自転車通行環境の向上など、さまざまな取り組みが賑わいにつながるような、まちづくりと一体となった交通体系の構築と、人々が集い交流する場所や機会の充実した、まちなかに滞在したくなるような都市空間の形成により、回遊性とまちの魅力向上を図る。

③まちの賑わいにつながる商業の魅力向上

居住人口や交流人口の増加をまちの賑わいにつなげるため、市民の買い物利便性の向上や飲食やサービスも含んだ時間消費型の商業展開等により魅力ある商業地の形成を図るとともに、市民交流広場における商店街の賑わいに資するイベントの実施をはじめ、中心市街地の商業活性化につながる周辺地域での特色ある取り組みを推進する。

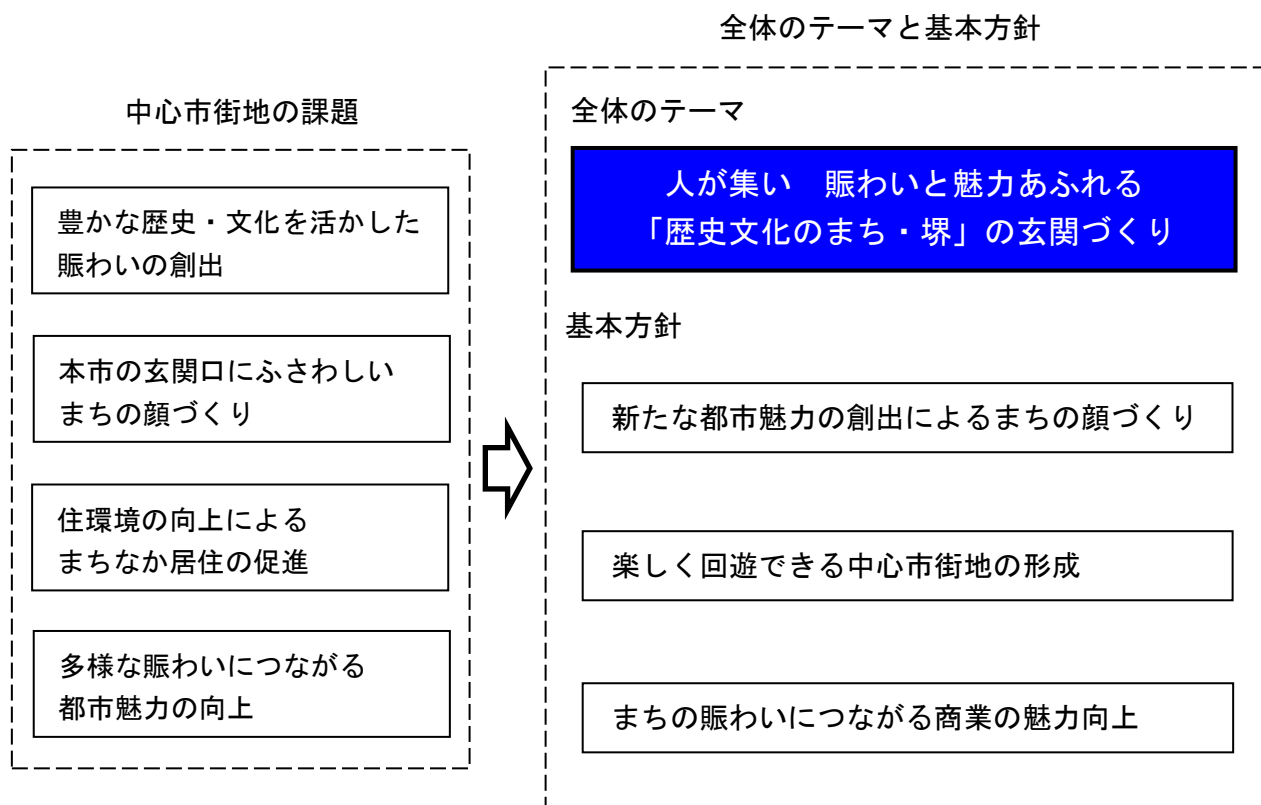


図-1.38 中心市街地活性化の課題と基本方針の体系

2. 中心市街地の位置及び区域

〔1〕位置

位置設定の考え方

本市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」では、堺東駅周辺地域を「政令指定都市・堺の玄関口」と位置付け、これと堺駅周辺地域を核として、商業・業務・行政・文化・居住などの複合的な都市機能の集積を図るとともに、大小路線や大阪中央環状線、堺大和高田線などを軸とした東西方向の連携を強化するとしている。

これを踏まえ平成24年7月に策定した「堺 都心のまちづくりプラン」では、中心市街地を含む都心及びその周辺地域において、都市機能のさらなる集積による拠点性の向上、快適に暮らせる都心のライフスタイル創出による定住人口の増加、本市固有の歴史・文化資源を活かした新たな都市魅力の創出による交流人口の増加をそれぞれめざすこととし、これらの相乗効果による経済活動の活発化とこれに伴う賑わいと活力の創出を図るとしている。

また、平成25年に策定した「堺市歴史的風致維持向上計画」では、中心市街地の内外に跨る「環濠都市区域（250ha）」及び中心市街地の東側に位置する「百舌鳥古墳及び周辺区域（617ha）」を重点区域として、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に実施することにより、歴史的な建造物の保存及び活用、また周辺市街地の環境整備を進めるとしている。

以上より、本計画では、市内各拠点と連携しながら都市の発展を牽引していく本市の中心的地域として、その活性化が市域全域及び周辺市町村などへ波及すると期待できることから、堺東駅周辺地域から堺駅周辺地域に至る区域約190haを中心市街地とした。

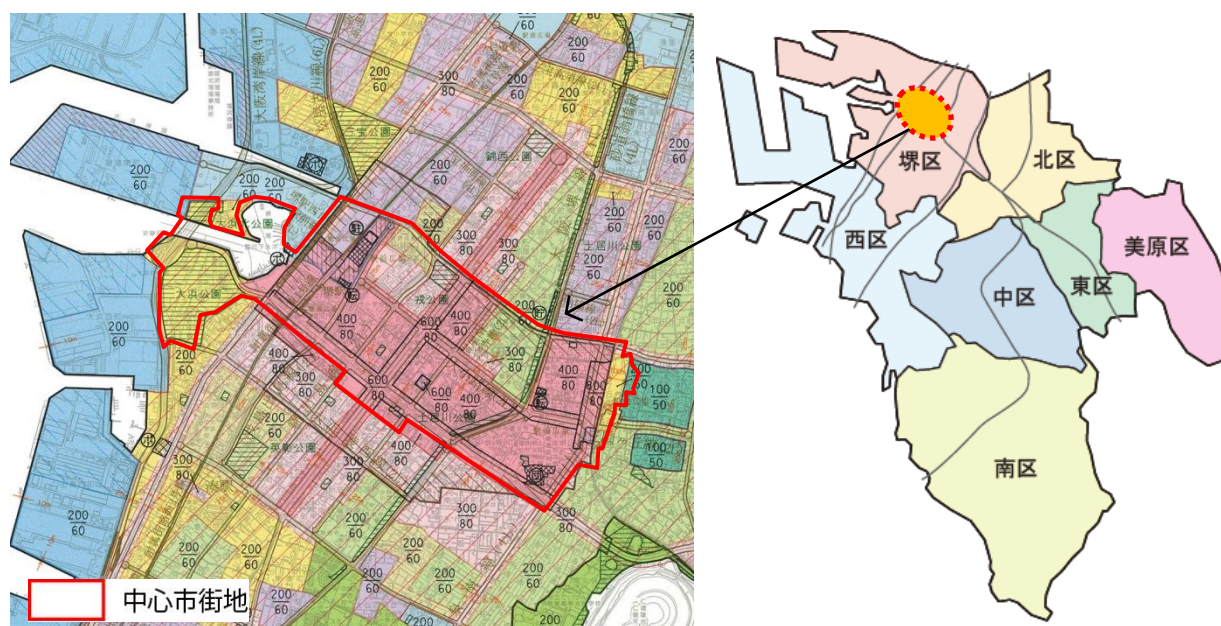


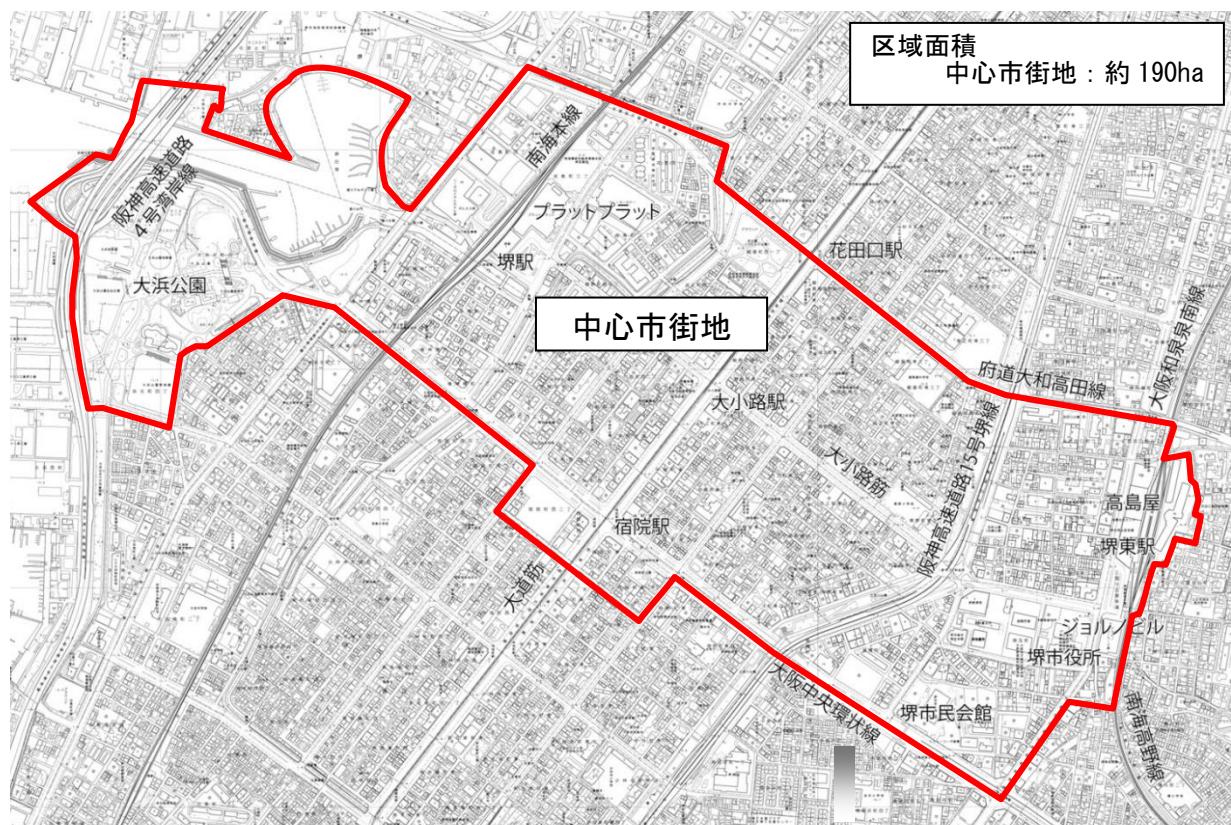
図-2.1 位置図

〔2〕 区域

区域設定の考え方

堺東駅周辺地域及び堺駅周辺地域を中心とした複合的な都市機能のさらなる集積、本市固有の歴史・文化資源を活かした取り組みとの連携などにより、地域の一体的なまちづくりを推進し、活性化を図るため、また、周辺への波及効果が見込まれる区域として、北は府道大和高田線、東は南海高野線、南は中央環状線、西は阪神高速道路4号湾岸線に囲まれた約190haのエリアを中心市街地の区域として設定する。

なお、これまで中心市街地として活性化に取り組んできた堺東駅周辺地域は、市役所をはじめとする行政機能、百貨店や商店街等の商業機能など、本市において都市機能が最も集積している地域であり、都市再生の拠点である都市再生緊急整備地域として、引き続き重点的にまちづくりを推進していく。



区域の範囲

一条通の一部	大町東各丁	櫛屋町西1丁	中瓦町各丁
市之町西各丁	大浜北町3丁の一部	櫛屋町東各丁	三国ヶ丘御幸通
市之町東各丁	大浜北町4丁～5丁	熊野町西各丁	南瓦町
戎島町1丁～4丁、5丁の一部	甲斐町西各丁	熊野町東各丁	南花田口町各丁
戎之町西各丁	甲斐町東各丁	栄橋町各丁	竜神橋町各丁
戎之町東各丁	北瓦町各丁	宿院町西1丁・2丁	
翁橋町各丁	北波止町の一部	宿院町東1丁・2丁	
大町西各丁	北花田口町各丁	新町	

図-2.2 区域図

[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

中心市街地の活性化に関する法律第 2 条に規定する中心市街地の要件への適合については下記のとおり。

第 1 号要件

当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること

(1) 公共施設の立地状況

堺市役所や大阪地方裁判所堺支部、堺市民会館等、多数の行政機関が立地している。

表-2.1 公共施設の立地状況

項 目	主な施設		
公共施設	堺市役所	堺区役所	堺警察署
	堺消防署	堺市総合福祉会館	ベトナム総領事館
	堺税務署	大阪法務局堺支局	堺労働基準監督署
	ハローワーク堺	大阪地方検察庁堺支部	堺区検察庁
	大阪地方裁判所堺支部	堺簡易裁判所	大阪家庭裁判所堺支部
	堺東年金事務所	堺保健センター	消費生活センター
	堺郵便局	堺東観光案内所	堺駅観光案内所
	国際交流プラザ		
教育施設	堺市立熊野小学校	堺市立市小学校	堺市立殿馬場中学校
	大浜体育館		
文化施設	堺市民会館		

(2) 事業所の状況

本市の事業所のうち約 9.0%の事業所が中心市街地に集積し、約 8.0%の従業者が働いている。特に、金融・保険業については、市内の約 29.2%の事業所が集積しており、経済の中心地と言える。

表-2.2 事業所の状況

	平成 24 年
事業所数（事業所）	2,637
全市におけるシェア（%）	9.0
全市の事業所数（事業所）	29,198
従業員数（人）	24,278
全市におけるシェア（%）	8.0
全市の従業員数（人）	302,156
金融・保険業の事業数（事業所）	115
全市におけるシェア（%）	29.2
全市の金融・保険業事業所数（事業所）	397

出典：経済センサス

(3) 小売業の状況

本市の小売業のうち、約 9.2%の店舗が中心市街地に集積し、約 7.3%の従業者が働き、約 7.7%の売場面積、約 6.5%の年間販売額を有している。

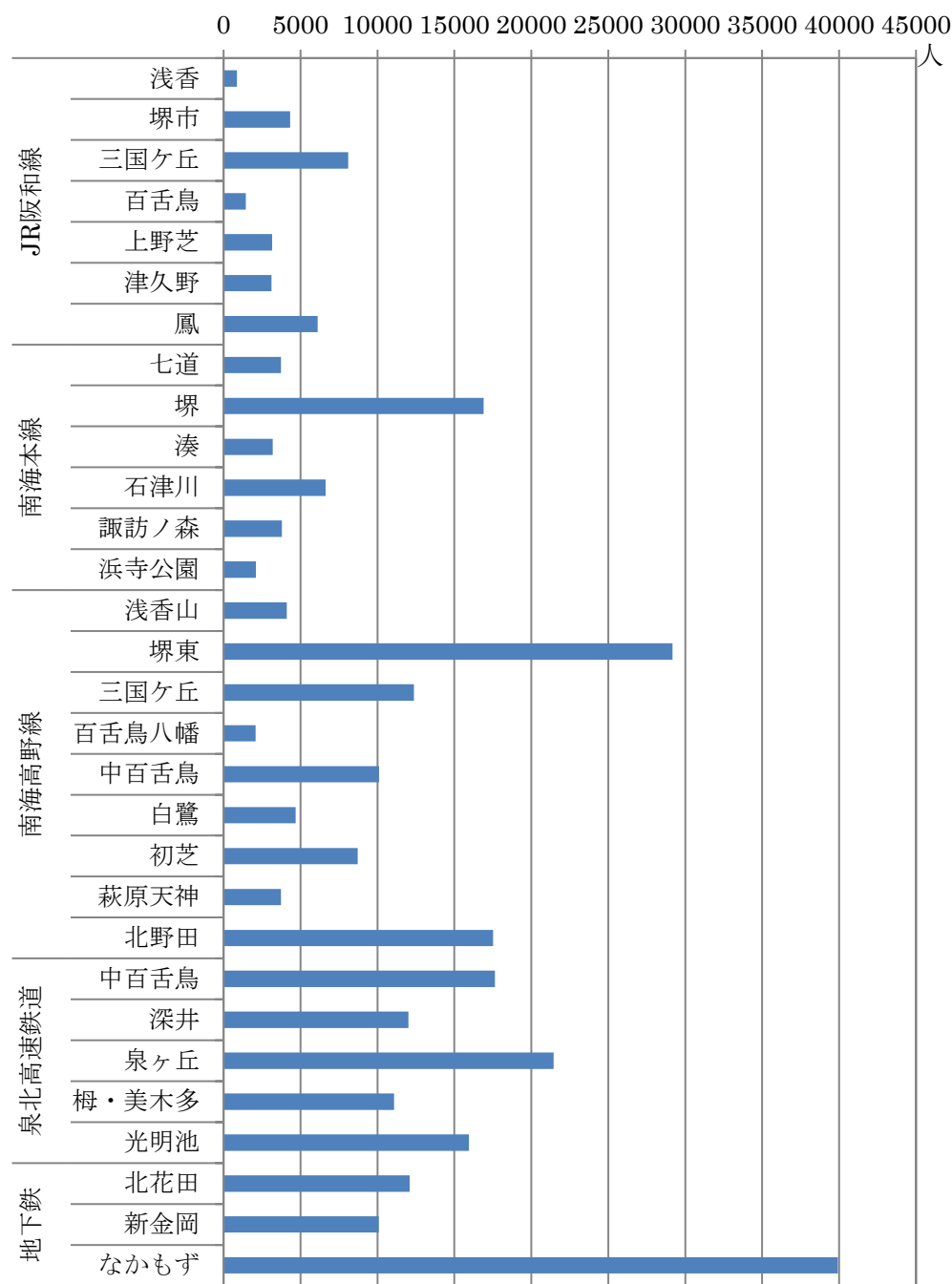
表-2.3 小売業の状況

	平成 24 年
商店数（店）	456
全市におけるシェア（%）	9.2
全市の商店数（店）	4,971
従業者数（人）	2,909
全市におけるシェア（%）	7.3
全市の従業者数（人）	39,663
売場面積（㎡）	52,306
全市におけるシェア（%）	7.7
全市の売場面積（㎡）	680,696
年間販売額（億円）	394
全市におけるシェア（%）	6.5
全市の年間販売額（億円）	6,087

出典：経済センサス

(4) 鉄道駅乗車人員の状況

中心市街地の主要駅である南海高野線堺東駅及び南海本線堺駅の乗車人員は、市内の他の駅と比較して多い。



※ 地下鉄を除き平成 24 年度平均値。地下鉄は平成 24 年 11 月 13 日調査。

出典：堺市統計書

図-2.3 1日あたりの市内各駅乗車人員

(5) バス路線の状況

堺東駅及び堺駅は本市内の各地とバスにより結ばれており、高いターミナル性をもつバス路線網の拠点となっている。

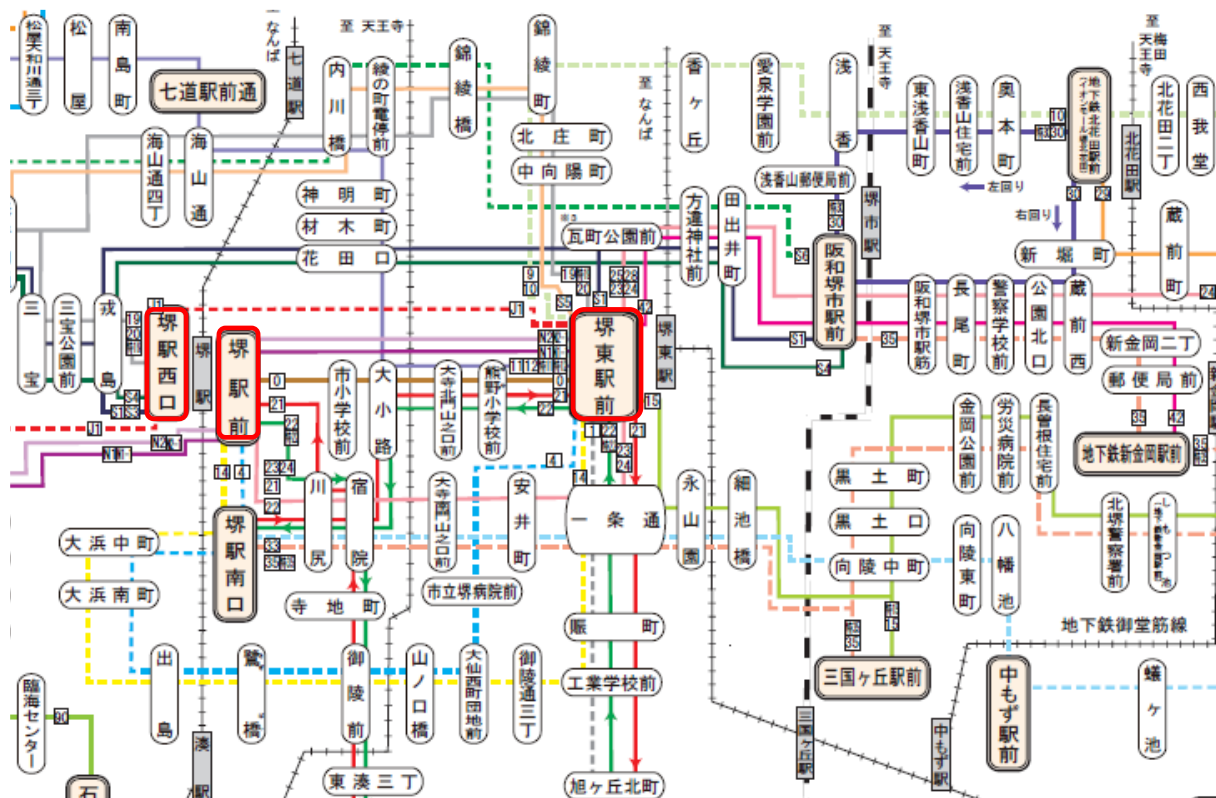


図-2.4 バス路線網（南海バス堺営業所 堺東駅及び堺駅周辺抜粋）

<まとめ>

本市の中心市街地（約 190ha）は、全市の面積（約 14,999ha）に対して約 1.3%の区域に、小売業商店数の約 9.2%、事業所数の約 9.0%が集積し、公共施設も多数立地するなど、本市の中心的拠点としての役割を担う地域といえることから、第1号要件に適合している。

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

(1) 小売業の状況

中心市街地においては、堺東駅前のダイエーが平成13年に閉店、堺駅前のイトーヨーカドーが平成23年に閉店するなど、大規模店舗の撤退が進んだこともあり、平成9年から平成24年の間に、小売業の商店数が約43.6%、小売業の売り場面積が約46.8%、小売業の年間販売額が約59.1%と、それぞれ減少している。

表-2.4 小売業の状況

	平成9年	平成14年	平成19年	平成24年
商店数(店)	808	648	579	456
全市におけるシェア(%)	10.7	11.0	11.1	9.2
参考：全市の商店数(店)	7,577	5,877	5,200	4,971
売場面積(㎡)	98,275	89,658	96,796	52,306
全市におけるシェア(%)	15.5	13.3	12.3	7.7
参考：全市の売場面積(㎡)	632,543	672,745	785,458	680,696
従業者数(人)	3,909	4,185	3,780	2,909
全市におけるシェア(%)	9.5	10.9	9.4	7.3
参考：全市の従業者数(人)	41,023	38,464	40,039	39,663
年間販売額(億円)	964	704	803	394
全市におけるシェア(%)	11.8	12.2	12.7	6.5
参考：全市の年間販売額(億円)	8,146	5,747	6,318	6,087

出典：商業統計調査（平成9年～19年）、経済センサス活動調査（平成24年）

(2) 低・未利用地の状況

中心市街地の低・未利用地は対象区域の約4%を占めており、土地利用転換が停滞し、青空駐車場等による低利用が多く見られる。

表-2.5 低・未利用地の状況

低・未利用地※	面積(㎡)	81,394
	割合(%)	4.3
	対象区域面積(㎡)	1,893,000

※青空駐車場等の空地

出典：住宅地図及び現地調査等により判断（平成26年3月）

(3) 事業所の状況

中心市街地においては、平成 8 年から平成 24 年の間に、事業所数が約 35.2%の減少、従業者数が約 35.9%の減少となっている。

表-2.6 事業所の状況

	平成 8 年	平成 13 年	平成 18 年	平成 21 年	平成 24 年
事業所数（事業所）	4,070	3,689	3,033	2,993	2,637
全市におけるシェア（%）	11.7	11.5	10.1	9.4	9.0
参考：全市の事業所数（事業所）	34,684	31,948	29,978	31,953	29,198
従業者数（人）	37,884	34,903	30,006	33,470	24,278
全市におけるシェア（%）	11.7	11.6	9.9	10.0	8.0
参考：全市の従業者数（人）	325,068	300,529	304,005	336,095	302,156

出典：事業所・企業統計調査、経済センサス（平成 21 年、平成 24 年）

(4) 中心市街地の歩行者通行量の状況

中心市街地の歩行者通行量を平成 9 年と平成 24 年で比較すると、平日で約 15.4%減少、休日では約 51.0%の減少となっている。

表-2.7 歩行者通行量の状況

		平成 9 年	平成 24 年
平日	歩行者通行量（人/日）	5,220	4,416
	指数	100.0	84.6
休日	歩行者通行量（人/日）	5,755	2,822
	指数	100.0	49.0

※中心市街地内の 8 地点での平均値

出典：堺市全小売商業商圈動態調査（平成 9 年）、堺市商圈実態調査（平成 24 年）

<まとめ>

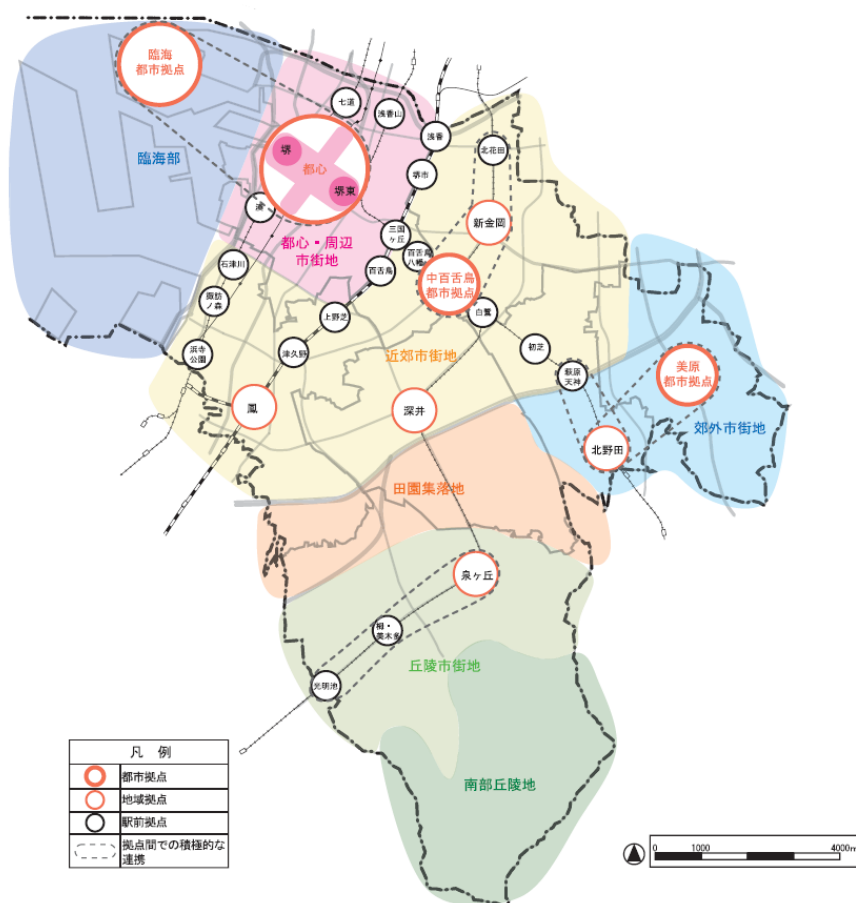
中心市街地においては、低・未利用地が散在し、事業所数、従業者数、小売業の商店数、小売業の年間販売額等が減少していることに加え、歩行者通行量も大きく減少しており、商業・業務の機能集積やまちの賑わいが失われつつあるといえることから、第 2 号要件に適合している。

第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

(1) 都市計画マスタープランにおける位置付け

堺市都市計画マスタープラン（平成24年12月改定）において、中心市街地を含む都心の土地利用・配置方針を、「これまで培われてきた歴史・文化や水・緑を活かした個性ある都市空間のもとに、商業、業務、行政、文化、教育などの都市中枢機能の集積と都心居住の促進を図るとともに、憩いの空間の創出や人にやさしい公共交通ネットワークの整備等により、国内外から人が集まり、賑わい、交流する都心の形成を図る」としており、経済的・社会的に本市の中心的役割を担う拠点として、市内各拠点とも連携を図りながら、都市の発展を牽引することが期待される区域である。

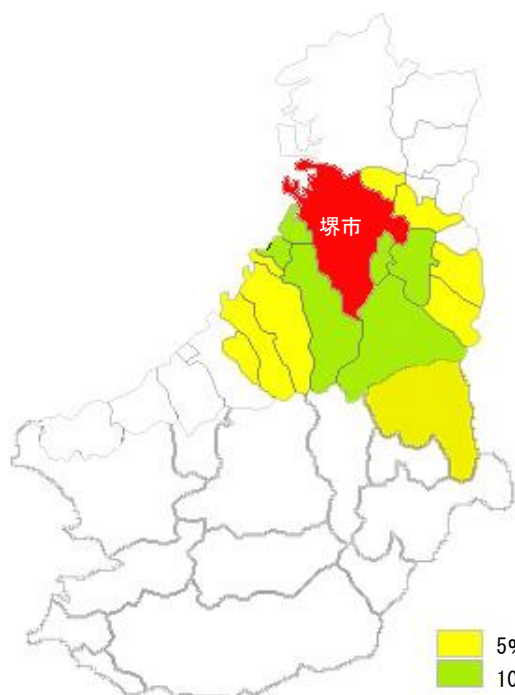


出典：堺市都市計画マスタープラン

図-2.5 拠点の配置図

(2) 南大阪での広い圏域を持つ都市

近隣都市への影響力を示す指標である「5%流入圏」（当該市の15歳以上就業者及び通学者のうち本市に就業・通学している人の割合が5%を超える都市）は15都市で構成され、南大阪での大きな圏域を有している。



	堺市で従業・通学する15歳以上就業者・通学者	各市町に常住する15歳以上就業者・通学者	流入割合
岸和田市	6,881	96,068	7.2%
泉大津市	4,361	37,363	11.7%
貝塚市	2,534	44,464	5.7%
富田林市	6,372	58,641	10.9%
河内長野市	6,022	52,778	11.4%
松原市	4,831	59,405	8.1%
和泉市	16,298	88,220	18.5%
羽曳野市	2,977	56,964	5.2%
高石市	5,672	28,254	20.1%
大阪狭山市	6,044	28,404	21.3%
忠岡町	758	8,059	9.4%
熊取町	1,296	23,053	5.6%
河南町	617	8,547	7.2%
千早赤阪村	268	2,873	9.3%
橋本市	1,703	34,135	5.0%

※ 15歳以上就業者及び通学者のうち本市に就業・通学する割合が5%を超える都市

出典：国勢調査

図-2.6 5%流入圏域図

<まとめ>

本市の中心市街地は、都市計画マスタープランにおいて、都市機能の集積を図ることなどにより、人が集まり、賑わい、交流する都心の形成を図るとしており、当該地域に、より高度な都市機能の集積を図り、都市活力の向上と発展を支える中心核を形成することが、本市及び周辺地域の発展にとって有効である。

また、南大阪の中心的な拠点として、市内外から多くの人々が訪れる地域であり、活性化の波及効果は市全域さらには周辺市町村にも広く及ぶことから、第3号要件に適合している。

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

全体のテーマ及び基本方針を踏まえ、中心市街地活性化の目標を以下の3つに整理した。

目標①：まちの活力の源となる来街者の増加

- ・ 中心的拠点にふさわしい多様な都市機能の集積
- ・ 歴史・文化資源を活かしたまちづくりとの連携による都市魅力の向上

目標②：まちなかの回遊性向上による賑わい創出

- ・ 阪堺線やバスによる面的な交通ネットワーク形成、歩行環境や自転車通行環境の向上など、まちづくりと一体となった交通体系の構築
- ・ まちなかに滞在したくなるような都市空間の形成などまちの魅力向上

目標③：商業の魅力向上による賑わい創出

- ・ 買い物利便性の向上や魅力ある商業地の形成による多くの消費者の呼び込み
- ・ 商店街の賑わいに資するイベントの実施など商業活性化につながる取り組みの推進

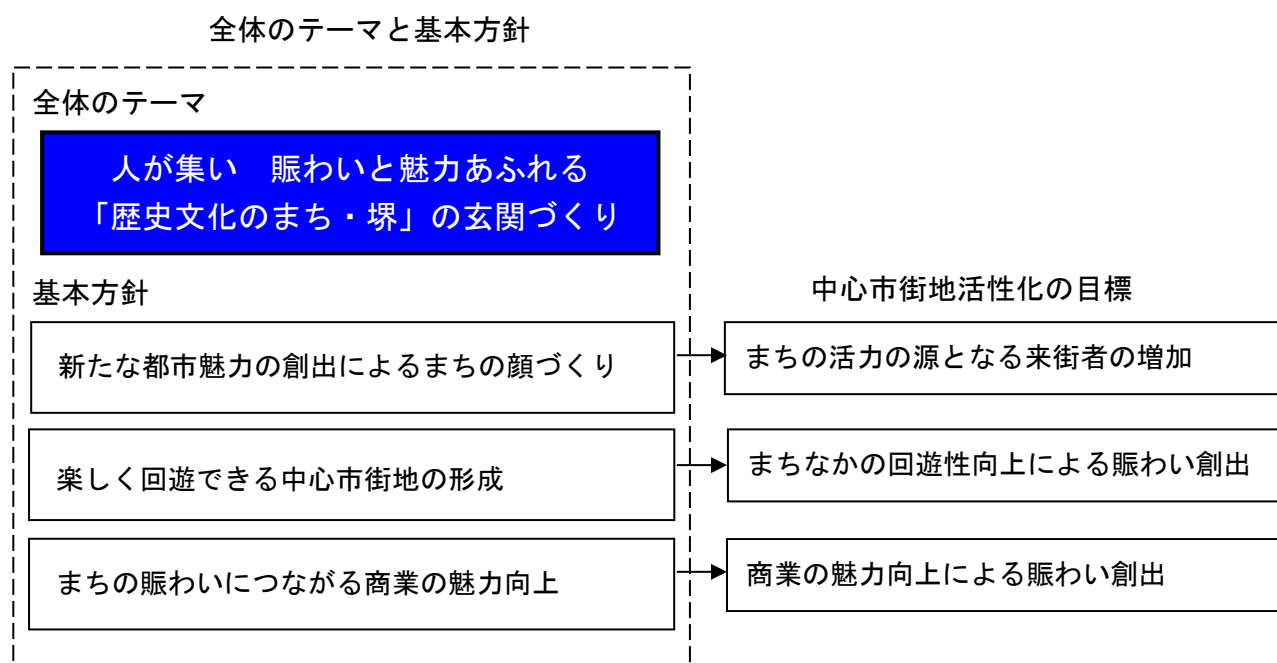


図-3.1 中心市街地活性化の基本方針と目標の体系

[2] 計画期間

本基本計画の計画期間は、平成27年度（平成27年4月）から令和2年度（令和3年3月）とする。

[3] 数値目標設定の考え方

(1) まちの活力の源となる来街者の増加の指標の考え方

指標：定期利用者を除く駅乗降客数

目標①「まちの活力の源となる来街者の増加」を達成するため、市民会館建替え、市街地再開発事業の実施、市民交流広場整備等による都市機能の集積や、中心市街地内外に跨る歴史・文化を活かした取り組みとの連携等により、魅力的なまちの顔の創出を図る。

これを踏まえ、この目標の達成状況を確認するための指標としては、来訪者状況を評価できる『定期利用者を除く駅乗降客数』が適切と考えられる。この指標は、平成 11 年以降減少傾向が続き、平成 17 年頃に下げ止まりがみられるものの、近年は伸び悩んでいることから、その回復をめざす。なお、『駅乗降客数』は各事業者により経年的な調査を実施していることから、フォローアップが可能である。

(2) まちなかの回遊性向上による賑わい創出の指標の考え方

指標：歩行者通行量

目標②「まちなかの回遊性向上による賑わい創出」を達成するため、阪堺線やバスなどの公共交通ネットワークの充実や、自転車・歩行者の回遊性向上とともに、憩いと賑わいの拠点となる市民交流広場、文化芸術の創造・交流発信の拠点となる市民会館、文化観光拠点等の集客拠点の整備により、中心市街地への滞在回数・時間の増加を図る。

これを踏まえ、この目標の達成状況を確認するための指標としては、まちの回遊性の向上を評価できる『歩行者通行量』が適切と考えられる。中心市街地においては、休日を中心に歩行者通行量の減少が大きくなっていることから、その回復をめざす。なお、『歩行者通行量』は、堺市商圈実態調査により経年的な通行量調査を実施しており、フォローアップが可能である。

(3) 商業の魅力向上による賑わい創出の指標の考え方

指標：空き店舗等の率

目標③「商業の魅力向上による賑わい創出」を達成するため、堺東駅南地区第一種市街地再開発事業の実施や、キッズサポートセンターさかいの運営、商業に関する各種施策・補助事業等により、飲食やサービスを含んだ時間消費型の商業展開等による魅力ある商業地の形成を図る。また、歴史観光文化資源等と連携した観光客や来街者を誘引する商業空間の形成や商店街の賑わいに資するイベントの実施等により、商業の魅力向上と活性化を図る。

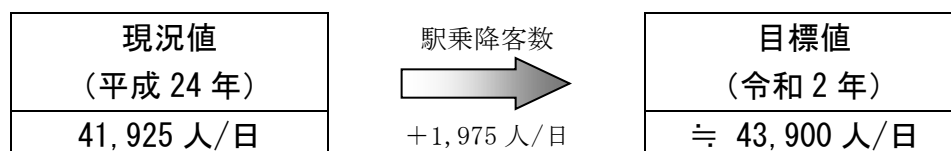
これを踏まえ、この目標の達成状況を確認するための指標としては、商店街の『空き店舗等の率』が適切と考えられる。この指標は、平成 13 年から 19 年にかけて増加しており、その後は横ばいの状況となっていることから、その改善をめざす。なお、『空き店舗等の率』は、過年度と同様の調査を実施することにより、フォローアップが可能である。

[4] 数値目標の設定

(1) 来訪意識の向上の数値目標の設定

1) 数値目標指標：定期利用者を除く駅乗降客数

まちの顔づくり等による来訪魅力のアップにより、中心市街地への来訪者が増加するという観点から、中心市街地の主要駅である南海高野線堺東駅及び南海本線堺駅の定期利用者を除く乗降客数（両駅の合計）の増加を約 1,975 人/日と見込み、令和 2 年で 43,900 人/日を目標とする。



2) 目標値の設定根拠

① 目標年次における推計値

過去の結果をみると、平成 11 年以降減少傾向が続いていたが、平成 17 年頃には下げ止まりがみられ、近年は停滞傾向となっていることから、当初の目標年次の令和元年における定期利用者を除く駅乗降客数を現況値である約 41,925 人/日と仮定した。

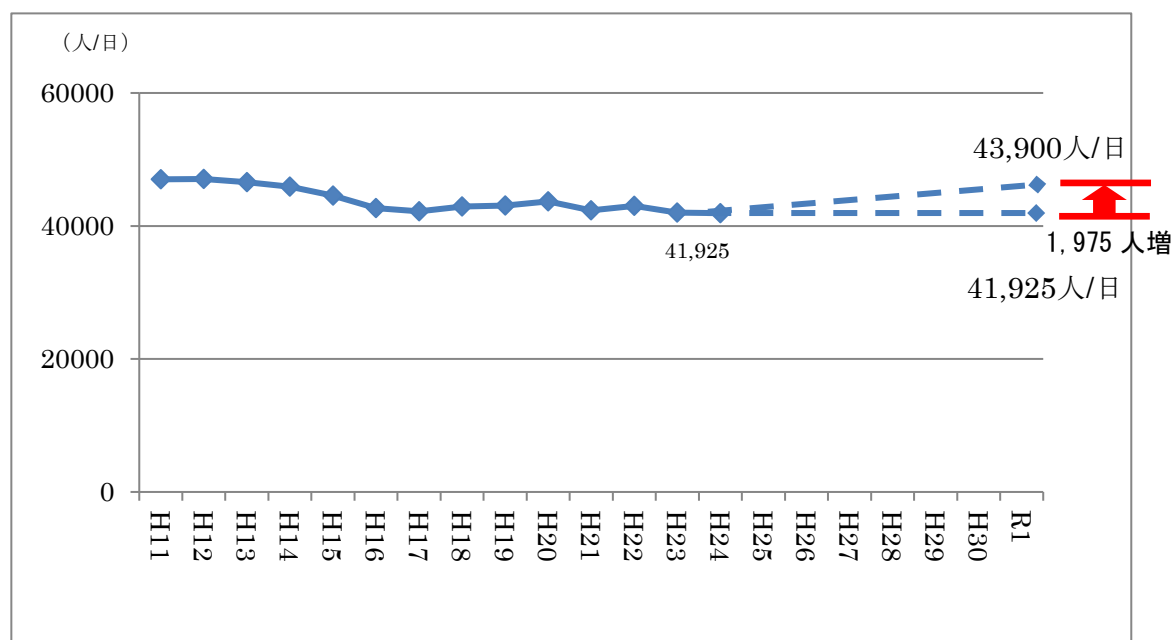


図-3.2 駅乗降客数の推計値

②市民会館建替え事業による来館者数の増分

$450,000 \text{ (人)} - 307,000 \text{ (人)} = 143,000 \text{ (人)}$

新市民会館来館者数想定 : 450,000 人

旧市民会館来館者数 (H25 年度) : 307,000 人

③市民交流広場の整備による来訪者数の増分

$33,050 \text{ (人)} - 13,450 \text{ (人)} = 19,600 \text{ (人)}$

現況の広場の利用者数

大規模イベント 4 回 $2,000 \text{ 人} \times 4 \text{ 回} = 8,000 \text{ 人}$

中規模イベント 12 回 $300 \text{ 人} \times 12 \text{ 回} = 3,600 \text{ 人}$

小規模イベント 37 回 $50 \text{ 人} \times 37 \text{ 回} = 1,850 \text{ 人}$

合計 13,450 人

整備後の広場の利用者数

大規模イベント 12 回 $2,000 \text{ 人} \times 12 \text{ 回} = 24,000 \text{ 人}$

中規模イベント 24 回 $300 \text{ 人} \times 24 \text{ 回} = 7,200 \text{ 人}$

小規模イベント 70 回 $50 \text{ 人} \times 70 \text{ 回} = 1,850 \text{ 人}$

合計 33,050 人

④大浜北町市有地活用事業による来訪者数の増分

来訪者数想定 : 約 30 万人

類似事例より想定

$\text{約 } 150,000 \text{ (人/1,000 m}^2 \cdot \text{年)} \times \text{約 } 2,000 \text{ (m}^2\text{)} = \text{約 } 300,000 \text{ 人/年}$

⑤博愛ビル活用事業による来訪者数の増分

来訪者数増加想定 : 約 10 万人

現施設 (堺東観光案内所・さかい JOB ステーション) 利用者 : 約 3.8 万人

上記 2 施設の容積率換算 : 約 200%

建替後は容積率 800%活用を想定

$\text{約 } 38,000 \text{ 人} / 200\% \times 800\% = \text{約 } 152,000 \text{ 人}$

⑥大浜体育館建替え (武道館併設) 事業による来訪者数の増分

来訪者数増加想定 : 約 3 万人

メインアリーナ想定観覧席数 約 2,500 席 $\times$ 新規大会 6 試合

$\Rightarrow 15,000 \text{ 人増加}$

武道館想定観覧席数 約 300 席 $\times$ 新規大会 50 試合 $\Rightarrow 15,000 \text{ 人増加}$

⑦堺市文化観光拠点運営事業による来訪者数の増分

来訪者数想定：約 17.5 万人

※文化観光拠点全体の来訪者の想定は 15 万人～20 万人となっており、中間値である 17.5 万人を採用

(出典：文化観光拠点整備事業 基本計画)

②から⑦による来訪者数増加の合計：767,600 人

鉄道の利用率：48%

※平成 25 年度堺市観光ビジター実態調査における交通手段率（観光拠点調査）の鉄道の利用率（52.8%）及び市民会館来館者への聞き取り調査における鉄道の利用率（42.7%）の平均値を採用

$$767,600 \times 48\% \div 365 \text{ 日} \times 2 \text{ (往復)} = 2018.9 \approx 2,019 \text{ 人/日}$$

$$\text{目標値} = 41,925 + 2,019 = 43,944$$

$$\approx 43,900 \text{ 人/日}$$

【平成 30 年 3 月変更時の状況】

市民会館建替え事業、大浜北町市有地活用事業、博愛ビル活用事業については、当初の計画より事業に遅れが生じ、計画期間内（平成 27 年 4 月～令和 2 年 3 月）に効果が発現しない見込みである。一方、平成 28 年度定期フォローアップにおいて市民交流広場整備事業や堺市文化観光拠点運営事業の効果等により、定期利用者を除く駅乗降客数は 43,780 人であった。

この状況をふまえ、さらに以下の事業実施により見込まれる効果を積み上げて、引き続き目標達成をめざす。

- ・ガシ横エリアを核とした堺東商店街活性化プロジェクト
- ・堺東まちなか「逸品」バル
- ・堺東イルミネーション事業
- ・大小路イルミネーション事業
- ・堺少女歌劇団プロジェクト
- ・SAKAI 散走による魅力発信事業

【令和 2 年 3 月変更時の状況】

平成 30 年度定期フォローアップにおいて、定期利用者を除く駅乗降客数は 44,050 人となり、目標を達成した。また、計画期間の延長による、市民会館建て替え事業や博愛ビル活用事業の事業効果が発現する見込みであり、さらなる増加をめざす。

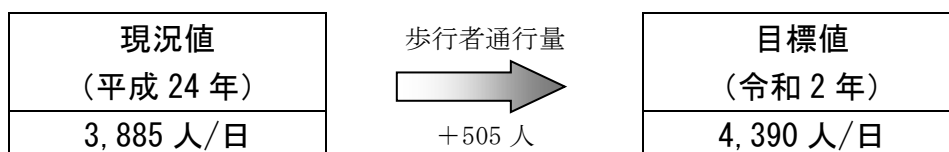
3) フォローアップの考え方

計画期間中は、毎年度数値目標の達成状況を検証し、必要に応じて、目標達成に向けた改善措置を講じることとする。また、計画期間の最終年度終了後にも、再度検証を行うものとする。

(2) 賑わいの創出の数値目標の設定

1) 数値目標指標：歩行者通行量

市街地の整備や各種事業・施策の実施等により回遊性が高まるという観点から、中心市街地の歩行者通行量（8 地点での平均値）の増加を約 505 人/日と見込み、令和 2 年で 4,390 人/日を目標とする。



2) 目標値の設定根拠

① 目標年次における推計値

過去の結果をみると、平成 9 年以降減少傾向が続いていることから、当初の目標年次の令和元年における歩行者通行量の推計値を算出すると、約 3,700 人/日となった。なお、推計値の算出にあたっては、累乗近似式を用いた。

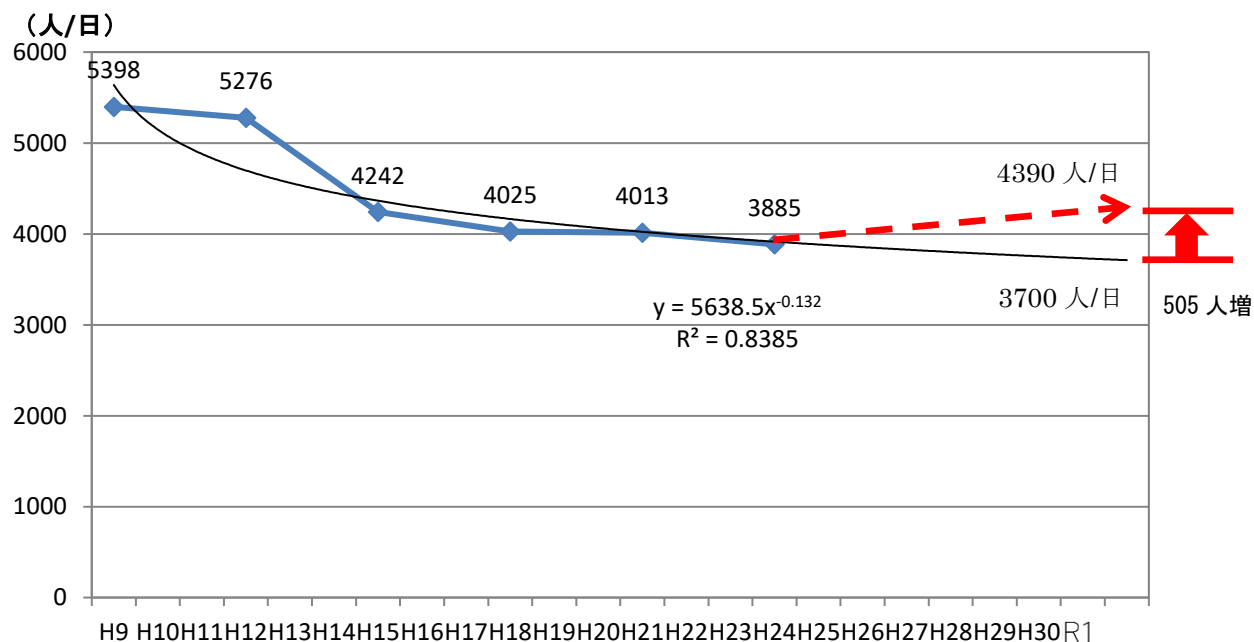


図-3.3 歩行者通行量の推計値

②市民会館建替え事業による来館者数の増分

$$450,000 \text{ (人)} - 307,000 \text{ (人)} = 143,000 \text{ (人)}$$

$$143,000 \text{ (人)} \div 365 \text{ 日} = 391.78 \text{ 人/日} \approx \boxed{392 \text{ 人/日}}$$

新市民会館来館者数想定 : 450,000 人

旧市民会館来館者数 (H25 年度) : 307,000 人

③堺東駅南地区第一種市街地再開発事業による居住者数の増分

$$700 \text{ 人 TE/ha} \cdot \text{日} \times 3.3\text{ha} = 2,310 \text{ 人 TE/日}$$

$$2,310 \text{ 人 TE/日} \times 27.5\% = 635.25 \text{ 人 TE/日} \approx \boxed{636 \text{ 人/日}}$$

大規模開発地区関連交通計画マニュアル (平成 19 年 3 月)

住宅の発生集中原単位 : 700 人 TE/ha・日

都市計画決定時点における用途別面積 (住宅) : 33,000 m² → 3.3ha

手段分担率 (第 5 回近畿圏パーソントリップ調査、住宅、堺区のデータ)

27.5% (鉄道 9.7%、バス 2.0%、徒歩 15.8%)

④市民交流広場の整備による来訪者数の増分

$$(33,050 \text{ 人} - 13,450 \text{ 人}) \div 365 \text{ 日} = 53.7 \text{ 人/日} \approx \boxed{54 \text{ 人/日}}$$

現況の広場の利用者数

大規模イベント 4 回 2,000 人 × 4 回 = 8,000 人

中規模イベント 12 回 300 人 × 12 回 = 3,600 人

小規模イベント 37 回 50 人 × 37 回 = 1,850 人

合計 13,450 人

整備後の広場の利用者数

大規模イベント 12 回 2,000 人 × 12 回 = 24,000 人

中規模イベント 24 回 300 人 × 24 回 = 7,200 人

小規模イベント 70 回 50 人 × 70 回 = 1,850 人

合計 33,050 人

⑤大浜北町市有地活用事業による来訪者数の増分

$$300,000 \text{ (人)} \div 365 \text{ 日} = 821.9 \text{ 人/日} \approx \boxed{822 \text{ 人/日}}$$

来訪者数想定 : 約 30 万人

類似事例より想定

$$\text{約 } 150,000 \text{ (人/1,000 m}^2 \cdot \text{年)} \times \text{約 } 2,000 \text{ (m}^2\text{)} = \text{約 } 300,000 \text{ 人/年}$$

⑥博愛ビル活用事業による来訪者数の増分

$$100,000 \text{ (人)} \div 365 \text{ 日} = 273.9 \text{ 人/日} \approx \boxed{274 \text{ 人/日}}$$

来訪者数増加想定 : 約 10 万人

現施設 (堺東観光案内所・さかい JOB ステーション) 利用者 : 約 3.8 万人

上記 2 施設の容積率換算：約 200%
建替後は容積率 800%活用を想定
約 38,000 人／200%×800%=約 152,000 人

⑦大浜体育館建替え（武道館併設）事業による来訪者数の増分

30,000（人）÷ 365 日＝82.2 人／日≒83 人／日

来訪者数増加想定：約 3 万人

メインアリーナ想定観覧席数 約 2,500 席×新規大会 6 試合

⇒ 15,000 人増加

武道館想定観覧席数 約 300 席×新規大会 50 試合 ⇒ 15,000 人増加

⑧堺市文化観光拠点運営事業による来訪者数の増分

175,000 ÷ 365 日＝479.5 人／日≒480 人／日

文化観光拠点全体（観光案内所）：15 万人～20 万人

※文化観光拠点全体の来訪者の想定は 15 万人～20 万人と幅があることから、
中間値である 17.5 万人とした

（出典：文化観光拠点整備事業 基本計画）

目標値 ＝ ①＋(②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧)／8×2

＝ 3,700＋(392＋636＋54＋822＋274＋83＋480)／8×2＝4,385.3≒4,390 人

（②～⑧については最低でも 1 地点は必ず通過するものとして換算、また、往復を計上）

【平成 30 年 3 月変更時の状況】

市民会館建替え事業、大浜北町市有地活用事業、博愛ビル活用事業については、当初の計画より事業に遅れが生じ計画期間内（平成 27 年 4 月～令和 2 年 3 月）に効果が発現しない見込みである。平成 28 年度定期フォローアップにおいて歩行者通行量が 3,644 人であった状況をふまえ、下記の事業を追加することで歩行者通行量の増加を図る。

- ・ガシ横エリアを核とした堺東商店街活性化プロジェクト
- ・堺東まちなか「逸品」バル
- ・堺東イルミネーション事業
- ・大小路イルミネーション事業
- ・堺少女歌劇団プロジェクト
- ・SAKAI 散走による魅力発信事業

【令和 2 年 3 月変更時の状況】

堺東駅南地区第一種市街地再開発事業は、事業の遅延等により、当初の計画期

間内（平成 27 年 4 月～令和 2 年 3 月）に効果が発現しない見込みである。平成 30 年度定期フォローアップにおいて歩行者通行量は 3,232 人であったが、平成 30 年 3 月に追加された事業のさらなる効果や計画の期間延長による市民会館建て替え事業や博愛ビル活用事業の効果発現を反映することで、歩行者通行量の改善を図る。

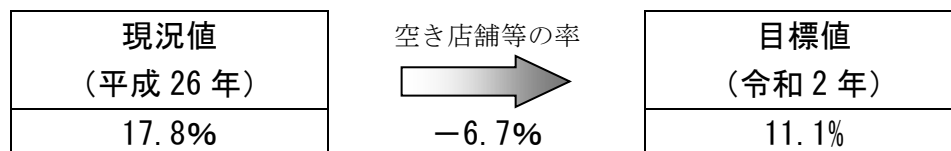
3) フォローアップの考え方

計画期間中は、毎年度数値目標の達成状況を検証し、必要に応じて、目標達成に向けた改善措置を講じることとする。また、計画期間の最終年度終了後にも、再度検証を行うものとする。

(3) 商業の活性化の数値目標の設定

1) 数値目標指標：空き店舗等の率

魅力ある商業地の形成等により商業を活性化させるという観点から、空き店舗等の率の改善を 6.7%と見込み、令和 2 年で 11.1%を目標とする。



2) 目標値の設定根拠

①目標年次における推計値

平成 26 年に実施した調査によると、中心市街地における空き店舗等の率（堺東駅前商店街、ジョルノビル、堺駅前商店街、堺山之口商店街の合計）は、17.8%（904 件中、空き店舗等 161 件）であった。

このうち、堺東駅前商店街においては、平成 13 年、平成 19 年にも同様の調査を行っており、平成 26 年までの空き店舗等の率の推移は、8.9%→13.2%→12.9%となっている。近年は空き店舗等の率がほぼ横ばいの状況となっていることから、当初の目標年次の令和元年における空き店舗等の率を現況値である 17.8%と仮定した。

②堺東駅南地区第一種市街地再開発事業

市街地再開発事業の実施による店舗数の変化 108 件→33 件

市街地再開発事業の実施による空き店舗等の数の変化 59 件→0 件

※市街地再開発事業実施後の店舗数は施行者による想定

③空き店舗活用促進事業

商店街等が主体的に取り組む新規テナント誘致活動や、空き店舗等でのコミュニティ活性化事業等を支援する「空き店舗活用促進事業」に加え、これまで地元が主体となって取り組んできたエリアマネジメント推進事業を充実し、商店街の魅力向上等を推進する。

これらにより、当初の計画期間内（平成 27 年 4 月～令和 2 年 3 月）において 1 店舗／年、計 5 店舗の空き店舗の解消を図る。

④都心地域業務系機能集積促進事業

都心地域に立地するオフィスビルへの企業等の入居を支援することにより、これらの集積を促進し、新技術・新産業及び雇用の創出並びにまちのにぎわいづくりを図り、本市産業の振興に資することを目的とする「都心地域業務系機能集積促進事業」により、当初の計画期間内（平成 27 年 4 月～令和 2 年 3 月）において 1 事業所／年、計 5 事業所の事業集積を図る。

目標値

①～④による、事業実施後の空き店舗等の率は

$$(161 - 59 - 5 - 5) / (904 - 108 + 33) = 11.10\% \approx 11.1\%$$

【令和 2 年 3 月変更時の状況】

堺東駅南地区第一種市街地再開発事業は、事業の遅延等により、当初の計画期間内（平成 27 年 4 月～令和 2 年 3 月）に効果が発現しない見込みである。平成 30 年度定期フォローアップにおいて空き店舗等の率は 11.4%であったが、市民会館建替え事業や博愛ビル活用事業の事業効果等、様々な事業の進捗に伴う都心地域の魅力を向上させることで、空き店舗等の率の改善を図る。

3) フォローアップの考え方

計画期間中は、毎年度数値目標の達成状況を検証し、必要に応じて、目標達成に向けた改善措置を講じることとする。また、計画期間の最終年度終了後にも、再度検証を行うものとする。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地は、堺東駅及び堺駅周辺地域を中心に都市機能が集積しており、特に堺東駅周辺地域は、堺市役所や大阪地方裁判所堺支部等の公共サービス機能や、百貨店・商店街等の商業機能、金融機関をはじめとする各種業務機能が集積する本市の中心的拠点としての役割を担ってきた。また、堺駅は鉄道により関西国際空港と直結する観光・国際交流等の玄関口であり、駅周辺には市街地再開発事業により整備された施設をはじめとした商業・業務機能が集積する、都心地域の西の拠点となっている。

しかしながら、社会経済情勢の変化等に伴い、大型店の相次ぐ撤退や空き店舗の増加、一時貸し駐車場の散在化、駅乗降客数や歩行者通行量の低下等、中心市街地における都市の賑わいや中心性は低下している状況にある。

また、中心市街地の一部には低密度な土地利用となっている部分もある一方、イベントの開催や憩いの場、あるいは都市の魅力向上や顔づくりの面からも必要と思われる広場や公共的な空地は十分ではない。

(2) 市街地の整備改善の必要性

堺東駅及び堺駅周辺地域においては、市民の活動や交流の拠点となる市民交流広場の整備推進による市役所や国施設と一体となったランドマークの形成や、駅前ペDESTリアンデッキの改修・再整備等による都市機能の充実、市有地を活用した賑わいの創出等により、政令指定都市の中心的拠点にふさわしい都市機能の集積を推進していく。

また、堺観光の基点となる文化観光拠点の運営や周辺のまちなみと調和した公園の再整備等により、中心市街地の内外にわたる旧市街地周辺区域に位置する町家等の歴史的建造物や、世界文化遺産登録をめざす百舌鳥古墳群などを活用した取組みと連携しながら、歴史・文化資源を活かした新たな都市魅力の創出を図っていく。

(3) フォローアップ

中心市街地活性化基本計画に位置付けた事業については、事業の進捗状況を定期的に調査し、必要に応じて改善措置を講じることとする。

〔２〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)-① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：堺東駅南地区第一種市街地再開発事業 内容：更新が必要な街区における市街地再開発事業 【事業の概要】 区域面積：約0.7ha 敷地面積：約3,700㎡ 延床面積：約47,800㎡ 主要用途：商業施設、住宅、駐車場 公共施設：道路（駅前歩行者空間等）、駅前ペDESTリアンデッキの整備 実施時期：平成25年度～令和2年度	堺東駅南地区再開発(株)	老朽化したジョルノビルを建替え、商業施設に加え、立地を活かした都市型住宅の供給による居住機能や公益施設整備による交流機能の充実などを図るものである。 堺東駅前交通広場に隣接し南海高野線と幹線道路に挟まれた地区の再開発事業は、まちのにぎわい創出や良好な都市空間の形成に寄与し、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [実施時期] 平成26年度～令和2年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：市民交流広場整備事業 内容：本市の玄関口となる堺東駅前において多目的な活用が可能な広場を整備 実施時期：平成 25 年度～平成 29 年度	堺市	市役所前の広場及び堺東行政ゾーン整備による国施設更新等により発生する国有地を取得後、一体的に活用し、イベントの開催等多目的に使用できる市民交流広場及びプロムナードの整備を行うものである。 市役所及び国施設と広場が一体となって本市の玄関口にふさわしいランドマークを形成することにより、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） [実施時期] 平成 26 年度～平成 28 年度	計画区域に含まれる
事業名：市民会館建替え事業 内容：老朽化した市民会館の建替え 敷地面積 14,333 m² 施設の延面積約 19,650 m² 大ホール・小ホール・リハーサル室 練習室・会議室等 実施時期：平成 25 年度～令和元年度	堺市	老朽化し閉館した市民会館を、新しい芸術文化の創造・交流・発信の拠点として建替えを行うものである。 優れた文化・芸術にふれる機会を提供するための機能を充実・発展するとともに、文化芸術活動等を通じた多様な交流やまちの賑わい創出や都心地域における良好な都市空間の形成に寄与し、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） [実施時期] 平成 27 年度～平成 30 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：ザビエル公園再整備事業 内容：周辺のまちなみと調和した地域の拠点公園として再整備 実施時期：平成24年度～平成28年度	堺市	紀州街道の沿道に位置するザビエル公園について、海に開かれた堺の歴史に触れる場として整備するとともに、周辺に調和した景観形成を図ることにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） [実施時期] 平成26年度～平成28年度	
事業名：宿院町公園再整備事業 内容：周辺のまちなみと調和した地域の拠点公園として再整備 実施時期：平成24年度～平成28年度	堺市	神輿渡御祭の頓宮祭が行われる宿院頓宮に隣接する宿院町公園について、園内の樹木等を整理するなど、良好な景観形成を図り、歴史を感じながら市民や来訪者が憩える公園として再整備を行うことにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） [実施時期] 平成26年度～平成28年度	
事業名：博愛ビル活用事業 内容：住宅供給公社所有の博愛ビルを建替え賑わいに資する施設を整備 実施時期：平成27年度～令和2年度	民間事業者	中心市街地整備推進機構である堺市住宅供給公社所有の博愛ビルを建替え、公益施設（地域の住民が利用できる共用会議集会スペースやイベント会場等として活用される多目的スペース）・商業施設等を導入し、堺東駅前の賑わい創出に資する施設として整備を行うことにより、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） [実施時期] 平成29年度～令和元年度	

(2)-② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：大浜北町市有地活用事業 内容：市有地の民間活用による海辺にふさわしい賑わい施設の整備 実施時期：平成 26 年度～令和 2 年度	堺市及び民間事業者	都心部の西の玄関口に位置する堺旧港地域の活性化の中心となる大浜北町市有地において、海辺にふさわしい魅力ある土地活用に向け、民間活力を活かし、商業施設等の賑わい創出機能等の導入を図る。 当該市有地活用事業は、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） [実施時期] 平成 30 年度～令和 2 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：堺東駅前ペDESTリアンデッキ改修・再整備事業 内容：堺東駅前交通広場におけるペDESTリアンデッキの改修・再整備 実施時期：平成 25 年度～令和 2 年度	堺東駅南地区再開発(株)	堺東駅南地区第一種市街地再開発事業による施設建築物の建替えに伴い、既存の駅前ペDESTリアンデッキをバリアフリー化し、市民交流広場と接続する等歩行者の安全性・利便性の向上を図るものである。 市街地再開発事業や市民交流広場の整備と一体となって安全で快適な歩行者空間を確保することにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地総合再生施設整備） [実施時期] 平成 28 年度～令和 2 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：市道堺東駅三国ヶ丘線拡幅事業 内容：堺東駅前交通広場における歩道部分の拡幅 実施時期：平成 25 年度～令和 2 年度	堺東駅南地区再開発(株)	堺東駅南地区第一種市街地再開発事業による施設建築物の建替えに伴い、駅前広場に面して市道を拡幅し、市街地環境の向上に資する快適でゆとりのある歩行者空間を確保するものである。 市街地再開発事業や市民交流広場の整備と一体となって安全で快適な歩行者空間を確保することにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地総合再生施設整備） [実施時期] 平成 28 年度～令和 2 年度	
事業名：堺泉北港海岸 堺地区 高潮対策事業 内容：事業実施延長 L＝3,165m 護岸改良 2,020m 胸壁改良 1,145m 水門改良 2 基 実施時期：平成 6 年度～令和 2 年度	大阪府	伊勢湾台風級の超大型台風が、満潮時に大阪湾にとって最悪のコースとなる室戸台風コースで接近した場合を想定し、高潮から背後住民等の生命・財産の保全を図るために護岸の改良を施すものであり、眺望や親水性の向上を図ることにより、堺旧港の歴史的資源と調和した「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 防災・安全交付金（高潮対策事業） [実施時期] 平成 6 年度～令和 2 年度	
事業名：市道三国ヶ丘御幸通南三国ヶ丘 1 号線拡幅事業 内容：市街地再開発事業に伴う市道の拡幅 実施時期：平成 25 年度～令和 2 年度	堺東駅南地区再開発(株)	堺東駅南地区第一種市街地再開発事業による施設建築物の建替えに伴い、地区周辺の交通を円滑に処理するため市道三国ヶ丘御幸通南三国ヶ丘 1 号線を拡幅するものである。 市街地再開発事業の車及び自転車動線のための重要な道路であり、交通渋滞の緩和と整流化図ることにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地総合再生施設整備） [実施時期] 平成 28 年度～令和 2 年度	

(4) 国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：堺市文化観光拠点（さかい利晶の杜）運営事業 内容：堺の歴史文化の魅力を発信し、文化振興や観光集客に資する文化観光拠点を運営し、まちの賑わい創出と地域経済の活性化、都市魅力の向上を図る。 実施時期：平成 26 年度～	堺市	「堺市文化観光拠点（さかい利晶の杜）」は、堺の特色ある歴史文化の魅力を広く発信し、文化振興や観光集客に資するため、下記の施設を一体的に整備し、平成 27 年 3 月にオープンした。 ○堺市立歴史文化にぎわいプラザ ・観光案内展示室 ・千利休茶の湯館 ・与謝野晶子記念館 ・茶の湯体験施設 ○来訪者サービス施設 ○交通関連施設 ・観光バス・自家用車駐車場 ・コミュニティサイクルポート この施設を拠点に、阪堺線や自転車（コミュニティサイクル）、観光周遊バスなどを組み合わせた市内周遊のネットワークを形成するとともに、周辺で取り組まれているまちづくり活動との連携を通じて相乗的な活性化を図ることにより、まちの賑わい創出と都市活力の向上に寄与するものであり、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：市民会館アクセスルート整備事業 内容：市民会館に至る安全で快適なルート整備 実施時期：平成 27 年度～平成 30 年度	堺市	市民会館建替え事業に伴い、安全・快適で楽しく通行できる空間を創出するものであり、堺東駅周辺地域の回遊性向上や公民協働による賑わい創出に資する、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に必要な事業である。		
事業名：翁橋公園整備事業 内容：市民会館建替え事業に併せて隣接する都心のオアシス空間となる公園を整備 0.11ha（既開設済み）市民会館と調和した都市計画街区公園 0.19ha を整備 実施時期：平成 27 年度～平成 30 年度	堺市	市民会館建替え事業と連携して、周辺住民の利用に供する公園（既開設済み）とともに、市民会館と調和した都市計画街区公園を整備するものである。 市民会館と一体となって、まちのにぎわい創出や良好な都市空間を形成し、堺東駅周辺地域の利便性や回遊性の向上を図るとともに都心オアシス空間となる快適な空間を形成することにより、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		
事業名：堺東行政ゾーン整備事業 内容：行政ゾーン再整備（国の出先機関の集約）裁判所・合同庁舎整備完了 拘置所整備 駐車場拡充整備 実施時期：平成 18 年度～	国	「堺市シビックコア地区整備計画」に基づき、官公庁施設の再整備を図るものであり、今後拘置所の建て替えにより、計画がほぼ完了するものである。 広域行政機能の充実・行政サービスの向上、堺市の玄関口にふさわしい都市景観の形成、建物の更新（耐震化）や高度利用の促進等により、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：公用車駐車場等整備事業 内容：市民交流広場整備事業の関連事業（公用車駐車場の再配置）として公用車駐車場等を整備 実施時期：平成 25 年度～平成 27 年度	堺市	市民交流広場を一体的な広場に再整備するため、現在の本庁舎内の公用車立体駐車場及び車両管理事務所の移転・再配置を行うことにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		
事業名：堺東駅前自転車駐車場再配置 内容：中心市街地区域内の自転車駐車場配置の見直し 実施時期：平成 25 年度～令和元年度	堺市	堺東商店街の放置自転車対策を進めるため、堺東駅周辺地域で不足する公共駐輪場整備の再配置について、中心市街地活性化協議会の提言を踏まえ検討実施する。 自転車のまち堺の玄関口である堺東駅周辺地域に、利用者にとって利便性の高い配置やシンボリックな駐輪施設を設置することにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		
事業名：大浜体育館建替え（武道館併設）事業 内容：老朽化した体育館建替えと、武道館の併設整備 実施時期：平成 28 年度～令和 2 年度	堺市	老朽化した大浜体育館を建替え、市民が安全・快適に、スポーツに親しめる場を提供する。また、これに伴い、武道の拠点とするために武道館を併設する。 新たなスポーツ拠点として建替整備することにより、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：市民駐車場整備事業 内容：市役所来庁者用駐車場の整備 実施時期：平成 26 年度～令和 2 年度	堺市	市民交流広場の整備に伴い、平面駐車場、駐輪場及びバイク置場移転のため、市民・来訪者向けの保健センターを併設した駐車場を新たに整備し、駐車場西側のプロムナードについては、人と自転車だけの通路として常時市民に開放することにより、市民及び来訪者の利便性向上を図るものである。 来訪者や市民の中心市街地へのアクセス性の改善及び利便性の向上を図ることにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

中心市街地及びその周辺地域には、堺市民会館をはじめとする文化施設、市立堺病院、堺保健センターや堺市総合福祉会館等の医療・福祉施設、幼稚園、小中学校、高等学校等の教育施設といった、様々な都市福利施設が立地している。

しかしながら、施設が更新されず建物が老朽化している堺市民会館や、区役所から離れた場所に位置する堺保健センターなど、市民ニーズに応えきれていない施設も存在している。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

中心市街地における教育文化や医療、社会福祉等の福祉及び利便のための施設の集積・立地は、居住人口・交流人口の増大を促し、賑わいの創出に寄与するものであり、快適な都市生活を提供するものとして中心市街地の活性化を図る上で必要性が高いことから、市民会館の建て替え、堺保健センター庁舎整備等の都市福利施設の整備を推進する。

(3) フォローアップ

中心市街地活性化基本計画に位置付けた事業については、事業の進捗状況を定期的に調査し、必要に応じて改善措置を講じることとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)-① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：市民会館建替え事業【再掲】 内容：老朽化した市民会館の建替え 敷地面積 14,333 m² 施設の延面積約 19,650 m² 大ホール・小ホール・リハーサル室・練習室・会議室等 実施時期：平成 25 年度～令和元年度	堺市	老朽化し閉館した市民会館を、新しい芸術文化の創造・交流・発信の拠点として建替えを行うものである。 優れた文化・芸術にふれる機会を提供するための機能を充実・発展するとともに、文化芸術活動等を通じた多様な交流やまちの賑わい創出や都心地域における良好な都市空間の形成に寄与し、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） [実施時期] 平成 27 年度～平成 30 年度	

(2)-② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：キッズサポートセンターさかい運営事業 内容：(株)高島屋・(株)ボーンランドとの協働により、キッズサポートセンターさかいを高島屋堺店 9 階に開設し運営する。 (1)子どもとその保護者等の集い・憩い・交流の場の提供 (2)保護者等の子育てに関する相談 (3)絵本コーナーの提供・読み聞かせイベント等の実施 (4)発達障害児支援事業 (5)子育て講習会・父親の育児支援・ワークショップ等の実施 (6)親子の室内遊び場「キドキド」(ボーンランドが事業主体) (7)イベントスペースの運営(高島屋が事業主体) (8)堺マザーズハローワークとの連携 実施時期：平成 26 年度～平成 30 年度	堺市 (株)高島屋 (株)ボーンランド	子どもとその保護者等が『遊び』を出発点に集い、交流し、気軽に相談できる子育て支援の場を提供することにより、子育ての孤立化を防ぎ、子育てに関する不安感や負担感を軽減するとともに、幅広い層の市民が利用しやすく親しまれる子育て支援の場とすることにより、まちの賑わいを創出するものであり、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。	[支援措置] 子ども・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業) [実施時期] 平成 26 年度～	

(4) 国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：堺市文化観光拠点（さかい利晶の杜）運営事業【再掲】 内容：堺の歴史文化の魅力を発信し、文化振興や観光集客に資する文化観光拠点を運営し、まちの賑わい創出と地域経済の活性化、都市魅力の向上を図る。 実施時期：平成 26 年度～	堺市	「堺市文化観光拠点（さかい利晶の杜）」は、堺の特色ある歴史文化の魅力を広く発信し、文化振興や観光集客に資するため、下記の施設を一体的に整備し、平成 27 年 3 月にオープンした。 ○堺市立歴史文化にぎわいプラザ ・ 観光案内展示室 ・ 千利休茶の湯館 ・ 与謝野晶子記念館 ・ 茶の湯体験施設 ○来訪者サービス施設 ○交通関連施設 ・ 観光バス・自家用車駐車場 ・ コミュニティサイクルポート この施設を拠点に、阪堺線や自転車（コミュニティサイクル）、観光周遊バスなどを組み合わせた市内周遊のネットワークを形成するとともに、周辺で取り組まれているまちづくり活動との連携を通じて相乗的な活性化を図ることにより、まちの賑わい創出と都市活力の向上に寄与するものであり、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：保健センター庁舎整備事業 内容：区民の利便性の向上を図るため、堺保健センター庁舎を堺区役所（本庁舎）敷地内へ整備 実施時期：平成 26 年度～令和 2 年度	堺市	区役所から離れているなどの理由で、多くの区民から堺区役所内への移転要望があった堺保健センターを、堺区役所（本庁舎）敷地内に市民駐車場と一体的に整備することにより、区民の利便性向上を図るものであり、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] まちなか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

近年、中心市街地の区域内においては、マンション建設等の影響により人口及び世帯数の増加が見られるものの、本市の総人口は近い将来ピークを迎え、その後は減少に転じるものと予想されており、今後、中心市街地においても人口の動向は変化するものと考えられる。

(2) まちなか居住の推進の必要性

平成 23 年 11 月に策定した「さかい 魅力・安心 すまいプラン」においては、中心市街地を含む都心地域において、まちなか居住の促進に向けて、『居住機能の充実を図る観点から、低・未利用地における土地利用を促進し、都心の利便性や魅力を活かした都市型住宅の供給を促進する』としており、中心市街地における居住人口の増加は、地域の活性化を図るために欠かせない要素であることから、市街地再開発事業において都市型住宅を整備するとともに、中心市街地における共同住宅の供給を促進することなどにより、まちなか居住を推進する。

(3) フォローアップ

中心市街地活性化基本計画に位置付けた事業については、事業の進捗状況を定期的に調査し、必要に応じて改善措置を講じることとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)-① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：堺東駅南地区第一種市街地再開発事業【再掲】 内容：更新が必要な街区における市街地再開発事業 【事業の概要】 区域面積：約0.7ha 敷地面積：約3,700㎡ 延床面積：約47,800㎡ 主要用途：商業施設、住宅、駐車場 公共施設：道路（駅前歩行者空間等）、駅前ペデストリアンデッキの整備 実施時期：平成 25 年度～令和 2 年度	堺東駅南地区再開発(株)	老朽化したジョルノビルを建替え、商業施設に加え、立地を活かした都市型住宅の供給による居住機能や公益施設整備による交流機能の充実などを図るものである。 堺東駅前交通広場に隣接し南海高野線と幹線道路に挟まれた地区の再開発事業は、まちのにぎわい創出や良好な都市空間の形成に寄与し、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [実施時期] 平成 26 年度～令和 2 年度	

(2)-② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：優良建築物等整備事業の促進 内容：内容：共同通行部分や空地等の整備に関する補助制度 実施時期：平成7年度～	堺市	市街地の環境改善、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るもので、一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、共同通行部分や空地等の整備に補助する制度であり、これによって居住機能の充実を図るものである。 居住人口の増加により、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） [実施時期] 平成27年度～	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：住居系建築物容積率割増規定 内容：建築基準法改正により創設された制度 実施時期：平成14年度～	民間	住宅の割合に応じて建築確認の手続きのみで容積率が最大1.5倍まで緩和される制度であり、まちなか居住の促進を図ることにより、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：中心市街地における共同住宅供給の促進 内容：中心市街地における良質な共同住宅の供給を支援 実施時期：平成 28 年度～令和元年度	堺市 (供給主体は民間)	認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域における良質な住宅を供給する取り組みへの支援により、民間事業を促進するものであり、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

(1) 現状分析

社会経済情勢の変化に伴う中心市街地からの大型店舗の撤退や、市内及び近隣市における大規模集客施設オープンの影響等により、地域における商業機能が低下し、小売業販売額や商店数、歩行者通行量等が減少傾向にある。

また、市政モニターアンケート（平成 25 年）においても、魅力的な店舗や品揃え等、商業に関する満足度は低く、中心市街地に望むまちの姿としても「買い物や飲食等魅力的な店舗が多いまち」との回答が多かった（約 65%）。

さらに、堺市商圈実態調査（来街者アンケート調査）（平成 24 年）では、堺東駅地区・堺駅地区における通いやすさは評価されているものの、中心市街地全体として賑わい・楽しさ、憩い・癒しなどに関する評価が低くなっている。

(2) 経済活力の向上の必要性

居住人口や観光ビジターなどは増加傾向にあるにもかかわらず、商業関連の指標や歩行者通行量等が減少している現状を踏まえ、市街地再開発事業等によって商業機能の充実を図るとともに、タウンマネージャーの配置による各種団体間の連携強化や商店街における空き店舗の活用、民間主体のイベントへの積極的な支援といった商業に関する各種施策や補助事業等を実施し、飲食やサービスを含んだ時間消費型の商業展開を推進するとともに、魅力的かつ特色のある商店街づくりを行うなど、中心市街地の商業機能の向上を図る。

(3) フォローアップ

中心市街地活性化基本計画に位置付けた事業については、事業の進捗状況を定期的に調査し、必要に応じて改善措置を講じることとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)-① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：堺東駅南地区第一種市街地再開発事業【再掲】 内容：更新が必要な街区における市街地再開発事業 【事業の概要】 区域面積：約0.7ha 敷地面積：約3,700㎡ 延床面積：約47,800㎡ 主要用途：商業施設、住宅、駐車場 公共施設：道路（駅前歩行者空間等）、駅前ペDESTリアンデッキの整備 実施時期：平成 25 年度～令和 2 年度	堺東駅南地区再開発(株)	老朽化したジョルノビルを建替え、商業施設に加え、立地を活かした都市型住宅の供給による居住機能や公益施設整備による交流機能の充実などを図るものである。 堺東駅前交通広場に隣接し南海高野線と幹線道路に挟まれた地区の再開発事業は、まちなぎわい創出や良好な都市空間の形成に寄与し、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [実施時期] 平成 26 年度～令和 2 年度	
事業名：博愛ビル活用事業【再掲】 内容：住宅供給公社所有の博愛ビルを建替え賑わいに資する施設を整備 実施時期：平成 27 年度～令和 2 年度	民間事業者	中心市街地整備推進機構である堺市住宅供給公社所有の博愛ビルを建替え、公益施設（地域の住民が利用できる共用会議集会スペースやイベント会場等として活用される多目的スペース）・商業施設等を導入し、堺東駅前の賑わい創出に資する施設として整備を行うことにより、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） [実施時期] 平成 29 年度～令和元年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：市民交流広場を活用した賑わい創出 内容：市民交流広場においてイベント等を実施し商店街を含めた地域の活性化を図る 実施時期：平成 26 年度～	堺市 民間	市民交流広場において、地域の様々な団体と連携したイベントなどを実施することにより賑わいを創出する。 これにより、商店街を含めた地域の活性化を図るものであり、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 令和 2 年 5 月～令和 3 年 3 月	区域内

(2)-② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：大浜北町市有地活用事業【再掲】 内容：市有地の民間活用による海辺にふさわしい賑わい施設の整備 実施時期：平成 26 年度～令和 2 年度	堺市及び民間事業者	都心部の西の玄関口に位置する堺旧港地域の活性化の中心となる大浜北町市有地において、海辺にふさわしい魅力ある土地活用に向け、民間活力を活かし、商業施設等の賑わい創出機能等の導入を図る。 当該市有地活用事業は、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） [実施時期] 平成 30 年度～令和 2 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：ガシ横エリアを核とした堺東商店街活性化プロジェクト 内容：堺東の魅力向上につながるハード・ソフトの商店街活性化事業 実施時期：平成 28 年度～令和元年度	堺東駅前商店街協同組合、堺東商店街商業協同組合、堺銀座南商店街、民間事業者	テナントミックス事業に伴う施設リニューアル及び地域の景観を配慮した商業基盤施設の整備（アーチ、アーケード、ビル壁面等の改修）などのハード事業を実施する。 また、来街者の回遊を促進するイベントや、外国人観光客の集客力を高める取り組みなどのソフト事業を実施する。 これら地域ニーズに対応した堺東の魅力向上につながるハード・ソフトの商店街活性化事業により、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業 [実施時期] 平成 29 年度～平成 30 年度 [支援措置] 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業 [実施時期] 令和元年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：市民交流広場の活用促進 内容：市民交流広場において市民等が活用しやすい仕組みづくりや、イベント等を実施し、商店街を含めた地域の活性化を図る 実施時期：平成 27 年度～	堺市	多様な主体が参画・連携する協働型まちづくりの広場運営に向けたプラットフォームの形成を図るとともに、地域の活性化に向けたイベント等を実施することにより賑わいを創出する。 これにより商店街を含めた地域の活性化を図るものであり、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業 提案事業） [実施時期] 平成 27 年度	
事業名：商店のノウハウ商品化事業 内容：商店が持つ商品のノウハウを高付加価値商品に仕上げて販売 実施時期：平成 30 年度～	商店街、民間事業者	中心市街地内の商店等が連携し、各商店が持つ商品やノウハウを高付加価値商品に仕立て上げ、販売していく。 市民や観光事業者等に対し、商店の新しい商品や魅力を販売することで、商店の活路開拓や経営革新を促し、商店と中心市街地の魅力向上につなげる。 「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 地域・まちなか商業活性化支援事業（個店連携モデル支援事業） [実施時期] 平成 30 年度～令和元年度	地域コミュニティ形成促進事業補助（地域コミュニティ活性化事業）（市補助金）

(4) 国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：エリアマネジメント推進事業 内容：タウンマネージャーの配置、調査事業、ソフト・ハード事業の企画・実施 実施時期：平成 23 年度～平成 27 年度	堺市	商業活性化の専門家をタウンマネージャーとして配置し、商業者の主体的な取り組みや連携を促進し、まちづくりへの機運醸成、商店街全体の活性化を図ることによって、買物利便や買い物環境に配慮した魅力的な特色ある商業地を形成する。これにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 中心市街地エリアマネジメント推進事業補助（市補助金） [実施時期] 平成 23 年度～平成 27 年度	
事業名：商業共同施設設置事業補助 内容：商店街等によるアーケードや街路灯、防犯カメラ等の共同施設の整備 実施時期：平成 6 年度～	堺市	商店街等が行うアーケードや街路灯、防犯カメラなど共同施設の設置（又は補修）を支援することにより、中心市街地の安全・安心や買物環境の向上を図る。これにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 商業共同施設設置事業補助（市補助金） [実施時期] 平成 6 年度～	
事業名：商業共同施設機能向上支援事業補助 内容：街路灯等の有効利用に対する支援 実施時期：平成 6 年度～	堺市	商店街が設置し、維持管理している街路灯等の有効利用に対し支援を行うことにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 商業共同施設機能向上支援事業補助（市補助金） [実施時期] 平成 6 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：地域コミュニティ形成促進事業補助（空き店舗等活用促進事業） 内容：空き店舗への商店街の不足業種等の誘致や空き店舗でのコミュニティ活性化事業 実施時期：平成 22 年度～	堺市	商店街等が、地域ニーズを調査分析し、主体的に取り組む新規テナント誘致活動や、空き店舗等でのコミュニティ活性化事業等を促進し、中心市街地の商業機能の充実を図ることにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ 形 成 促 進 事 業 補 助（空き店舗等活用促進事業）（市補助金） [実施時期] 平成 22 年度～	
事業名：地域コミュニティ形成促進事業補助（地域コミュニティ活性化事業） 内容：商店街等自らが創意工夫して取り組む先進的ソフト事業 実施時期：平成 22 年度～	堺市	商店街等が自ら創意工夫し、少子高齢化対応や地産地消の推進、賑わい創出など、中心市街地の課題解決に向けて取り組む先進的ソフト事業を支援し、地域コミュニティの核としての役割を担う商店街の基盤強化を図ることにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ 形 成 促 進 事 業 補 助（地域コミュニティ活性化事業）（市補助金） [実施時期] 平成 22 年度～	
事業名：堺東まちなか「逸品」バル 内容：堺東地域の飲食店等を中心としたバル事業の実施 実施時期：平成 23 年度～	ガシバル実行委員会	中心市街地のまちづくり団体と商店街が連携してバル事業を実施し、地域の飲食店等を中心とした魅力発信によって、賑わい創出を図るものであり、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 中心市街地まちづくり支援事業補助（市補助金） [実施時期] 平成 23 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：堺東イルミネーション事業 内容：堺東駅周辺地域の賑わい創出に向けたイルミネーションの実施 実施時期：平成 12 年度～	堺市中心市街地活性化協議会	中心市街地の冬の景観を演出し、来街者を増加させ、賑わいを創出するために実施するものであり、平成 28 年度より大小路イルミネーション事業と一体的に実施している。 商店街の魅力向上により活性化を図り、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 中心市街地まちづくり支援事業補助（市補助金） [実施時期] 平成 12 年度	
事業名：大小路イルミネーション事業 内容：大小路シンボルロードの賑わい創出に向けたイルミネーションの実施 実施時期：平成 14 年度～	堺市中心市街地活性化協議会	中心市街地の冬の景観を演出し、来街者を増加させ、賑わいを創出するために実施するものであり、平成 28 年度より中心市街地活性化協議会事業として堺東イルミネーション事業と一体的に実施している。 これにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 中心市街地まちづくり支援事業補助（市補助金） [実施時期] 平成 28 年度～	
事業名：堺東夏まつり 内容：音楽コンテストや盆踊りなどを通じてイベントによる賑わいの創出を図る 実施時期：平成 18 年度～	そや堺ええ街づくり隊	商店街の夏の賑わい創出と市民の交流により、まちの魅力向上を図るものであり、イベントの実施により、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 都心地域まちづくり活動支援補助金（市補助金） [実施時期] 平成 24 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：都心地域業務系機能集積促進事業 内容：本市の都心地域に業務系機能の集積を促進するため、都心地域内の特定地区に事業所等を新設又は移転する場合に賃料の一部を補助 実施時期：平成 22 年度～	堺市	本市の特定地域において、業務系機能を集積させることにより、市内産業の活性化、雇用の拡大及びまちの賑わいの創出を図るものであり、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。		
事業名：堺東オトナのまちあるき 内容：中心市街地の魅力を発信し、堺東のファンづくりに取り組む 実施時期：平成 23 年度～	そや堺ええ街づくり隊	地元の商店街及びまちづくり団体がガイド役となって、女性等の新たな客層に対して堺東地域のユニークなお店や店主等を紹介し、まちの楽しさ、魅力を体感してもらい、堺東地域へのリピーター増加を図る。これにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：堺少女歌劇団プロジェクト 内容：地域商業者が支援して、少女たちにレッスンの場を提供し、新たな魅力の創出と商店街の活性化を図る事業 実施時期：平成 25 年度～	堺少女歌劇団実行委員会	商店街が民間企業等と連携し、堺少女歌劇団として募集した少女たちをレッスン、イベント等を通じ地域全体で育成、応援することによって、堺東地域の賑わいづくりを図る。これにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 地域資源活用魅力アップ事業補助（市補助金） [実施時期] 平成 26 年度～平成 27 年度	
事業名：晶子のふるさと山之口ブランド創出事業 内容：堺山之口商店街において、「晶子のふるさと山之口」をコンセプトとした活性化事業を実施 実施時期：平成 26 年度～	堺山之口連合商店街振興組合	「晶子のふるさと山之口」をコンセプトに商業活性化に取り組んでいる堺山之口商店街において、リニューアルイベント事業、子育て支援事業、文化観光拠点連携イベント、特産物販売連携事業などを実施し、商店街の活性化を図る。これにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：堺山之口アートフェア 内容：堺山之口商店街空き店舗シャッター前を活用してアートフェアを実施 実施時期：平成 24 年度～	堺山之口連合商店街振興組合	堺山之口商店街において、空き店舗前を活用してアート作品の展示や販売などを行うアートフェアの実施により賑わい創出を図る。これにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。		
事業名：南蛮ガラクタ市 内容：南蛮貿易で潤っていた堺商人の再現を願い開口神社でイベントを実施 実施時期：平成 16 年度～	大小路界隈夢倶楽部	山之口開口神社境内にて野菜果物市、和洋アンティーク、東南アジア雑貨、昔あそび、ポルトガルパン、南蛮コロッケ、ミンチカツ、寿司、夢堺（酒）などの販売やイベントの実施を行う。これにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。		
事業名：堺駅前 B 級グルメフェスタ 内容：堺駅周辺地域においてグルメイベントを実施 実施時期：平成 23 年度～	堺駅前商店会	堺駅周辺の店舗による B 級グルメイベントにより賑わい創出を図り、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：堺旧港観光市場 内容：堺魚市場において定期的に集客イベントを実施 実施時期：平成 17 年度～平成 27 年 10 月（毎月第 2 日曜日）	堺旧港観光市場実行委員会	堺魚市場において、「堺は海からアジアから」をテーマに地域が主体となって定期的な集客イベントを開催し、堺旧港周辺の観光地としての魅力発信や集客促進を図り、まちの賑わい創出や地域の活性化に寄与する。これにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。		
事業名：鯉・来いまつり 内容：内川・土居川へこいのぼりを掲げ、子どもからお年寄りまで楽しめるイベントを実施 実施時期：平成 26 年度～	堺駅前商店街	内川・土居川にこいのぼりを掲げるとともに、堺旧港観光市場・環濠クルーズなど地域の他事業の開催にあわせてイベントを開催し、地域のイメージアップや集客力の向上を図る。これにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。		
事業名：地域交流施設整備事業 内容：中心市街地における地域交流施設の整備 実施時期：本計画事業期間内に実施予定	民間	商業者・地域住民・来街者などの相互交流を図るため、新たな賑わい交流拠点として地域交流施設の整備を行うことにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：堺市都心地域まちづくり活動支援補助 内容：都心地域におけるまちづくり活動を支援し、賑わいと魅力あるまちづくりを推進 実施時期：平成 24 年度～	堺市	都心地域において、まちづくり活動を実施する団体に対し、経費の一部を補助することにより、都心地域の活性化及びイメージアップを図り、本市の賑わいと魅力のあるまちづくりを推進することを目的とし、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。		
事業名：伝統産業の拠点開発、街並み形成検討事業 内容：堺の伝統産業をより深く知ってもらうための拠点を開設し、伝統産業の街並みを形成 実施時期：平成 30 年度～	伝統産業事業者・伝統産業業界団体	昆布、線香、注染和晒等の堺に関わりの深い伝統産業の事業者やその団体が、中心市街地内に、小売、製造、宣伝等を行う施設を配置する。その際には、各施設が連携し、まちの景観に配慮したデザインを採用する。また、見学、体験などを商品化して販売し、連携して市民、観光客等に宣伝する。 これらを実現するための検討を進め、中心市街地に市内伝統産業の象徴を集結させることで、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：SAKAI 散走による魅力発信事業 内容：自転車で散歩するようにまちを回遊する、自転車観光ガイド付き「SAKAI 散走」を実施する。 実施時期：平成 30 年度～	民間事業者	まちづくりや観光に関わりの深い民間事業者が共同し、地場産業である自転車を活用して、外国人観光客等に対し、中心市街地内や市内の観光資源等を散歩するように回遊する事業を実施する。自転車観光ガイドの養成、駐輪スペースの確保、自転車観光マップの作成等を行い、堺と散走の魅力を発信する。 来街者に中心市街地の要所を巡回させ、その魅力を知らせることで「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		
事業名：空き店舗の一時利用事業 内容：中心市街地の魅力向上につながる空き店舗対策事業 実施時期：平成 30 年度～令和元年度	商店街、民間事業者	中心市街地内の事業者、商店街等が、商店街やその周辺にある空き店舗を借り出し、或いは、空き店舗所有者と共同し、若者、女性やシニアなどの創業希望者、堺市内外の出店希望者などに、空き店舗を店舗施設として短期で貸し付ける事業を実施する。 空き店舗の流動化、及び、創業者等の支援により、商店街並びに中心市街地の活性化を図る。「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

〔1〕公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1)現状分析

中心市街地における公共交通機関としては、南海本線、南海高野線、阪堺線が並行して南北に通っており、北は大阪市内に、南は南海本線が関西空港や和歌山に、南海高野線が高野山に、阪堺線が浜寺方面につながっている。乗降客数の多い南海高野線堺東駅を中心にバス路線網が構築され、南海本線堺駅との間にはシャトルバスも運行されている。

しかしながら、堺東駅の乗降客数、堺東駅を発着するバス系統の乗降客数は減少傾向にあり、堺駅の乗降客数も横ばいの状況にある。阪堺線の利用者数はこれまで減少傾向にあったが、近年は市民との連携も含めた活性化の取り組み等により増加に転じている。

旧基本計画において位置付けた事業のうち、公共交通の利用に関する事項として、堺東駅舎のバリアフリー化事業（エレベーター及びエスカレーターの設置）、バス走行環境改善事業（バス優先レーンの設置、バス優先信号制御、バス接近表示、バス案内表示）、超低床ノンステップバス導入事業（堺東駅～堺駅間シャトルバス）が完了し、利用者の利便性と快適性の向上を図ってきた。

(2)公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

中心市街地と周辺地域の交流や、地域内の回遊を促進するとともに、まちづくりと連携した賑わいの創出につながる交通をめざし、阪堺線やバスによる面的な交通ネットワークの形成や、自転車通行環境や歩行環境の向上など、まちづくりと一体となった交通体系を構築し、まちの魅力向上を図る。

また、高齢社会が進展するなかで、阪堺線やバスにおける高齢者運賃割引やゾーンチケットの発行をはじめ、公共交通機関のスムーズな乗り継ぎなど、円滑な移動を支援する施策により、公共交通機関の利便性の向上を図る。

(3)フォローアップ

中心市街地活性化基本計画に位置付けた事業については、事業の進捗状況を定期的に調査し、必要に応じて改善措置を講じることとする。

〔2〕具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)-① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2)-② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：阪堺線停留場改修 内容：文化観光拠点の開設に併せた阪堺線宿院停留場改修に対する補助 実施時期：平成 26 年度～平成 27 年度	阪堺電気軌道(株)	堺市立歴史文化にぎわいプラザの玄関口として相応しい停留場となるよう阪堺線宿院停留場の改修を行い、景観形成の向上と来場者の増加を図る。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 地域公共交通確保維持改善事業費（利用環境改善促進事業） [実施時期] 平成 26 年度～平成 27 年度	
事業名：紀州街道沿道の景観づくり（大道筋中央の植栽帯の改善） 内容：旧紀州街道沿道の植栽帯の改善 実施時期：平成 25 年度～平成 28 年度	堺市	旧紀州街道である大道筋においては、幅員50mの中央に植栽帯があり、緑のまちなみ景観の形成に課題があることから、沿道の景観づくりと植栽帯の改善を図る。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） [実施時期] 平成 26 年度～平成 28 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：バス車両のバリアフリー化推進 内容：ノンステップバスの車両購入に対する補助 実施時期：平成 11 年度～	堺市・バス事業者	堺市内において、バス運行を主に担う南海バス株式会社や関係機関が協力し、乗降性能に優れたノンステップバスを導入することにより、一層のバリアフリー化を推進する。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 地域公共交通確保維持改善事業費（バリアフリー化設備等整備事業） [実施時期] 平成 11 年度～	
事業名：公共交通の利用環境改善促進 内容：バスや阪堺線への IC カードシステム、バスロケーションシステム等の導入に対する補助 実施時期：平成 25 年度～平成 28 年度	堺市・バス事業者・阪堺電気軌道(株)	堺市内を運行するバス事業者が IC カードシステム、バスロケーションシステム等を導入することにより乗客の利便性向上を図る。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 地域公共交通確保維持改善事業費（利用環境改善等促進事業） [実施時期] 平成 25 年度～平成 26 年度 [支援措置] 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費（交通サービス利便向上促進等事業） [実施時期] 平成 28 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：自転車通行空間の整備 内容：歩行者の安全を第一とし、自転車利用者の安全にも配慮した自転車通行空間（自転車道や自転車レーン等）を確保 実施時期：平成 26 年度～	堺市	自転車の通行空間の連続性を確保したネットワークを形成し、自転車による回遊性や快適性の向上を図る。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 防災・安全交付金（道路事業） [実施時期] 平成 26 年度～	

(4) 国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：さかいコミュニティサイクル事業 内容：コミュニティサイクルの管理運営及び利便性向上 実施時期：平成 21 年度～	堺市	複数のサイクルポート・専用駐輪場間で共用自転車の貸出・返却が可能なコミュニティサイクルを管理・運営するとともに、料金支払い手続き等のスマート化や海外からの観光客向け多言語化対応など、さまざまなニーズを踏まえさらなる利便性向上策の検討を進めることで、SAKAI 散走と連動させた自転車観光の推進につなげていくものである。 本市の地場産業である自転車を活かした新たな交通システムを整備することで、自動車利用中心から自転車や公共交通利用を中心とした都市構造への変革（モビリティイノベーション）を進め、快適な暮らしとまちの賑わいが持続する低炭素都市「クールシティ・堺」の実現に寄与することを目的とする。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：堺観光レンタサイクル 内容：市内各観光案内所、自転車博物館サイクルセンターにてレンタサイクルの貸出を実施 実施時期：平成 7 年度～	公益社団法人堺観光コンベンション協会	地場産業である多様な自転車の貸し出しを通じて堺観光の推進を図ることにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		
事業名：おでかけ応援バス 内容：高齢者のバス運賃割引 実施時期：平成 16 年度～	南海バス(株) 近鉄バス(株)	高齢者の公共交通利用を促進するため、満 65 歳以上の堺市民の方が、全ての曜日に、南海バス・近鉄バス（乗車・降車のいずれかが堺市内の場合）を 1 乗車 100 円で利用可能とすることにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		
事業名：阪堺線高齢者運賃割引 内容：高齢者の阪堺線運賃割引に対する補助 実施時期：平成 22 年度～	阪堺電気軌道(株)	高齢者の公共交通利用を促進するため、満 65 歳以上の堺市民の方が、全ての曜日に、阪堺線（乗車・降車のいずれかが堺市内の場合）を 1 乗車 100 円で利用可能とすることにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 堺市路面電車利用促進補助金（市補助） [実施時期] 平成 22 年度～	
事業名：阪堺線堺市内・大阪市内区間の運賃均一化 内容：阪堺線の運賃均一化に対する補助 実施時期：平成 22 年度～	阪堺電気軌道(株)	阪堺線の運賃の均一化による値下げにより大阪市内から堺市への来訪者の増加を図る。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 堺市路面電車利用促進補助金（市補助） [実施時期] 平成 22 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：ゾーンチケット 内容：阪堺線（堺市内区間）と南海バスの指定区間が乗り放題となる「堺おもてなしチケット」に対する補助 実施時期：平成 22 年度～	南海バス(株)・阪堺電気軌道(株)	阪堺線と南海バスの乗り継ぎ利便性を向上することにより、阪堺線の利用者拡大と来訪者の増加を図る。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 堺市路面電車利用促進補助金（市補助） [実施時期] 平成 22 年度～	
事業名：公用車 EV カーシェアリング 内容：市民と市職員が電気自動車によるカーシェアリングを行う 実施時期：平成 23 年度～平成 28 年度	堺市	市民と市職員が市役所周辺で 5 台の電気自動車によるカーシェアリングを行うことにより、環境意識啓発を図るとともに、市民への次世代自動車の普及を促進するものである。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		
事業名：観光周遊バスの運行 内容：観光資源のネットワーク化や文化観光拠点へのアクセス向上等を図るため、市内周遊観光を促進する。 実施時期：平成 26 年度～	バス事業者・公益社団法人堺観光コンベンション協会	歴史・文化資源を周遊する観光バスの運行により、旧市街地エリアや大仙公園エリアなどを結ぶ観光ネットワークを構築することで、市内周遊観光を促進する。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：観光案内サイン・標識の多言語化事業 内容：目的地へ円滑に誘導する観光サイン整備 実施時期：平成 18 年度～	堺市	来訪者が快適で楽しく周遊できるように、堺の歴史・文化等の観光資源の魅力を伝えとともに、目的地へ円滑に誘導する観光サイン等の整備を行う。 堺市観光の利便性や回遊性の向上を図り、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		
事業名：堺まつり 内容：堺を代表する三大祭りのひとつであり、堺市最大のイベント 実施時期：昭和 49 年度～	公益社団法人観光コンベンション協会	昭和 49 年から毎年 10 月に開催。大小路シンボルロードの大パレード、南宗寺・大仙公園での利休のふるさと堺大茶会など、歴史と伝統に彩られたまち・堺の魅力が味わえる、堺を代表するイベント。 イベントの実施により中心市街地の賑わいを創出し、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		
事業名：堺区ふれあいまつり 内容：堺区の特性や資源を活かしたイベント等の実施 実施時期：平成 12 年度～	堺区ふれあい事業実行委員会	堺区ふれあい事業実行委員会の主催で、堺区の特性や資源を活かしたイベント等により、区域の住民の方々の交流や連帯を深めるため開催する。 イベントの実施により中心市街地の賑わいを創出し、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：SAKAI STUDENTS' BRASS CONCERT 内容：堺区内の小中学生による吹奏楽コンサート 実施時期：平成 25 年度～	堺区	市役所前市民広場を活用し、堺区内の吹奏楽等に取り組んでいる小中学生の発表の場として実施し、賑わいの創出を図る。 イベントの実施により中心市街地の賑わいを創出し、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		
事業名：堺文化財特別公開 内容：堺の歴史文化に触れる機会として、文化財の特別公開を実施 実施時期：平成 17 年度～	おいでよ堺 21 実行委員会	堺の豊かな歴史と文化を物語る貴重な文化財を、春と秋の年 2 回特別公開。観光魅力の発信と堺の歴史・文化や街の魅力を広く知ってもらう機会を提供するとともに、集客の促進を図る。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		平成 29 年 5 月から事務局が堺市から（公社）堺観光コンベンション協会に変更
事業名：環濠クルーズの運行 内容：環濠都市のなごりである内川・土居川を観光船巡るクルーズの運行 実施時期：平成 18 年～	NPO 法人 観濠クルーズ SAKAI	黄金の歴史を誇った“自由都市・堺”の象徴であった環濠のなごりを今に伝える内川・土居川を、観光船で巡るクルーズを運行。平成21年からは、水上ウォッチングとして、堺区の小学4年生を対象に歴史授業の一環として課外授業を実施している。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：音楽文化推進事業 内容：市民が音楽を身近に感じる環境づくり 実施時期：平成 18 年度～	堺市	市民に開かれた庁舎をめざす目的から、市役所庁舎を活用して、音楽コンサートを定期的に開催するなど、市民が音楽を身近に感じる環境づくりに取り組むことで、音楽文化の裾野を広げる。 イベントの実施により中心市街地の賑わいを創出し、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		
事業名：堺・アセアンウィーク 内容：アセアン各国の伝統音楽・舞踊、堺の文化を紹介 実施時期：平成 21 年度～	堺・アセアンウィーク実行委員会	中近世における堺と東南アジアとの交流という歴史的財産を活かして、成長著しいアセアン諸国との交流促進のため開催する。各国の文化に触れることができるイベントや交流事業等を実施することにより、本市とアセアン諸国との関係強化を図るもの。 イベントの実施により中心市街地の賑わいを創出し、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		
事業名：堺大魚夜市 内容：大浜公園において毎年 7 月に開催される伝統的な夜市 実施時期：－	堺大魚夜市実行委員会	鎌倉時代に始まったといわれ、およそ 700 年の歴史を誇る夜市。毎年 7 月 31 日に大浜公園で開催され、魚セリなどのイベントが行われる。 これにより大浜公園及び堺旧港における賑わいを創出し、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：スマートファクトリー・スマートオフィス導入支援事業 内容：スマートファクトリー・スマートオフィス導入支援事業補助金の制度の設置 市内事業所が省エネ設備等を導入する際に、設置費の一部補助を行う。 実施時期：平成 25 年度～	堺市	市域の温室効果ガス排出量が増加傾向にある民生業務部門すなわち業務系事業所において、温室効果ガス排出量およびエネルギー消費量の削減を図る。		

< 4 から 8 までは掲げる事業及び措置の実施箇所 >

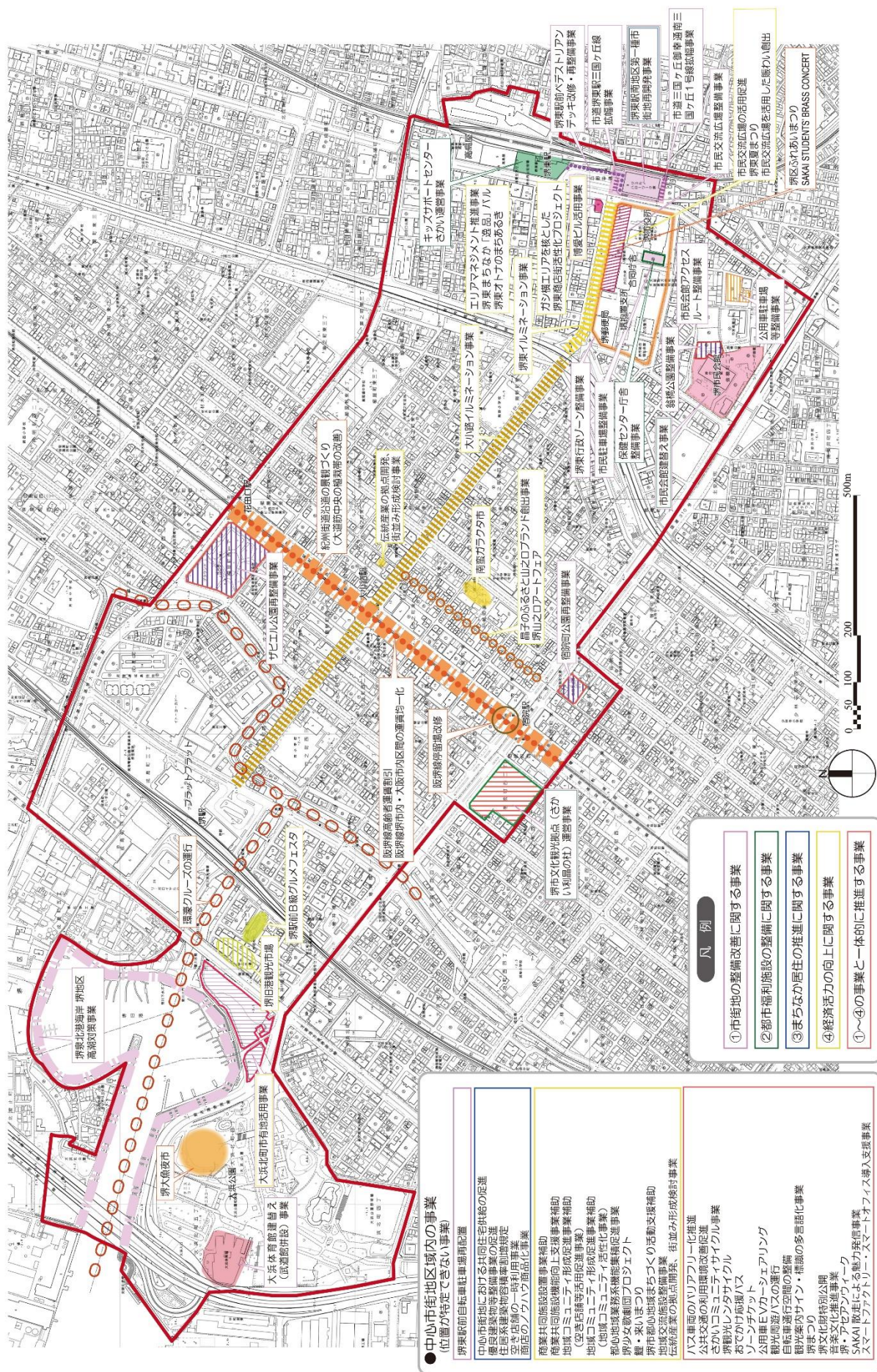


図-8.1 事業実施箇所図

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

〔1〕市町村の推進体制の整備等

(1) 堺市中心市街地活性化基本計画策定に向けた関係課長会議の開催

開催日		案件
第1回	平成25年 9月29日	・ 中心市街地活性化基本計画の策定に向けた取り組みについて ・ 中心市街地活性化基本計画案及び概要版案について
第2回	平成26年 6月26日	・ 中心市街地活性化基本計画（案）について

(2) 関係課長会議名簿

所 属		役 職
商工労働部	商業流通課	課長
企画部	政策企画担当	課長
観光部	観光推進課	課長
文化部	文化課	課長
環境都市推進部	環境政策課	課長
都市計画部	都市政策課	課長
	都市計画課	課長
	都市景観室	室長
交通部	交通政策課	課長
都市整備部	都市整備推進課	課長
住宅部	住宅まちづくり課	課長
土木部	土木監理課	課長
自転車まちづくり部	自転車企画推進課	課長
公園緑地部	公園緑地整備課	課長
堺区役所	企画総務課	課長
都市再生部	都心まちづくり課	課長

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 堺市中心市街地活性化協議会の設立

本市では、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し、必要な事項について協議するため、中心市街地活性化法第 15 条にもとづき、堺商工会議所と財団法人堺市都市整備公社が共同設立者となり、平成 19 年 11 月 30 日に「堺市中心市街地活性化協議会」（以下、「協議会」という）が設立された。

平成 25 年 3 月 31 日の堺市都市整備公社の解散に伴い、堺市住宅供給公社が中心市街地整備推進機構の指定を新たに受け、中心市街地活性化の事業を引き継いだ。

令和 2 年 3 月 31 日での堺市住宅供給公社の解散が決定したことから、令和元年 4 月 1 日に堺まちづくり株式会社が中心市街地活性化の事業を引き継いだ。

協議会は、良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行う堺まちづくり株式会社、中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進する機関である堺商工会議所のほか、地元の商業者、自治会、消費者、交通事業者等 16 名で構成されている。

また、協議会の下部組織として、幹事会を設置し、本市との意見交換を適宜行いながら、協議会への報告を行っている。

なお、規約に定める協議会の活動内容は以下のとおりである。

< 協議会の活動内容（堺市中心市街地活性化協議会規約第 4 条より抜粋） >

- ・ 堺市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- ・ 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ・ 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- ・ 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- ・ 中心市街地の活性化のための研修会等の実施
- ・ 中心市街地の活性化に係る事業に関すること
- ・ その他中心市街地の活性化に関すること

(2) 規定への適合

1) 法第 15 条第 3 項（協議会組織化の公表）

協議会の設立等については、協議会の事務局を務める堺まちづくり株式会社のホームページ（下記の URL 参照）において、設立趣意書、構成メンバー、協議会規約とともに公表している。

また、共同設立者である堺商工会議所のホームページからもリンクしている。

<https://sakai-machi.com/kyougikai/>

2) 法第 15 条第 4 項（協議会構成員加入の申し出）、法第 15 条第 5 項（申し出の受諾）

これまでのところ、協議会への新たな加入申し出として平成 30 年度に堺まちづくり株式会社からの申し出があり、それを受託した。

(3)堺市中心市街地活性化協議会構成員名簿（令和２年２月１日現在）

１）協議会委員

氏 名	所 属 ・ 役 職 等	備 考
隈元 英輔	堺まちづくり株式会社 理事長	共同設置者 (会長)
野口 徹	堺商工会議所 専務理事	共同設置者 (副会長)
辰野 邦次	堺市商店連合会 会長	商業者
久保 照男	堺区自治連合協議会 会長	地域代表者
山口 典子	堺市消費生活協議会 会長	消費者
奥野 圭作	大小路界限『夢』倶楽部 代表幹事	まちづくり組織
二上 始	堺東駅南地区再開発株式会社 代表取締役	再開発事業者
和田 真治	南海電気鉄道株式会社 営業推進室 なんば・まち創造部長	交通事業者
松平 康一	南海バス株式会社 取締役企画部長	交通事業者
上田 典生	阪堺電気軌道株式会社 常務取締役 総務部長	交通事業者
出原 マドカ	堺ホテル協会 東横 I N N堺東駅 支配人	観光事業者
松本 隆信	関西電力株式会社 大阪南営業部 ビジネス営業グループ マネジャー	地域経済
高橋 聖	大阪ガス株式会社 南部地区 支配人	地域経済
土井 隆	株式会社 日本政策金融公庫 堺支店 国民生活事業統轄	地域経済
北田 靖浩	中心市街地整備推進機構（堺市住宅供給公社） 理事長	まちづくり組 織
福岡 芳明	国土交通省近畿地方整備局 営繕部 営繕調査官	関係省庁
宮前 誠	堺市文化観光局 局長	堺市
花野 健治	堺市産業振興局 局長	堺市

氏 名	所 属 ・ 役 職 等	備 考
窪園 伸一	堺市建築都市局 局長	堺市
中辻 益治	堺市建設局 局長	堺市

2) 監事

氏 名	所 属 ・ 役 職 等	備 考
松下 繁雄	大阪ガス株式会社 南部地区 副支配人	地域経済
市川 行則	堺市建築都市局 都市再生部 都心まちづくり課 課長	堺市

3) オブザーバー

氏 名	所 属 ・ 役 職 等	備 考
大原 克則	大阪府堺警察署 署長	関係機関
三本 泰明	一般財団法人 民間都市開発推進機構 企画部 調査計画課長 兼 中心市街地活性化支援室	関係機関
松沢 亨	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室長	関係機関
八木橋 功	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社 都市再生業務部 事業企画課担当課長	関係機関

(4) 協議会・幹事会等の開催状況（平成 24 年度以降）

1) 堺市中心市街地活性化協議会

開催日		決定議案
第 7 回協議会	平成 24 年 10 月 1 日付 書面表決	・平成 23 年度事業及び決算報告 ・平成 24 年度事業計画及び予算 ・（報告事項）財団法人堺市都市整備公社の解散について
第 8 回協議会	12 月 18 日	・（報告事項）中心市街地活性化基本計画の策定について ・（報告事項）堺市都市整備公社の解散に伴う協議会事務局等の変更について
第 9 回協議会	平成 25 年 3 月 18 日付 書面表決	・協議会規約の一部改正（堺市住宅供給公社の参画）
第 10 回協議会	3 月 27 日付	・協議会規約の一部改正（財団法人堺市都市整備公社の

	書面表決	離脱)
第 11 回協議会	8 月 21 日	・平成 24 年度事業及び決算報告 ・平成 25 年度事業計画及び予算 ・(報告事項) 中心市街地各種事業の進捗について ・(報告事項) 中心市街地活性化基本計画の進捗について
第 12 回協議会	平成 26 年 3 月 19 日	・協議会委員の追加について ・協議会の公開について ・(報告事項) 中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・(報告事項) 幹事会幹事の追加について ・(報告事項) 合同ワーキング会議等の開催状況について ・(報告事項) 堺東駅周辺地域での各事業について
第 13 回協議会	7 月 2 日	・平成 25 年度事業報告 ・平成 25 年度決算報告 ・平成 26 年度事業計画 ・平成 26 年度予算 ・(報告事項) 堺市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
第 14 回協議会	9 月 30 日	・中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 9 項に基づく堺市中心市街地活性化基本計画(案)に定める事項についての意見について
第 15 回協議会	平成 27 年 7 月 14 日	・平成 26 年度事業報告 ・平成 26 年度決算報告 ・平成 27 年度事業計画 ・平成 27 年度予算
第 16 回協議会	平成 28 年 7 月 26 日	・協議会委員の追加について ・平成 27 年度事業報告 ・平成 27 年度決算報告 ・平成 28 年度事業計画 ・平成 28 年度予算 ・空き店舗活用について ・(報告事項) 幹事会幹事の追加について ・(報告事項) 専門部会の設置について ・(報告事項) 事業の進捗状況について
第 17 回協議会	10 月 31 日	・堺市中心市街地活性化基本計画の変更について ・(報告事項) 幹事会幹事の追加について ・(報告事項) 専門部会の経過について

第 18 回協議会	平成 29 年 7 月 18 日	・協議会委員の追加について ・平成 28 年度事業報告 ・平成 28 年度決算報告 ・平成 29 年度事業計画 ・平成 29 年度予算 ・（報告事項）幹事会幹事の追加について ・（報告事項）まちづくり部会の報告について ・（その他）中心市街地での事業について ・（その他）堺まちづくり株式会社について
第 19 回協議会	11 月 13 日	・（報告事項）まちづくり部会の取組内容について ・（報告事項）「博愛ビル活用事業」について ・（報告事項）「堺桜彩イルミネーション事業」について ・中心市街地活性化基本計画の変更について
第 20 回協議会	平成 30 年 7 月 18 日	・平成 29 年度事業報告 ・平成 29 年度決算報告 ・平成 30 年度事業計画 ・平成 30 年度予算
第 21 回協議会	平成 31 年 2 月 1 日	・堺市中心市街地活性化協議会規約の一部改正について ・堺市中心市街地活性化基本計画の変更について ・（報告事項）堺市中心市街地活性化協議会幹事会規程の一部改正について ・（報告事項）堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の指名について ・（報告事項）堺市中心市街地での事業について
第 22 回協議会	令和元年 6 月 18 日	・堺市中心市街地活性化協議会規約の一部改正について ・平成 30 年度事業報告 ・平成 30 年度決算報告書 ・令和元年度事業計画（案） ・令和元年度予算（案） ・堺市との間の協定について
第 23 回協議会	令和 2 年 1 月 30 日	・堺市中心市街地活性化基本計画の期間延長について ・堺市中心市街地活性化基本計画の変更について ・まちづくり部会の取り組み報告について ・中心市街地での事業について

2) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会

開催日		決定議案
第 8 回幹事会	平成 24 年 1 月 18 日	・（報告事項）中心市街地活性化基本計画の策定について ・（報告事項）合同ワーキンググループの活動について ・（報告事項）堺市都市整備公社の解散に伴う協議会事務局

		等の変更について
第 9 回幹事会	平成 25 年 9 月 20 日	・平成 24 年度事業及び決算報告 ・平成 25 年度事業計画及び予算 ・(報告事項) 中心市街地各種事業の進捗について ・(報告事項) 中心市街地活性化基本計画の進捗について
第 10 回幹事会	平成 26 年 5 月 29 日	・平成 25 年度事業報告及び決算報告 ・平成 26 年度事業計画及び予算 (報告事項) 堺市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について (報告事項) 堺東駅周辺地域での各事業について (報告事項) 堺市中心市街地活性化協議会委員の追加について (報告事項) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の追加について (報告事項) 合同ワーキンググループ会議等の開催状況について
第 11 回幹事会	8 月 7 日	(報告事項) 堺市中心市街地活性化基本計画(案)について
第 12 回幹事会	9 月 18 日	・堺市中心市街地活性化基本計画(案)について
第 13 回幹事会	平成 27 年 7 月 8 日	・平成 26 年度事業報告及び決算報告 ・平成 27 年度事業計画及び予算
第 14 回幹事会	平成 28 年 7 月 1 日	・平成 27 年度事業報告及び決算報告 ・平成 28 年度事業計画及び予算 ・空き店舗活用について ・専門部会の設置について ・(報告事項) 堺市中心市街地活性化協議会委員の追加について ・(報告事項) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の追加について ・(報告事項) 中心市街地での事業について
第 15 回幹事会	9 月 28 日	・堺市中心市街地活性化基本計画の変更について ・(報告事項) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の追加について ・(報告事項) 専門部会の経過について
第 16 回幹事会	平成 29 年 6 月 26 日	・協議会委員の追加について ・平成 28 年度事業報告及び決算報告 ・平成 29 年度事業計画及び予算 ・(報告事項) 幹事会幹事の指名について ・(報告事項) まちづくり部会の報告について ・(その他) 中心市街地での事業について

		・（その他）堺まちづくり株式会社について
第 17 回幹事会	10 月 23 日	・（報告事項）まちづくり部会の取組内容について ・（報告事項）「博愛ビル活用事業」について ・中心市街地活性化基本計画の変更について
第 18 回幹事会	平成 30 年 6 月 21 日	・平成 29 年度事業報告及び決算報告 ・平成 30 年度事業計画及び予算 ・（報告事項）堺市中心市街地活性化協議会規約の一部改正について ・（その他）中心市街地での事業について ・（その他）情報提供
第 19 回幹事会	平成 31 年 1 月 10 日	・（報告事項）堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の指名について ・堺市中心市街地活性化協議会幹事会規定の一部改正について ・堺市中心市街地活性化協議会規約の一部改正について ・堺市中心市街地活性化基本計画の変更について ・（その他）「博愛ビル活用事業」について
第 20 回幹事会	令和元年 5 月 21 日	・堺市中心市街地活性化協議会規約の一部改正について ・平成 30 年度事業報告 ・平成 30 年度決算報告書 ・令和元年度事業計画（案） ・令和元年度予算（案） ・堺市との間の協定について
第 21 回幹事会	令和 2 年 1 月 4 日	・堺市中心市街地活性化基本計画の期間延長について ・堺市中心市街地活性化基本計画の変更について ・堺市中心市街地活性化協議化幹事会幹事の交代について ・堺市中心市街地活性化協議化幹事会副幹事長の交代について ・まちづくり部会の取り組み報告について ・中心市街地での事業について

3) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会合同ワーキンググループ会議

開催日		討議事項
第 13 回会議	平成 24 年 4 月 13 日	・コミュニティサイクル堺東駅南口サイクルポートの開設 ・瓦町公園駐輪場利用料金半額化検討 ・イルミネーション 2011 事業の感想
第 14 回会議	6 月 26 日	・瓦町公園駐輪場利用料金半額化実施（8 月 1 日より） ・コミュニティサイクル堺東駅南口サイクルポート利用中間集計 ・堺東活性化新規事業提案募集

第 15 回会議	8 月 9 日	・コミュニティサイクル利用結果報告と駐輪マナーキャンペーン ・堺東活性化新規事業提案募集中間状況 ・堺都心のまちづくりプラン
第 16 回会議	9 月 13 日	・駐輪マナーキャンペーン活動結果報告 ・「瓦町公園の活用」をはじめとする堺東活性化新規事業提案結果 ・堺東イルミネーション 2012 事業実施とプロジェクトチームづくり
第 17 回会議	10 月 17 日	・堺東イルミネーション 2012 事業
第 18 回会議	11 月 13 日	・堺東イルミネーション 2012 事業実施進捗状況 ・堺東活性化新規事業
第 19 回会議	11 月 16 日	・駐輪マナーアップの取り組み ・堺東活性化新規事業 ・堺東イルミネーション 2012 事業実施進捗状況
第 20 回会議	12 月 20 日	・第 8 回協議会報告 ・堺東イルミネーション 2012 事業点灯式等実施報告 ・少女歌劇復活構想
第 21 回会議	平成 25 年 2 月 14 日	・第 8 回幹事会報告 ・堺東イルミネーション 2012 事業完了報告 ・駐輪マナーアップの取り組み ・少女歌劇復活構想とプロジェクトチームづくり ・中心市街地活性化基本計画
第 22 回会議	6 月 4 日	・平成 25 年度協議会、幹事会及び合同WGメンバー ・堺東商店街自転車対策検討プロジェクトチーム会議報告 ・堺少女歌劇団（仮称）検討会議報告 ・中心市街地活性化基本計画
第 23 回会議	6 月 28 日	・『堺東商店街駐輪マナーアップ強化週間実施』
第 24 回会議	10 月 25 日	・『堺東商店街駐輪マナーアップ強化週間実施』取組結果報告 ・堺東イルミネーションについて
第 25 回会議	平成 26 年 1 月 23 日	・大小路北側歩道駐輪機設置 ・堺東イルミネーション 2013 事業結果
第 26 回会議	6 月 20 日	・堺市中心市街地活性化基本計画の進捗について ・堺東商店街自転車対策検討プロジェクトチーム会議からの報告 ・堺東イルミネーション 2014 事業について
第 27 回会議	8 月 18 日	・堺東商店街自転車対策検討プロジェクトチーム会議からの報告 ・堺東イルミネーション 2014 事業の進捗状況について

第 28 回会議	平成 27 年 6 月 8 日	・「堺市中心市街地活性化基本計画」の認定について ・「堺東駅周辺自転車利用適正化プラン」について ・堺東イルミネーション 2015 事業について
第 29 回会議	10 月 27 日	・堺東イルミネーション 2015 事業の取り組みについて ・堺東商店街自転車対策検討の取り組みについて ・中心市街地の活性化メニューについて
第 30 回会議	平成 28 年 1 月 15 日	・「堺東・大小路」イルミネーション 2015 について ・「自転車まちづくりワークショップ in 堺東」について ・中心市街地活性化に向けた仕組みづくりについて
第 31 回会議	平成 29 年 2 月 27 日	・堺東商店街自転車対策検討 PT の総括と今後の取り組み ・商店街通行安全スローガンの決定 ・商店街押し歩き路面表示の設置 ・瓦町公園の改修
第 32 回会議	平成 30 年 3 月 23 日	・堺東商店街自転車対策検討 PT の取り組みについて ・堺東商店街自転車対策の今後の取り組みスケジュール ・堺東イルミネーション 2017PT 報告 ・合同ワーキンググループ会議の在り方について
第 33 回会議	平成 31 年 2 月 5 日	・堺東商店街自転車対策検討 PT の取り組みについて ・堺東商店街自転車対策の今後の取り組みスケジュール ・堺東イルミネーション 2018PT 報告

4) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会合同ワーキンググループ会議

堺東商店街自転車対策検討 P T 会議（平成 26 年度以降）

開催日		討議事項
第 14 回会議	平成 26 年 4 月 15 日	・大小路筋駐輪機設置による放置自転車台数影響調査結果 ・今後の放置自転車対策について
第 15 回会議	5 月 16 日	・大小路筋駐輪機設置による放置自転車台数影響調査 ・自転車マナーアップキャンペーンの実施について ・堺東地区自転車利用適正化プラン検討業務（案）について
第 16 回会議	6 月 12 日	・堺東商店街放置自転車台数調査等報告 ・自転車マナーアップキャンペーンの実施について
第 17 回会議	7 月 10 日	・自転車マナーアップキャンペーン実施等報告 ・自転車マナーアップキャンペーンの実施について ・堺東地区自転車利用適正化プラン検討業務
第 18 回会議	8 月 11 日	・大小路自転車駐車場の利用台数等報告 ・自転車マナーアップキャンペーンの実施について ・堺東地区自転車利用適正化プラン検討業務
第 19 回会議	9 月 16 日	・大小路自転車駐車場の利用台数等報告

		・自転車マナーアップキャンペーンの実施結果について ・堺東地区自転車利用適正化プラン検討業務
第 20 回会議	10 月 15 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・自転車マナーアップキャンペーン実施結果 ・堺東地区自転車利用適正化プラン検討業務
第 21 回会議	10 月 29 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・自転車マナーアップデーの実施について ・堺東地区自転車利用適正化プラン検討業務 ・堺東イルミネーション 2014 パレードについて
第 22 回会議	11 月 18 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・自転車マナーアップデー実施結果 ・堺東駅周辺店舗アンケート結果について ・堺東地区自転車利用適正化プラン検討業務 ・第 7 回ガシバルと連携したキャンペーンについて
第 23 回会議	平成 27 年 1 月 22 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・自転車マナーアップデー実施結果 ・堺東駅周辺店舗アンケート分析結果について ・第 7 回ガシバルと連携したキャンペーンについて
第 24 回会議	2 月 16 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・自転車マナーアップデー実施結果 ・第 7 回ガシバルと連携したキャンペーンについて ・堺少女歌劇団のマナーアップキャンペーンガールズ就任について
第 25 回会議	3 月 13 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・瓦町公園地下自転車駐車場一時利用無料開放実施結果 ・自転車マナーアップデー実施結果 ・堺東地区自転車利用適正化プラン検討業務
第 26 回会議	4 月 15 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・自転車マナーアップデー実施結果 ・堺東地区自転車利用適正化プラン検討業務 ・今年度の活動について
第 27 回会議	5 月 14 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・自転車マナーアップデー実施結果 ・堺東駅周辺自転車利用適正化プラン提言書について ・児童による啓発ポスター作成について
第 28 回会議	6 月 19 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・自転車マナーアップデー実施結果 ・堺東駅周辺自転車利用適正化プラン提言書について ・ペDESTリアンデッキ上での駐輪社会実験について
第 29 回会議	7 月 21 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況

		・自転車マナーアップデー実施結果 ・堺東駅周辺自転車利用適正化プラン提言書について ・ペDESTリアンデッキ上での駐輪社会実験について ・第8回ガシバルと連携キャンペーンについて
第30回会議	8月11日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・駐輪社会実験について ・第8回ガシバルと連携キャンペーンについて ・消防署との連携について ・自転車マナーアップデー実施結果
第31回会議	9月25日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・第2回瓦町公園一時利用無料開放社会実験の結果報告 ・堺東駅周辺自転車利用適正化プラン提言書について ・堺東駅前仮設駐輪場設置社会実験について ・自転車マナーアップデー実施結果
第32回会議	10月23日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東駅周辺自転車利用適正化プラン提言書について ・堺東駅前仮設駐輪場設置社会実験について ・自転車マナーアップデー実施結果
第33回会議	11月19日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東駅周辺自転車利用適正化プラン提言書について ・自転車PTシンポジウムについて ・堺東駅前仮設駐輪場設置社会実験について ・自転車マナーアップデー実施結果
第34回会議	12月21日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・自転車まちづくりワークショップ in 堺東について ・自転車マナーアップデー実施結果
第35回会議	平成28年 1月12日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・自転車マナーアップデー実施結果 ・堺東駅周辺自転車利用適正化プランの実行について
第36回会議	2月18日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・自転車まちづくりワークショップ in 堺東について ・自転車マナーアップデー実施結果 ・ガシバルと連携キャンペーンについて
第37回会議	3月16日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・自転車マナーアップデー実施結果 ・ガシバルと連携キャンペーンについて
第38回会議	4月13日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・ワークショップ結果報告の堺区広報への掲載について ・第3回瓦町公園一時利用無料開放実施結果について ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて

		・中瓦町ビル附置義務駐輪場について
第 39 回会議	5 月 13 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・8 月のガシバルとの連携キャンペーンについて ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・大阪信用金庫裏の放置自転車撤去について
第 40 回会議	6 月 20 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・8 月のガシバルとの連携キャンペーンについて ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・高校生への働きかけについて
第 41 回会議	7 月 15 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・8 月のガシバルとの連携キャンペーンについて ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・堺東商店街アンケート調査結果速報について
第 42 回会議	8 月 18 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・8 月のガシバルとの連携キャンペーンについて ・押し歩き啓発バナーの作成について ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて
第 43 回会議	9 月 14 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・8 月のガシバルとの連携キャンペーンの報告について ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・泉陽高校への依頼について
第 44 回会議	10 月 18 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・今後の取り組みについて ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・エムズの看板について
第 45 回会議	11 月 17 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・商店街道路通行スローガンについて ・自転車マナーアップ協力店の募集について ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて
第 46 回会議	12 月 15 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・スローガンの公募要項（案）について ・マナーアップ協力店の公募要項（案）について ・路面表示の設置について ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて
第 47 回会議	平成 29 年 1 月 20 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・スローガン公募の広報原稿について ・路面表示のデザインについて ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて
第 48 回会議	2 月 17 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・スローガンの結果発表と表彰式について

		・堺少女歌劇団の表彰について ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて
第 49 回会議	3 月 16 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・平成 28 年度堺東商店街放置自転車台数調査結果について ・堺少女歌劇団の表彰とスローガンについて ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて
第 50 回会議	4 月 14 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・マナーアップ協力店のステッカー完成の報告
第 51 回会議	5 月 15 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・路面表示について
第 52 回会議	6 月 14 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・路面表示の設置完了について
第 53 回会議	7 月 18 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・空き店舗前の放置自転車対策検討
第 54 回会議	8 月 10 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・自転車押し歩きの啓発とエフ貼りの実施
第 55 回会議	9 月 15 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・違法看板対策（西部地域整備事務所による実態調査）
第 56 回会議	10 月 13 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・違法看板台数と有効幅員の調査結果について
第 57 回会議	11 月 9 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・店舗への直接訪問による放置防止対策と協力店募集案内 ・マナーアップ協力店の募集状況
第 58 回会議	12 月 13 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・マナーアップ協力店の募集状況
第 59 回会議	平成 30 年 1 月 16 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・商店街内の工事について
第 60 回会議	2 月 15 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・マナーアップ協力店の募集状況
第 61 回会議	3 月 15 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況

		・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・マナーアップ協力店の募集状況
第 62 回会議	4 月 16 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・重点啓発エリアについて
第 63 回会議	5 月 14 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・瓦町公園地下駐輪場の一時利用回数券の活用について
第 64 回会議	6 月 27 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・自動二輪の路上放置対策について
第 65 回会議	7 月 18 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・ゼロの日キャンペーンについて
第 66 回会議	8 月 17 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・ゼロの日キャンペーンについて
第 67 回会議	9 月 19 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・ゼロの日キャンペーンについて
第 68 回会議	10 月 18 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・アンケートの実施について
第 69 回会議	11 月 15 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・アンケート調査資料・提案等について
第 70 回会議	12 月 17 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・アンケート実施状況について
第 71 回会議	平成 31 年 1 月 17 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・アンケートの収集状況について ・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて
第 72 回会議	2 月 14 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・堺東商店街放置自転車調査について ・大小路筋駐輪機の不正利用対策について
第 73 回会議	3 月 14 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて

		・堺東商店街アンケート結果について ・大小路筋駐輪機の不正利用対策について
第 74 回会議	4 月 15 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・自転車マナーアップ協力店について ・大小路筋駐輪機の不正利用対策について ・商店街内の啓発員の増員について
第 75 回会議	令和元年 5 月 15 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・自転車マナーアップ協力店募集の報告について
第 76 回会議	6 月 19 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて
第 77 回会議	7 月 17 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・大小路筋自転車駐輪場の不正駐輪について
第 78 回会議 (書面開催)	8 月 21 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて
第 79 回会議	9 月 18 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・商店街内路面標示のデザインについて ・堺東商店街放置自転車調査について
第 80 回会議	10 月 16 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・マナーアップ協力店へのポスターの配布について
第 81 回会議	11 月 20 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・堺東商店街放置自転車調査について ・マナーアップ協力店へのポスターの配布について
第 82 回会議 (書面開催)	12 月 18 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて
第 83 回会議	令和 2 年 1 月 15 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・大小路筋自転車駐輪場の不正駐輪について ・堺東商店街利用者への駐輪場 PR の強化について
第 84 回会議	2 月 19 日	・大小路筋自転車駐車場の利用状況 ・堺東商店街自転車マナーアップデーについて ・堺東商店街放置自転車調査について

イルミネーション事業PT会議（平成24年度以降）

開催日		討議事項
平成24年度 第1回会議	平成24年 9月19日	・堺東イルミネーション2012の企画検討について
第2回会議	9月25日	・堺東イルミネーション2012の設置場所の検討について
第3回会議	10月2日	・堺東イルミネーション2012の設置場所の決定について
第4回会議	10月9日	・堺東イルミネーション2012の最終案の決定について
平成25年度 第1回会議	平成25年 10月30日	・堺東イルミネーション2013事業（案）の概要について
平成26年度 第1回会議	平成26年 7月22日	・これまでのイルミネーションについて ・今年の企画について ・エリア拡大に伴う大小路界限「夢」倶楽部との今後の連携について
第2回会議	8月12日	・設計業務契約について ・今年のイルミネーションのデザイン業者の決定について ・今後の業務スケジュールについて
第3回会議	9月19日	・堺東イルミネーション2014進捗状況について
第4回会議	9月24日	・点灯期間・点灯時間について ・点灯式について ・協賛金のお願い（案）について ・ポスター・広報について
第5回会議	9月26日	・堺東イルミネーション2014案について
第6回会議	10月3日	・堺東イルミネーション2014デザイン案について ・広報の内容について
第7回会議	10月10日	・堺東イルミネーション2014デザイン案について
第8回会議	10月29日	・点灯式について ・広報他記事内容について
第9回会議	平成27年 2月6日	・「堺東イルミネーション2014」実施報告について
第10回会議	3月24日	・「堺東イルミネーション2015」について
平成27年度 第1回会議	5月13日	・「堺東イルミネーション2015」のすすめ方について ・「堺東イルミネーション2015」の方向性について
第2回会議	6月18日	・点灯式（案）について ・デザインについて ・商店街イルミネーションとの連携
第3回会議	7月15日	・LED設置撤去工事仕様書（案）について ・点灯式次第（案）について ・イルミネーションポスターについて ・警備巡回業務について

		・大阪・光の饗宴の広告協賛について ・協賛金について
第4回会議	8月10日	・点灯式次第（案）について ・イルミネーションポスター（案）について ・警備巡回業務について
第5回会議	9月11日	・大小路界限『夢』倶楽部との合同点灯式について ・イルミネーションポスター・チラシ（案）について ・大阪・光の饗宴 2015 との連携について ・工事業者の決定について ・バナーデザインについて ・協賛金のお願いチラシについて
第6回会議	10月13日	・ポスター・チラシ案について ・工事開始日について ・取材依頼について ・協賛企業団体について
平成28年度 第1回会議	平成28年 4月20日	・「堺東イルミネーション2016」のすすめ方について ・「堺東イルミネーション2016」の方向性について
第2回会議	7月28日	・市民交流広場（市役所前）の整備工事について ・ジョルノ建替えと壁面装飾について ・デザインについて ・CP事業によるプロジェクションマッピング ・合同庁舎前合同点灯式について ・大阪光の饗宴について ・堺駅・大小路イルミネーションとの連携について ・バナー広告について
第3回会議	8月18日	・CP事業によるプロジェクションマッピングについて ・堺駅前広場ケヤキ協議状況について ・大小路モニュメントのデザイン案について ・堺駅・大小路イルミネーションとの連携について ・バナー広告案の決定について ・大阪光の饗宴プログラム概要書について ・合同点灯式について ・ポスター作成について ・工事発注について
第4回会議	9月8日	・デザイン案の進捗状況について ・プロジェクションマッピング進捗状況について ・合同点灯式について ・スケジュールについて ・警察協議と工事発注について ・バナーデザインと協賛金の依頼について

第 5 回会議	10 月 3 日	・デザイン案について ・警察協議と工事発注について ・合同点灯式（案）について ・協賛金のチラシ掲載方法について ・大阪・光の饗宴の報告について
第 6 回会議	10 月 19 日	・工事発注と警察協議について ・バナーデザインの確認について ・ポスター・チラシデザインについて ・大阪・光の饗宴について ・合同点灯式の司会者について ・Facebook について
第 7 回会議	11 月 14 日	・デザイン計画報告について ・ポスター・バナーフラッグデザイン報告について ・Facebook 設立について ・誘導 PR バナーについて ・回遊性向上の企画について ・合同点灯式次第について
第 8 回会議	平成 29 年 1 月 25 日	・アンケート集計について（報告） ・イルミネーション 2016 ふり返りにについて ・次回「イルミネーション 2017」に向けた体制の意見について
第 9 回会議	2 月 27 日	・2016 収支報告について ・目的・コンセプト等について ・スケジュール（案）について
第 10 回会議	3 月 27 日	・事例紹介について ・目的・コンセプト等について ・スケジュール（案）について
平成 29 年度 第 1 回会議	4 月 27 日	・目的等について ・村松亮太郎ブランディングデザイン（案）の紹介 ・スケジュール（案）について
第 2 回会議	5 月 24 日	・堺桜彩イルミネーション 2017 演出草案について ・デザイン等の相談委託について ・スケジュール（案）について
第 3 回会議	6 月 14 日	・堺桜彩イルミネーション 2017 実施計画書案について ・大阪・光の饗宴 2017 合同プロモーションエリアプログラム参加申出について ・NAKED とのブランディングデザイン委託契約締結について ・スケジュール（案）について
第 4 回会議	7 月 5 日	・堺桜彩イルミネーション 2017 実施計画書案について

		・大阪・光の饗宴 2017 合同プロモーションエリアプログラム参加申出について ・アートグランプリ展示協力店舗の協力依頼書について ・堺警察署の桜 LED の事前相談結果について ・スケジュール（案）について
第 5 回会議	8 月 7 日	・堺桜彩イルミネーション 2017 実施計画書案について ・堺警察署の桜 LED の事前相談結果について ・LED 設置及び撤去工事の発注・契約について ・アートグランプリについて ・点灯式について ・スケジュール（案）について
第 6 回会議	9 月 7 日	・堺桜彩イルミネーション 2017 実施計画書案について ・堺警察署の桜 LED の再確認について ・LED 設置及び撤去工事の発注・契約について ・アートグランプリについて ・点灯式について ・スケジュール（案）について
第 7 回会議	10 月 10 日	・堺桜彩イルミネーション 2017 実施計画書案について ・チラシ・ポスターデザインについて ・LED 設置及び撤去工事の発注・契約について ・点灯式について ・フォトコンテストについて ・スケジュール（案）について
第 8 回会議	11 月 8 日	・堺桜彩イルミネーション 2017 実施計画書案について ・堺市報道提供資料について ・点灯式（案）について ・フォトコンテスト及び審査について ・スケジュール（案）について
第 9 回会議	2 月 14 日	・堺桜彩イルミネーション 2017 総括について ・2017 収支報告について
平成 30 年度 第 1 回会議	5 月 18 日	・昨年度の振り返り ・今年度の検討 ・実施内容の検討
第 2 回会議	6 月 25 日	・NAKED と各エリア代表意見交換会の結果について ・実施内容案の検討 ・大阪・光の饗宴 2018 エリアプログラム参加申し出の報告
第 3 回会議	7 月 23 日	・桜彩メニュー・クーポン提供について ・スタンプラリーについて ・堺桜彩イルミネーション 2018 の概要について

第 4 回会議	8 月 20 日	・ LED の設置範囲について ・ 点灯式の日程について ・ 桜彩メニュー・クーポン提供について ・ ポスター等のデザインについて ・ スタンプラリーについて
第 5 回会議	9 月 13 日	・ イルミネーション事業検討事項の進捗について ・ LED の設置範囲について ・ 堺彩メニュー・クーポン提供について ・ スタンプラリーについて ・ フォトコンテストについて ・ 事業協賛金について
第 6 回会議	10 月 15 日	・ イルミネーション事業検討事項の進捗について ・ LED の設置範囲について ・ 堺彩メニュー・クーポン提供について ・ スタンプラリーについて ・ フォトコンテストについて ・ ポスター・チラシデザインについて ・ 事業協賛金について
第 7 回会議	11 月 20 日	・ イルミネーション事業検討事項の進捗について ・ LED の設置範囲について ・ 堺彩メニュー・クーポン提供について ・ スタンプラリーについて ・ フォトコンテストについて ・ ポスター・チラシデザインについて ・ 事業協賛金について
第 8 回会議	平成 31 年 2 月 12 日	・ 堺桜彩イルミネーション 2018 の実施報告 ・ 決算見込みについて ・ 堺桜彩イルミネーション 2018 の振り返り
令和元年度 第 1 回会議	4 月 23 日	・ 合同会議の進め方について ・ 堺桜彩イルミネーション 2018 の振り返り ・ 堺桜彩イルミネーション 2019 開催にあたっての検討事項
第 2 回会議	令和元年 5 月 31 日	・ バナーフラッグについて ・ 取り組み内容案の検討 ・ 大阪光の饗宴 2019 エリアプログラム参加申出について
第 3 回会議	6 月 20 日	・ 予算の承認について ・ 取り組み内容について ・ スケジュール及びサブプログラムについて
第 4 回会議	7 月 17 日	・ 令和元年度のテーマ案の検討 ・ 桜彩メニュー・クーポン提供について ・ スタンプラリーについて

		・イルミネーションの内容について
第 5 回会議	8 月 22 日	・令和元年度のテーマの確定 ・イルミネーション工事設計と工事見積について ・ホームページについて ・桜彩メニュー・クーポン提供について ・スタンプラリーについて ・フォトコンテストについて ・大阪光の饗宴 2019 への参加申し込みについて
第 6 回会議	9 月 24 日	・LED の設置範囲について ・イルミネーション点灯式について ・スタンプラリーについて ・大阪光の饗宴との連携について
第 7 回会議	10 月 24 日	・イルミネーション事業検討事項の進捗について ・事業協賛金のお願いについて
第 8 回会議	11 月 18 日	・イルミネーション事業検討事項の進捗について ・事業協賛金のお願いについて
第 9 回会議	令和 2 年 2 月 17 日	・イルミネーション 2019 の実施報告 ・決算見込みについて ・堺桜彩イルミネーション 2019 の振り返り

(5) 堺市中心市街地活性化協議会からの意見書

堺中活協 第 31 号
平成 26 年 9 月 30 日

堺市長 竹山 修身 様

堺市中心市街地活性化協議会
会長 坂本 和也



「堺市中心市街地活性化基本計画（案）」に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 9 項の規定にもとづき、堺市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書を提出いたします。

（意見）

堺市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「基本計画案」という。）は、堺市の中心市街地を活性化させる計画として、効果的で具体的な取り組みが盛り込まれており、妥当なものである。

（付帯意見）

中心市街地活性化に向けて、次の各点に留意して、基本計画案を着実に実行されたい。

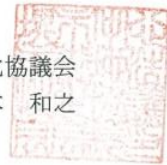
1. 堺東駅周辺地域、旧市街地周辺地域または堺駅周辺地域において、住民や商業者等による活性化に向けた取り組みを、各地域の特性や課題に応じて支援されたい。
2. 世界文化遺産登録に向けた取り組みに合わせて、豊かな歴史・文化資源を活用したまちづくりを推進されたい。
3. 基本計画案に盛り込まれている事業については、すでに実施中のものも含めて引き続き円滑な推進または促進を図られたい。

変更案に対する意見書

平成 28 年 10 月 31 日

堺市長 竹山 修身 様

堺市中心市街地活性化協議会
会長 坂本 和之



「堺市中心市街地活性化基本計画（変更案）」に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 9 項の規定にもとづき、堺市中心市街地活性化基本計画（変更案）に対する意見書を提出いたします。

（意見）

堺市中心市街地活性化基本計画（変更案）（以下「基本計画案」という。）は、堺市の中心市街地を活性化させる計画として、具体的な取り組みに合わせた効果的な変更をおこなうものであり、妥当である。

（付帯意見）

中心市街地活性化に向けて、次の点に留意して、基本計画案を着実に実行されたい。

1. 基本計画案に盛り込まれている事業について、進捗に合わせて住民や商業者へ情報提供を行いながら、引き続き円滑な推進または促進を図られたい。

平成 29 年 11 月 13 日

堺市長 竹山 修身 様

堺市中心市街地活性化協議会
会長 島田 憲明



「堺市中心市街地活性化基本計画（変更案）」に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 9 項の規定にもとづき、堺市中心市街地活性化基本計画（変更案）に対する意見書を提出いたします。

（意見）

堺市中心市街地活性化基本計画（変更案）（以下「基本計画案」という。）は、堺市の中心市街地を活性化させる計画として、具体的な取り組みに合わせた効果的な変更を行うものであり、妥当である。

（付帯意見）

中心市街地活性化に向け、計画期間を考慮しながら基本計画案を確実に実行された
い。

平成 31 年 2 月 1 日

堺市長 竹山 修身 様

堺市中心市街地活性化協議会

会長 島田 憲明



「堺市中心市街地活性化基本計画（変更案）」に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 9 項の規定にもとづき、堺市中心市街地活性化基本計画（変更案）に対する意見書を提出いたします。

（意見）

堺市中心市街地活性化基本計画（変更案）は、支援メニューの名称変更等に伴う軽微な変更を行うものであり、妥当である。

令和2年1月30日

堺市長 永藤 英機 様

堺市中心市街地活性化協議会
会長 隈元 英輔



「堺市中心市街地活性化基本計画（変更案）」に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定にもとづき、堺市中心市街地活性化基本計画（変更案）に対する意見書を提出いたします。

（意見）

堺市中心市街地活性化基本計画（変更案）は、計画期間の延長及び支援メニューの追加に伴う変更を行うものであり、妥当である。

（付帯意見）

期間延長される1年間も、中心市街地の活性化に向けた取り組みを着実に実行されたい。

(6) パブリックコメントの実施

1) 意見の募集期間

平成26年10月17日（金）～平成26年11月17日（月）

2) 意見募集資料の配架場所

市政情報センター（堺市役所高層館3階）

各区役所市政情報コーナー（6施設）

各図書館（12施設）

都心まちづくり課（市役所高層館14階）

本市ホームページ

3) 応募方法

都心まちづくり課へ郵送、ファックス、電子メール

4) 集計結果

意見提出人数：4人

意見項目数：18件

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

1) 過去の取り組みに対する評価

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 中心市街地の現状分析」において「これまでの中心市街地活性化への取り組み」について記載。

2) 地域の現状等に関する統計的データ等による客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 中心市街地の現状分析」において「地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」について記載。

3) 地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 中心市街地の現状分析」において「地域住民のニーズ等の把握・分析」について記載。

(2) 様々な主体の参画及び各種事業等との連携・調整

本市では、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年7月施行）」に基づき、平成11年3月に堺東駅周辺地域約30haを中心市街地の区域として「堺市中心市街地活性化基本計画」を策定するとともに、平成12年5月に堺商工会議所を「堺TMO」に認定した。また、地域のまちづくり組織による活動も活発に行われている。

<堺TMOの経過>

堺商工会議所がTMO構想を策定したことを受け、大阪府下で初めてTMOに認定し、以下のような事業を展開してきた。

○堺市中心市街地タウンマネジメント事業

- | | |
|------------|---------------------------|
| 共同イベント事業 | ： オープンカフェ（平成12年～平成15年） |
| | ： フリーマーケット（平成12年～平成15年） |
| | ： イルミネーション（平成12年～） |
| | ： オープンベンチ（平成16年） |
| | ： Winter フェア（平成17年） |
| | ： 商店街お楽しみラリー（平成18年） |
| タウン情報誌提供事業 | ： 情報誌の発行（平成12年～平成14年） |
| | ： 商店街マップの作成（平成15年～平成18年） |
| 共通駐車券事業 | ： 共通駐車券の発行（平成13年～） |
| タウンマネジメント | ： 迷惑駐輪防止キャンペーン（平成17年） |
| | ： 迷惑ビラ・落書き防止キャンペーン（平成18年） |

○堺市中心市街地活性化拠点事業・創業者支援事業

中心市街地内の空きビルであった博愛ビルを活用して、堺TMOチャレンジショップ（平成16年12月～平成19年2月）を運営し、期間中延べ28名の出店者中、中心市街地内で9店、その他地域で7店の計16店が新規開業を果たした。

期間中は専門家による出店者に対する経営指導や開業支援を行い、新規創業者の出店促進に努め、創業後においても経営指導を継続して実施した。

その後、平成16年4月には（財）堺市都市整備公社を「中心市街地整備推進機構」に指定し、さらに、「都市再生特別措置法（平成14年6月）」の施行により、平成16年5月12日には堺東駅西地域の約27haについて都市再生緊急整備地域の指定を受け、平成19年6月に「堺市シビックコア地区整備計画」について国の同意を得た。平成19年11月には「堺TMO」に代わる組織として「堺市中心市街地活性化協議会」が新たに設立され、賑わいを創出するイベントの実施や地域の課題解決に向けた協議等を開催する等、中心市街地の活性化に向けた様々な取り組みを進めてきた。

<『そや堺 ええ街づくり隊』の経過>

○活動目的

「街は劇場のように」をテーマとした市民活動を通じて、みんなが楽しみながら、安心して暮らせる魅力あふれる堺東のまちづくりを行うことを目的として、平成16年から活動している。

まちづくりを行うにあたって、以下の視点をにより事業を展開することをめざす。

- ・歴史・伝を踏まえ、新たなまちの魅力を発信できる場所を発掘し、「生活を楽しむ舞台」となるように活用する。
- ・住まい、訪れる人々が、より多く楽しみながら活動に参画できる機会を作る。
イベント開催や地域活動及びまちづくりの提案を、もてなしの心を持って継続的に行う。
- ・市民自らの参画・運営によって、「演じる人」「観る人」「支える人」が、相互に協力し合いながら進めて行く。
- ・まちの美化や緑化活動を通じて、良好な景観計画に努める。
- ・市民交流広場を中心とし、まちに点在する様々な場所を発掘・利活用する。

○活動内容

- ・“住んで楽しい街は訪れて楽しい”の視点で自分たちでやれる事をやる。
- ・劇場化のステージは、私たちの生活を楽しむ舞台として活用する。
- ・劇場化の仕掛けは、私たちのまちづくりの継続的な取り組みである。

○これまでの活動

平成 17 年度（初動期）

- ・ 堺東賑わい劇場 第 1 幕 堺まつり協賛イベント
- ・ 堺東賑わい劇場 第 2 幕 クリスマスコンサート
- ・ 堺東賑わい劇場 第 3 幕 まちかどシンポジウム
- ・ 堺東賑わい劇場 第 4 幕 政令指定都市誕生記念イベント

平成 18 年度（自立に向けた移行期）

- ・ 堺東賑わい劇場 第 5 幕 第 1 回夏まつり盆おどり大会
- ・ 堺東賑わい劇場 第 6 幕 We Love SAKAI
- ・ 堺東賑わい劇場 第 7 幕 まちかどシンポジウム Part2
- ・ 堺東賑わい劇場 第 8 幕 昔の堺東映画祭
- ・ 堺東賑わい劇場 第 9 幕 堺の玄関口「堺東駅」写真展

平成 19 年度（自立への定着期）

- ・ 堺東賑わい劇場 第 10 幕 まちかどシンポジウム Part3
- ・ 堺東賑わい劇場 第 11 幕 第 2 回夏まつり盆おどり大会

平成 20 年度

- ・ 堺東賑わい劇場 第 12 幕 第 3 回夏まつり
- ・ 堺東賑わい劇場 第 13 幕 堺東フォーラム

平成 21 年度

- ・ 堺東賑わい劇場 第 14 幕 第 4 回夏まつり

平成 22 年度

- ・ 堺東賑わい劇場 第 15 幕 第 5 回夏まつり

平成 23 年度

- ・ 堺東賑わい劇場 第 16 幕 第 6 回夏まつり
- ・ 堺東賑わい劇場 第 17 幕 第 1 回ガシバル
- ・ 堺東賑わい劇場 第 18 幕 堺東オトナのまちあるきツアー

平成 24 年度

- ・ 堺東賑わい劇場 第 19 幕 第 2 回堺東まちあるきツアー
- ・ 堺東賑わい劇場 第 20 幕 第 2 回ガシバル
- ・ 堺東賑わい劇場 第 21 幕 第 7 回夏まつり
- ・ 堺東賑わい劇場 第 22 幕 第 3 回堺東まちあるきツアー
- ・ 堺東賑わい劇場 第 23 幕 第 3 回ガシバル
- ・ 堺東賑わい劇場 第 24 幕 第 4 回堺東まちあるきツアー

平成 25 年度

- ・ 堺東賑わい劇場 第 25 幕 第 4 回ガシバル
- ・ 堺東賑わい劇場 第 26 幕 第 8 回夏まつり
- ・ 堺東賑わい劇場 第 27 幕 第 5 回堺東まちあるきツアー
- ・ 堺東賑わい劇場 第 28 幕 ガシ横マーケット
- ・ 堺東賑わい劇場 第 29 幕 堺東お茶席

＜大小路界限『夢』倶楽部の経過＞

○活動目的

由緒ある大小路界限の歴史的・文化的資産を継承し、街並みや風土を守り育て、新しい付加価値を生み出すことによる経済振興やこのまちを愛する人々による地域振興、暮らしの質とまちの魅力を増す文化振興を核としたまちづくりを地域づくりの方針として、平成14年6月に設立された。大小路界限『夢』倶楽部では、以下の将来像をめざしてまちづくりに取り組んでいる。

- ・国内外の先進の文物をいち早く取り入れた先人に倣い、進取の気風を持つ事業者を大小路界限に呼び集め、豊かで新しい価値を生み出す。
- ・堺の都心に相応しい優れた街路景観と落ち着いた街並みを、大小路界限のまちの財産として守り育てる。
- ・かつて、茶の湯・能楽などの文化を花咲かせた堺の町衆の気風を受け継ぎ、世代を超えた文化が息づく環境を整え伝統と創造のまちとなることをめざす。
- ・知を集め、知を伝え、知を受け止める大小路界限に伝わる堺町衆の息吹を伝える。

○これまでの活動

- ・平成14年より「大小路イルミネーション」事業実施
- ・平成16年より「大小路筋クリーン作戦」実施
- ・平成16年より毎月第四日曜日に「大小路南蛮ガラクタ市」を開催
- ・平成16年より「夢庵」サロン&ギャラリー開設
- ・平成16年より「夢浪漫亭おたび寄席」開催
- ・平成16年「開口神社（海会寺）金龍井」復活
- ・平成17年より「大小路フラワーロード事業」実施
- ・平成17年より「夢衆」堺の地酒蔵の発売
- ・平成17年より「夢創庫」瓦版の発行
- ・平成17年より「夢創庵」deサロン開設
- ・平成17年「堺旧港周辺の整備計画（案）」提案
- ・平成17年より毎年「幼稚園で米づくり」
- ・平成18年より「夢浪漫本舗」deショップ開設
- ・平成18年「堺大小路シンボルロードにぎわい社会実験」実施
- ・平成19年より大小路界限の景観形成への申し合わせ事項合意
- ・平成25年より「紙C a f e」ショップ&サロン開設

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」における考え方

本市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」において、中心市街地の都市機能集積の考え方は以下のように位置づけられている。

都心地域のまちづくりの方向性

都心地域については、本市を中心とした広域的な都市圏の中核として、堺東駅周辺と堺駅周辺を核に、商業・業務・行政・文化・居住などの複合的な都市機能の集積を図るとともに、大小路線（大小路シンボルロード）や大阪中央環状線（フェニックス通り）、堺大和高田線などを軸とした東西方向の連携を強化します。

あわせて、旧市街地を貫く南北の中心軸である阪堺線を活用して、地域の歴史・文化資源を活かした集客・交流機能の向上に加え、堺らしい趣きの感じられる都市景観を形成することにより、国内外から人が集まり、賑わい、交流できる拠点づくりを進めます。

（中略）

都心地域のなかでも堺東駅周辺地域は、百貨店・商店街などの商業施設や、国の行政機関や市役所などの公共サービス施設が集積しており、本市のなかで随一の中核性を有する地域であり、より高度な商業・業務・行政・文化居住機能等の集積を図ることにより、市全体の都市活力の向上と発展を支える中心核を形成します。

(2) 堺市都市計画マスタープランにおける考え方

平成24年12月に改定した堺市都市計画マスタープランにおいて、中心市街地の都市機能集積の考え方は以下のように位置づけられている。

都市づくりの方針

② 魅力と賑わいのある都心に再生する

- ・都心においては、堺東駅周辺地域と堺駅周辺地域を核として、商業・業務機能や行政サービス機能を集積・強化させるとともに、地域の歴史・文化資源を活かした集客・交流機能の向上に加え、堺らしい趣きの感じられる都市景観の形成や住環境の維持・向上を図ることにより、国内外から人が集まり、賑わい、交流できる拠点づくりを進めます。
- ・都心のなかでも堺東駅周辺地域においては、商業・業務機能等の都市機能を集積・強化させるとともに、良好な市街地環境の形成を図ることにより、政令指定都市・堺の玄関口にふさわしい魅力と風格あるまちづくりを進めます。

〔２〕都市計画手法の活用

平成 24 年 12 月に改定した「堺市都市計画マスタープラン」においては、堺東駅周辺地域及び堺駅周辺地域を核として、商業・業務機能や行政サービス機能を集積させるとしており、無秩序な市街地の拡大を抑制し、都市機能が拡散しない都市空間の形成を図ることが求められている。

大規模集客施設については、都心等の都市機能の集積を図るべき地域等、周辺土地利用や、都市基盤の状況等を考慮した適切な立地を図ることとし、準工業地域においては、産業振興施策との連携を図りつつ、工場の操業環境や周辺の生活環境に配慮した土地利用の誘導を図る。

〔３〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における公共公益施設等の立地状況

項 目	主な施設		
公共施設	堺市役所	堺区役所	堺警察署
	堺消防署	堺市総合福祉会館	ベトナム総領事館
	堺税務署	大阪法務局堺支局	堺労働基準監督署
	ハローワーク堺	大阪地方検察庁堺支部	堺区検察庁
	大阪地方裁判所堺支部	堺簡易裁判所	大阪家庭裁判所堺支部
	堺東年金事務所	堺保健センター	消費生活センター
	堺郵便局	堺東観光案内所	堺駅観光案内所
	国際交流プラザ		
教育施設	堺市立熊野小学校	堺市立市小学校	堺市立殿馬場中学校
文化施設	堺市民会館		
公園	瓦町公園	土居川公園	花田口公園
	戎(ザビエル)公園	甲斐町公園	大浜公園
	大浜北公園		

(2) 大規模小売店舗の立地状況

「１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔２〕中心市街地の現状分析」において「堺市内の大規模小売店舗（10,000 ㎡以上）」について記載。

[4] 都市機能の集積のための事業等

「4. 市街地の整備改善のための事業」から「8. 4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業」において示した以下の事業を実施することにより、中心市街地への都市機能の集積を図る。

4. 市街地の整備改善のための事業

- ・ 堺東駅南地区第一種市街地再開発事業
- ・ 市民交流広場整備事業
- ・ 市民会館建替え事業
- ・ ザビエル公園再整備事業
- ・ 宿院町公園再整備事業
- ・ 博愛ビル活用事業
- ・ 大浜北町市有地活用事業
- ・ 堺東駅前ペデストリアンデッキ改修・再整備事業
- ・ 市道堺東駅三国ヶ丘線拡幅事業
- ・ 堺泉北港海岸 堺地区 高潮対策事業
- ・ 市道三国ヶ丘御幸通南三国ヶ丘1号線拡幅事業
- ・ 堺市文化観光拠点（さかい利品の杜）運営事業
- ・ 市民会館アクセスルート整備事業
- ・ 翁橋公園整備事業
- ・ 堺東行政ゾーン整備事業
- ・ 公用車駐車場等整備事業
- ・ 堺東駅前自転車駐車場再配置
- ・ 大浜体育館建替え（武道館併設）事業
- ・ 市民駐車場整備事業

5. 都市福利施設を整備する事業

- ・ 市民会館建替え事業【再掲】
- ・ キッズサポートセンターさかい運営事業
- ・ 堺市文化観光拠点（さかい利品の杜）運営事業【再掲】
- ・ 保健センター庁舎整備事業

6. 住宅の供給及び居住環境の向上のための事業

- ・ 中心市街地における共同住宅供給の促進
- ・ 堺東駅南地区第一種市街地再開発事業【再掲】
- ・ 優良建築物等整備事業の促進
- ・ 住居系建築物容積率割増規定

7. 商業の活性化のための事業及び措置

- ・ 堺東駅南地区第一種市街地再開発事業【再掲】

- ・ 博愛ビル活用事業【再掲】
- ・ 市民交流広場を活用した賑わい創出
- ・ 大浜北町市有地活用事業【再掲】
- ・ ガシ横エリアを核とした堺東商店街活性化プロジェクト
- ・ 市民交流広場の活用促進
- ・ 商店のノウハウ商品化事業
- ・ エリアマネジメント推進事業
- ・ 商業共同施設設置事業補助
- ・ 商業共同施設機能向上支援事業補助
- ・ 地域コミュニティ形成促進事業補助（空き店舗等活用促進事業）
- ・ 地域コミュニティ形成促進事業補助（地域コミュニティ活性化事業）
- ・ 堺東まちなか「逸品」バル
- ・ 堺東イルミネーション事業
- ・ 大小路イルミネーション事業
- ・ 堺東夏まつり
- ・ 都心地域業務系機能集積促進事業
- ・ 堺東オトナのまちあるき
- ・ 堺少女歌劇団プロジェクト
- ・ 晶子のふるさと山之ロブランド創出事業
- ・ 堺山之ロアートフェア
- ・ 南蛮ガラクタ市
- ・ 堺駅前B級グルメフェスタ
- ・ 堺旧港観光市場
- ・ 鯉・来いまつり
- ・ 市民交流広場を活用した賑わい創出
- ・ 地域交流施設整備事業
- ・ 堺市都心地域まちづくり活動支援補助
- ・ 伝統産業の拠点開発、街並み形成検討事業
- ・ SAKAI 散走による魅力発信事業
- ・ 空き店舗の一時利用事業

8. 4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・ 阪堺線停留場改修
- ・ 紀州街道沿道の景観づくり（大道筋中央の植栽帯の改善）
- ・ バス車両のバリアフリー化推進
- ・ 公共交通の利用環境改善促進
- ・ 自転車通行空間の整備
- ・ さかいコミュニティサイクル事業
- ・ 堺観光レンタサイクル
- ・ おでかけ応援バス

- ・ 阪堺線高齢者運賃割引
- ・ 阪堺線堺市内・大阪市内区間の運賃均一化
- ・ ゾーンチケット
- ・ 公用車 EV カーシェアリング
- ・ 観光周遊バスの運行
- ・ 観光案内サイン・標識の多言語化事業
- ・ 堺まつり
- ・ 堺区ふれあいまつり
- ・ SAKAI STUDENTS' BRASS CONCERT
- ・ 堺文化財特別公開
- ・ 環濠クルーズの運行
- ・ 音楽文化推進事業
- ・ 堺・アセアンウィーク
- ・ 堺大魚夜市
- ・ スマートファクトリー・スマートオフィス導入支援事業

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

基本計画に掲げた事業について、実践的・試行的な活動を行っているもの等を以下に示した。

(1) 商店街等における地域の主体的な取り組み

中心市街地においては、「堺東まちなか「逸品」バル」「堺少女歌劇団プロジェクト」「堺東夏まつり」「イルミネーション事業」など、商店街等をはじめ地域を主体とした多様な取り組みが実施されており、賑わい創出に寄与するものとなっている。これらの継続的な実施が、中心市街地への来街者の増加、地域の活性化につながることから、引き続きこうしたイベント等を支援していく。

(2) 市民交流広場の活用促進

市役所前の市民交流広場においては、フリーマーケット・マルシェや、トップレベルスポーツチーム(堺ブレイザーズ、セレッソ大阪等)と連携したイベント、大学(関西大学、プール学院大学等)や地域の小中学校と連携したイベントなどを実施することにより、商店街を含めた地域の活性化を図る。

これに加えて、イベント時以外にも賑わいを創出するため、現在の広場の運用をより市民が活用しやすいものに変えていくため、試験的な取り組みなどを行いながら、市民が自由に活用できる仕組みづくりを進める。

[2] 都市計画との調和等

(1) 堺市総合計画（堺 21 世紀・未来デザイン）＜平成 13 年 2 月＞、堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」＜平成 23 年 3 月＞との整合性

堺市総合計画「堺 21 世紀・未来デザイン」の基本構想の下でまちづくりの基本的な方向性と取組を示す、堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」（目標年次：令和 2 年度）においては、堺東駅周辺地域及び堺駅周辺地域を核として位置付け、基本政策と主な取組内容として、都心地域のまちづくりの推進、市民会館建替え事業等を掲げており、本基本計画との整合は図られている。

■堺市総合計画（堺 21 世紀・未来デザイン）

【まちづくりの基本理念】

輝くひと やすらぐくらし にぎわうまち ともにつくる自由都市・堺

■堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」

○空間形成に関する基本的考え方

○基本政策と主な取組内容

施策 6-1 都心地域や各地域拠点の活性化

【施策展開の方向性】

都心地域においては、商業施設や行政機関等既存の都市機能を活かしながら、広域的な都市圏の中核として、より高次の商業・業務・行政・文化・居住機能等の集積を図り、市全体の都市活力の向上と発展を支える中心核を形成します。

【主な事業】

都心地域のまちづくりの推進

都心地域の活性化に向けた検討を行うとともに、再開発等の地元の主体的な取組に対して支援を行う等、まちの魅力向上や賑わいと交流のまちづくりを推進します。

施策 6-4 歴史・文化資源を活かしたまちの賑わいの創出

【施策展開の方向性】

市内の歴史・文化資源を生かす情報発信力の高い拠点的な施設の整備を推進するとともに、市内の魅力ある資源をネットワーク化することで、市全体の魅力を高め、賑わいを創出します。

【主な事業】

市民会館建替え事業

市民が、国内外の優れた文化芸術を鑑賞し、自らも創造・発表する機会を提供することにより堺市の文化力向上に資するとともに、新しい文化芸術の創造・交流・発信の拠点として、市民会館を建替え整備します。

(2) 堺市都市計画マスタープラン＜平成 24 年 12 月＞との整合性

土地利用・都市空間の基本的考え方として、無秩序な市街地の拡大を抑制し、都市機能が拡散しない都市空間の形成を図ることを掲げ、中心市街地が含まれる都心においては、堺東駅周辺地域及び堺駅周辺地域を核として、商業・業務・行政・文化・教育などの都市中枢機能集積と都心居住の促進を図るとしており、本基本計画との整合は図られている。

【都市づくりの基本姿勢】

『歴史・文化を活かし、持続可能な、自治都市を支える協働の都市づくり』

【めざすべき都市像】

- ◆活力あふれる都市 ～賑わいと交流、産業活動を支える都市づくり～
- ◆居住魅力のある都市 ～やすらぎと歴史・文化が感じられる都市づくり～
- ◆環境と共生する都市 ～自然と調和し、環境にやさしい低炭素都市づくり～
- ◆安全で安心して暮らせる都市 ～災害に強く犯罪等が起こりにくい、誰もが安心して暮らせる都市づくり～

【土地利用・都市空間の方針】

都市づくりの取組み

- ◆拠点性を高める都市の再生と都市機能の強化
- ◆既存集客資源等の活用と新たな集客拠点の整備
- ◆大規模集客施設等の立地の誘導と抑制
- ◆都市型産業の誘導
- ◆地域特性を生かしたまちなか居住の促進
- ◆多様なニーズに対応した良好な住環境の維持・向上
- ◆無秩序な市街化の抑制

【堺区の都市づくり方針】

1. 拠点の強化と連携による都心の魅力と活力の向上

◆都心の活性化と魅力づくり

○堺東駅周辺地域と堺駅周辺地域を核として、商業・業務・行政・文化・居住機能等の集積を図るとともに、歴史・文化や水・緑を活かした魅力ある都市空間の形成や歩いて暮らせるまちづくりをめざします。

(3) 堺 都心のまちづくりプラン＜平成 24 年 7 月＞との整合性

都心及びその周辺地域を堺東駅周辺地域・旧市街地周辺地域・堺駅周辺地域の 3 つの特徴ある地域に分け、地域間の連携を図りながら、来訪者を迎える堺の玄関口として、堺の都市イメージを向上させるようなまちの顔づくりと、都心の中心的拠点にふさわしい都市機能の集積を図ることとしており、本基本計画との整合は図られている。

【まちづくりの目標】

人が集い、交流し、賑わいと活力のあふれる都心

— 歴史・文化が香る自由・自治の進取の気風が息づくまちをめざして —

【まちづくりの基本方針】

1. 自由と自治のまち・堺を代表する活力あふれるまちづくり
2. 文化の香り豊かな都心のライフスタイルを創出するまちづくり
3. 歴史を守り育み新たな魅力を創造するまちづくり

【まちの将来イメージ】

○堺東駅周辺地域の将来像

堺を代表する賑わいと風格のあるまちなみの形成や都市機能の充実により、市民や来訪者がそれぞれの目的に向けていきいきと活動するまち

○堺駅周辺地域の将来像

都心地域の西の玄関口としての賑わい・交流の機能充実と、海に開かれた水辺空間を活かした歴史と潤いの感じられるまちづくりにより、市内外から訪れる人で賑わうまち

○旧市街地駅周辺地域の将来像

大道筋・大小路沿道の商業・業務機能の強化と、まちの歴史・文化を活かした魅力創出により、来訪者が堺らしさを楽しみ、市民がまちに誇りと愛着をもって暮らすまち

[3] その他の事項

(1) 堺市歴史的風致維持向上計画の推進

堺市マスタープランに示す重点プロジェクトである「歴史文化のまち堺・魅力創造―誇りを持てるまち実現プロジェクト―」の実現に向けた取組として、市内での検討及び平成 23 年 8 月に設立した「堺市歴史的風致維持向上計画協議会」における議論等を経て、「堺市歴史的風致維持向上計画」を作成した。平成 25 年 9 月に歴史まちづくり法に基づき文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣へ認定の申請を行い、平成 25 年 11 月に認定が行われた。

「環濠都市区域」「百舌鳥古墳群及び周辺区域」を重点区域として位置づけ、これらの重点区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に実施することにより、中心市街地活性化事業とも連携した相乗効果の発揮が期待される。

堺市歴史的風致維持向上計画

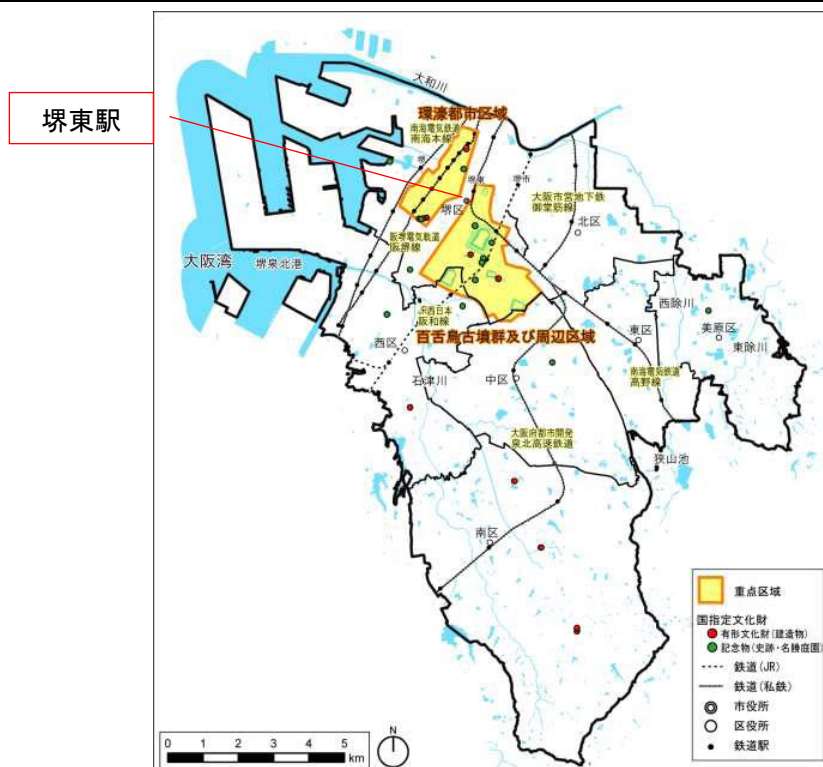
○歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

- (1) 古墳時代をはじめ各時代に培われてきた多様な歴史・文化資源の保存と活用
- (2) 「もののはじまり何でも堺」に象徴される伝統の継承と振興
- (3) 古墳や歴史的まちなみを活かした魅力ある景観の創出
- (4) 歴史の重層性により育まれた堺の都市魅力の発信と共有

○重点区域

『百舌鳥古墳群及び周辺区域』 面積：617ha

『環濠都市区域』 面積：250ha



(2) 百舌鳥古墳群の世界文化遺産への登録

中心市街地の南東には、百舌鳥古墳群がある。古墳時代に 100 基を超える古墳が築造されたと考えられているが、1600 年を経て半数以上の古墳が失われ、現在は巨大な前方後円墳とそれを取りまく様々な形の中小の古墳 44 基が残っている。

百舌鳥古墳群の中で最も大きな古墳である仁徳天皇陵古墳は 5 世紀に築造され、墳丘長 486 メートル、周囲の濠を含む全長 840 メートルの前方後円墳で、世界最大級の規模を誇る。その周りには陪塚とされる小型の古墳が 10 基以上もある。このほか、墳丘長が 365 メートルあり日本で 3 番目の大きさを誇る履中天皇陵古墳、市民による保存運動で国指定史跡となったいたすけ古墳、前方部が大きく広がった精美な形状のニサンザイ古墳、ニサンザイ古墳の 2 分の 1 の相似形で造られた反正天皇陵古墳など、特徴的な古墳が数多く残っている。

本市では、百舌鳥古墳群を日本が世界に誇るべき貴重な文化遺産として後世まで末永く守り伝えるため、羽曳野市、藤井寺市に広がる古市古墳群とともに、百舌鳥・古市古墳群として世界文化遺産登録をめざした取り組みを進めている。

平成 19 年 9 月には、本市と大阪府、羽曳野市、藤井寺市と共同で文化庁に提案書を提出し、平成 22 年 11 月にユネスコ世界遺産暫定一覧表に記載された。翌年の平成 23 年 5 月には、本市と大阪府、羽曳野市、藤井寺市の 4 自治体で百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議を立ち上げ、推薦書原案の作成や登録機運の醸成に向けた P R など、4 者一体となり登録に向けて取り組み、令和元年 7 月には世界文化遺産へ登録された。

今後、中心市街地活性化事業との連携による相乗効果が見込まれる。

(3) 環濠都市における都市再生整備計画事業との連携

中心市街地の内外に跨る堺環濠都市は、多くの歴史文化資源やまちなみの一部が長い歴史の中で保存・継承され、「国際交易都市」、「自由都市」、「進取の気風」等の堺らしさを感じることができる貴重な地区である。これまでも堺観光の「二大戦略拠点」の一つとして位置付け、重点的に観光誘客を促進するとともに、地区内を南北に貫く公共交通機関であり大阪府内唯一の路面電車である阪堺線の再生・活性化を図る等、魅力あるまちづくりを展開してきたが、観光ネットワーク構築等が課題となっている。

平成 24 年度より、都市再生整備計画事業として堺観光の基点となる文化観光拠点施設の整備をはじめ、都市魅力の向上や観光ネットワーク構築に寄与するための事業等整備を進めているところであり、中心市街地活性化事業との連携により、相乗効果が期待される。

都市再生整備計画事業（堺環濠都市地区）《平成 25 年 2 月策定》

○ 計画内容

事業主体：堺市

面積：約 245ha

交付期間：平成 24 年から平成 28 年度

○ 主な基幹事業

（仮称）文化観光拠点施設整備事業、（仮称）文化観光拠点駐車場整備事業、

（仮称）文化観光拠点コミュニティサイクルポート整備事業、

（仮称）文化観光拠点周辺道路整備事業

○ 主な提案事業

ザビエル公園再整備事業、宿院町公園再整備事業、大道筋緑化事業、

堺版元気な商店街創出事業

(4) 環境モデル都市「クールシティ・堺」実現に向けた取り組み

低炭素型都市の実現には、市民、事業者、市が一体となり、地域主体の大胆な取り組みを積極的に展開し、温室効果ガス削減に取り組まなければならない。

本市は、平成 21 年 1 月、先導的な取り組みにより大幅な温室効果ガスの削減にチャレンジする「環境モデル都市」に認定された。

平成 21 年 3 月には、「堺・クールシティ宣言に関する決議」が市議会で可決され、あわせて市では、市民、企業、大学等研究機関、団体、行政が互いに連携を図り、それぞれが主体性をもって、「快適な暮らし」と「まちの賑い」が持続する低炭素都市「クールシティ・堺」の実現をめざす決意を、「堺・クールシティ宣言」として内外に示した。

平成 26 年 5 月には「第 2 次堺市環境モデル都市行動計画」を策定し、本市が掲げる温室効果ガスの削減目標と今後 5 年間に具体化を図る取組内容等を取りまとめている。

第 2 次堺市環境モデル都市行動計画

< 温室効果ガスの削減目標 >

中期目標（2020 年度） 1990 年度比 2%増加まで抑制

（2005 年度を基準とした場合、6%の増加まで抑制）

長期的にめざすべき方向（2050 年度） 1990 年度比 80%減

< 温室効果ガス大幅削減のための 3 つの戦略と代表的施策 >

○産業構造の転換

- ・省エネルギー・創エネルギーの推進、未利用エネルギーの利活用等を促進し、エネルギー利用の効率化と安定的な事業活動を確保する。
- ・環境関連など幅広い分野において、リーディングカンパニーとして成長できるよう、市内企業の技術開発力、人材力、経営力の強化を支援し、市内外での温室効果ガスの削減に寄与する。

○都市構造の変革

- ・自動車中心の交通体系から公共交通や自転車中心の交通体系への転換を図る。
- ・土地利用更新などの機会を通じて環境に配慮したまちづくりを推進する。
- ・まちなかへの緑の創出等によって潤いのある都市環境の創出をめざす。

○環境文化の創造

- ・市民が安心、快適に暮らせ、事業者が安定的に活動できるエネルギー利用スタイルを促進する。
- ・市民、事業者の自主的な環境取組を促進させる仕組みづくりや、持続的な低炭素まちづくりを進める人材育成を行う。

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」及び「3. 中心市街地活性化の目標」に記載
	認定の手続	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	基本方針に基づき目標を達成するために必要な事業を4から8に記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地活性化の目標」に記載
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4から8に記載した概ねの事業において事業主体は特定されている。事業主が特定されていない事業についても特定の見込みは高い。
	事業の実施スケジュールが明確であること	4から8に記載したすべての事業について、計画期間である令和3年7月までに完了又は着手できる見込みがある。